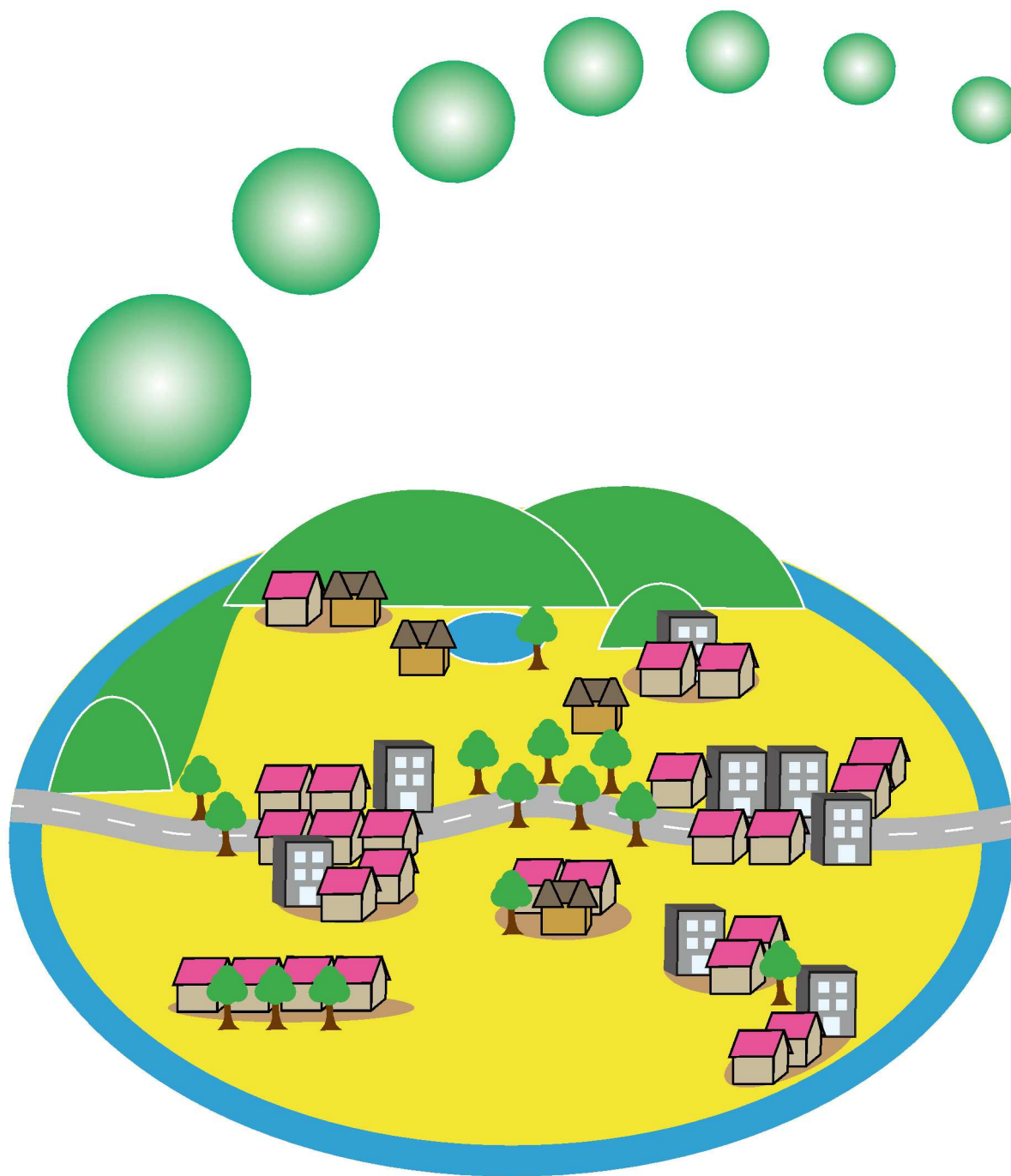


白石町都市計画マスタープラン

～豊かな田園・集落と人が末永く共生するまちを目指して～



白 石 町

目 次

1. はじめに ～都市計画マスタープランについて～	1
1-1. 都市計画とは	1
1-2. 対象地域の位置.....	1
1-3. 都市計画マスタープランの役割.....	2
1-4. 目標年次（計画期間）	2
2. まちづくりの現況と課題	3
2-1. 白石町の現況	3
2-2. まちづくりの課題.....	6
3. まちづくりの目標と基本方針	8
3-1. 白石町のまちづくりの理念と将来像.....	8
3-2. 都市計画区域の設定.....	11
3-3. 白石町の将来都市構造	13
4. ゾーン別まちづくり構想	19
4-1. 地域拠点・生活拠点ゾーン	19
4-2. 田園集落ゾーン.....	25
4-3. 山すそ歴史自然ゾーン	29
5. 分野別の整備・誘導・まちづくり方針	31
5-1. 土地利用形成方針.....	31
5-2. 道路の整備方針.....	34
5-3. 公共交通の整備方針	36
5-4. 公園・緑地の整備方針	38
5-5. 下水道の整備方針.....	40
5-6. 住宅の整備方針.....	41
5-7. 河川・水辺空間の浄化・保全の方針	43
5-8. 安全・安心のまちづくりの方針.....	44
5-9. 景観形成の方針.....	47
5-10. 環境にやさしいまちづくりの方針	49
5-11. 歴史・文化資源の活用に関する方針	51
5-12. 田園・集落の維持・再生の方針.....	52
6. 実現化に向けて	55
6-1. 都市計画制度の有効活用	55
6-2. まちづくりの推進体制の構築.....	57
6-3. 町民や事業者のまちづくり活動の促進	58
6-4. 計画の進行管理.....	58

資料編

1. 白石町の概要	60
1-1. 地勢	60
1-2. 歴史	61
1-3. 人口・世帯	72
1-4. 産業	79
1-5. 地区、集落（字）単位の現況	81
1-6. 都市計画区域の沿革	107
1-7. 土地利用	109
1-8. 基盤整備	117
1-9. 文化財	130
1-10. 地域活動・コミュニティ	132
2. 町民意向調査	134
2-1. 調査概要	134
2-2. 結果の概要	134

1. はじめに ～都市計画マスタープランについて～

1-1. 都市計画とは

まち（都市）は、人々の生活の場であり、商業や工業など様々な活動が営まれ、多様な人々が集う交流・憩いの場でもあります。

都市計画とは、このような生活や産業、交流などの多様な活動が、安全、快適かつ魅力や活力のある活動として営まれるための場づくり、仕組みづくりのための計画です。

都市計画法では、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されています。

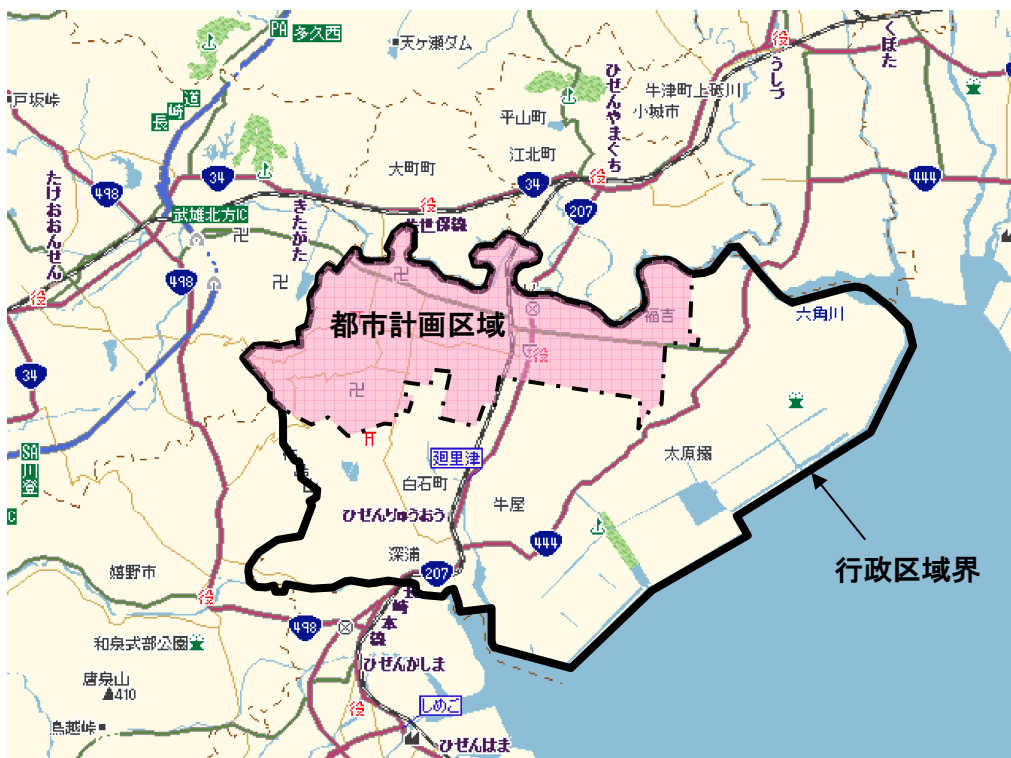
1-2. 対象地域の位置

都市計画マスタープランの策定区域は原則として都市計画区域¹内ですが、平成17年1月1日の3町合併による新・白石町発足を考慮し、都市計画区域再編の検討をすることを鑑み、対象範囲を白石町全域とします。

●区域の概要

	行政区域	都市計画区域（現行）
面積	99.56 km ²	24.48 km ² （旧白石町の一部）
人口（H22 国勢調査）	25,632 人	8,641 人

●位置図



¹ 都市計画区域……一定条件の市街地とその周辺を対象に、土地利用や建物の建て方、道路や公園などの配置といったルールを定める区域。本町では白石地域のうち北明地区、福富地域全域および有明地域全域を除く範囲に設定されている。

1-3. 都市計画マスタープランの役割

1) 都市（まち）の将来像を示します

まちの将来像を示し、住民や地域の団体、事業者、行政などの多様な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。

2) まちづくりの方針を示します

まちづくりを進めるにあたっての都市計画の見直し、決定などまちづくりに関する基本的な方針を示します。

3) 都市計画の総合性・一体性を確保します

土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画相互の関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを進めます。

4) 住民の都市計画に対する理解や合意形成の円滑化のための指針を示します

住民などがまちづくりの課題や方向性について合意し、そのことにより具体的な都市計画の決定、実現が円滑に進むよう指針を示します。

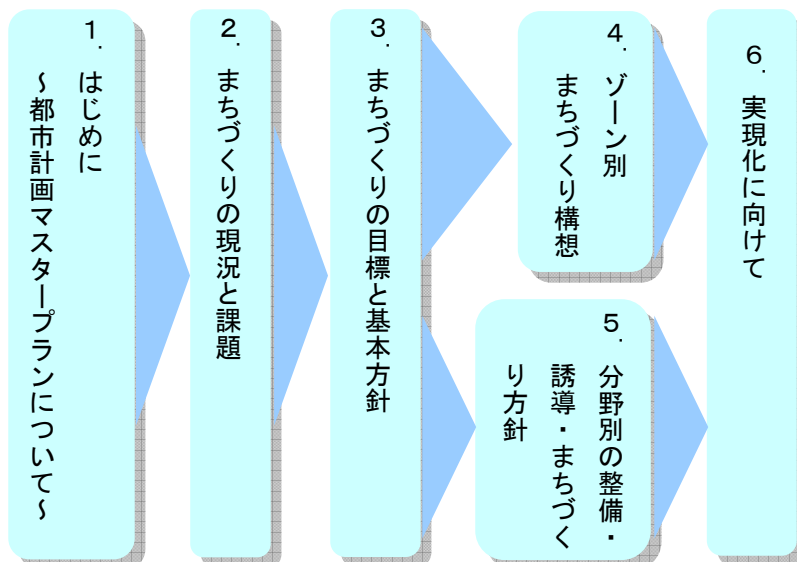
1-4. 目標年次（計画期間）

都市計画マスタープランは、都市計画の総合的な指針としての役割から長期的視点に立って策定する必要があるため、概ね20年後を目標に置いた計画とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗に応じて、適宜見直しを行います。

●計画の構成

この都市計画マスタープランは、白石町の「まちづくりの現況と課題」を踏まえ、「まちづくりの目標」を定め、同じ方向性を持った土地利用のまとまりをゾーンごとに区分し「ゾーン別まちづくり構想」として示し、土地利用や交通など「分野別の整備・誘導・まちづくり方針」を定めています。さらに、「実現化に向けて」住民などと協働のまちづくりの推進に向けた考え方、進め方、手法などを示しています。

●都市計画マスタープランの構成



2. まちづくりの現況と課題

2-1. 白石町の現況

(1) 町の成り立ち、歴史

- 本町は、町域の大部分が干拓事業により創られた町で、古くから人の営みがあった西部、人・物の流通が盛んな港町や宿場町の散在する中央部、干拓による新田開発の苦闘とフロンティア精神が垣間見られる東部と、まちの成立時期の違いから、異なる集落形態を構成するなど多様な地域性を包含しています。(→P. 61~67)
- 白石の農業は、常に水の確保に悩まされた歴史を有しており、地下水のくみ上げにより、佐賀県内でも最も地盤沈下に悩まされる地域となりました。そのため、筑後川下流土地改良事業による導水路の整備が期待されています。(→P. 68~71)

(2) 人口・世帯

- 本町は、県内でも人口減少、少子高齢化のペースが速い地域であり、高齢化率は約30%(平成22年)から20年後(平成42年)には約37%に上昇する見込みです。(→P. 72)
- 世帯数は減少傾向で推移しており、1世帯あたり人員は約3.37人と県内で最も大きく、単身世帯の割合(14.4%)は県平均を10%下回り、二世帯・三世帯居住世帯が多いと推測されます。(→P. 73)
- 人口構成の割合は、50歳代以上が多く、20~40歳代及び10歳未満が少なくなっています。人口移動は、10~20歳代の転出が多い反面、50歳代や70歳代などの転入もあります。(→P. 74~75)
- 本町では、通勤・通学で流出する人口が、他市町からの流入人口の約1.7倍あり、流出超過となっています。町民の通勤・通学先は、佐賀市が最も多く、一方で、嬉野市や太良町からは流入人口が流出人口を上回っています。(→P. 76)

(3) 産業

- 第1次産業従事者の割合が約30%(平成22年国勢調査)と都市計画区域を有する自治体の中ではきわめて大きく、農業を基幹とする町であるといえます。(→P. 79)
- そのような中でも、第1次産業の占める割合は、平成7年~22年の15年間で約5%減少しており、農業の担い手が不足してきています。一方で、サービス業などの第3次産業が増加しています。(→P. 79)

(4) 集落

- 本町には高齢化率50%を超えるいわゆる限界集落は、実質的に存在せず、また、三世帯居住世帯も多いため、コミュニティが維持されていく潜在力は高いといえます。(→P. 86~105)
- 一方で、昭和50年~平成22年の35年間で農家は約5割以上減少し、特に西部から南部にかけては6~7割減に近く、産業の衰退による集落の活力低下が危惧されます。(→P. 85, 88)

(5) 土地利用

- 町域の大部分が農地により占められ、その中に秀津・廻里津の住商混在地区、福富・築切・牛屋などの住居密集地区が点在しています。(→P. 109~111)
- 杵島山を除く町域のほぼすべてが農業振興地域および農用地区域に指定されていますが、近年、幹線道路付近や既存集落の隣接地を中心に農地の転用が多く見られます。そのため、農業施策だけでは農地の保全を十分に行うことができない状況です。(→P. 113~115)
- 住居の新築は、白石地域の中心部に多いが、町内全域の既存集落内にも見られます。(→P. 114~115)

(6) 道路・交通

- 町内を国道2路線(国道207号、国道444号)と県道8路線が走り、町の中央部をJR長崎本線が縦断しています。また、町の東部から南部にかけて、有明海沿岸道路が整備される計画となっており、広域交通体系の大きな変化が予想されます。(→P. 117)
- 全9路線の都市計画道路のうち2路線が整備済み、3路線が事業中、4路線が未着手となっています。(→P. 118)
- 農業基盤整備に伴う農道整備により、既存集落の密集地域を除くと全町的に幅員4m以上の道路が張り巡らされています。(→P. 119)
- 町内の公共交通として、JR・路線バスのほかに町内移動向けのコミュニティタクシーが3路線、デマンド交通システムが4路線運行されています。(→P. 120~121)

(7) 公園

- 都市公園が2ヶ所(白石中央公園、水堂公園)あり、白石中央公園は役場新庁舎の開設を機に整備されています。また、福富地域には福富マイランド公園、有明地域には有明スカイパークふれあい郷という地域の拠点となる公園が存在しています。(→P. 122)
- その他、屋外の大規模公園・レクリエーション施設が現在の都市計画区域外に5ヶ所あります。(→P. 122)
- 農村環境整備事業等で整備された農村公園など小規模な公園・広場が町内各地に点在しており、町内の大部分の集落から公園・広場へのアクセスは概ね確保されています。(→P. 123)

(8) 下水道

- 平成20年度より、特定環境保全公共下水道が、人口密集地域を中心に整備が進められています。(→P. 124~125)
- これまで、大きな集落単位で農業集落排水事業による整備が進められており、今後進められる下水道事業でカバーできない地域については、浄化槽整備が計画的に進められています。(→P. 124~125)

(9) 住宅

- 三世帯世帯が全世帯の約 25%を占め、単身世帯の割合 (14.4%) よりも多くなっています。また、持ち家、一戸建ての割合がそれぞれ 9 割程度を占めており、賃貸住宅や集合住宅の割合はごくわずかです。(→P. 126~127)

(10) 医療・福祉施設、学校

- 町内には総合病院が 2 ヶ所あるほか、特に白石地域の中心部には各種診療科目の個人病院が多く立地し、高校も 2 校あるため、人をまちにひきつける潜在的な力を備えています。(→P. 128~129)
- 福祉施設は町内各地に点在し、近年、高齢化を背景に増加しています。(→P. 128)

(11) 文化財

- 多くの文化財や寺社は、町域西部の杵島山麓を中心に南北方向に分布しています。一方で、平野部には、干拓堤防の遺構が残り、白石平野の干拓の歴史を垣間見ることができます。(→P. 130~131)

(12) 地域活動・コミュニティ

- 町内では、NPOやCSOが障害者福祉や子どもの健全育成などさまざまな活動を行っています。また、町内各地の商店街では、シャッターアートなどの新たな取り組みも行われています。(→P. 132)
- 農業協同組合(JA)が、町内の密なネットワークを生かし、営農支援、金融、共済、物販など町民生活に密着したサービスを行っています。(→P. 132)
- 町のイベントとして、「歌垣の里ロードレース大会」や「ぺったんこ祭」、春・夏のまつりなどが開催され、多くの人出で賑わっています。また、これらのイベントを支えるボランティアも活躍しています。(→P. 133)

(13) 町民意向調査の結果より

- 自然の豊かさや静けさ、福祉・医療、生活道路整備については満足度、重要度ともに高く感じられています。一方で、歩道などのバリアフリー化や生活排水施設整備、職場の確保、災害に対する安全性などが、満足度は低いが高重要度の高い項目として挙げられており、今後の重点的な施策課題と考えられます。(→P. 135~136)
- 今後も現在の居住地に住み続けたいとの回答が約 60%と、町への愛着の強さが見られます。また、将来の白石町に望むこととして、利便性向上や活性化よりは、安全・安心で静穏な暮らしを志向する傾向が見られます。(→P. 136)
- 基盤整備に関しては、生活道路、歩道、身近な公園などの生活に身近なインフラの整備に対する要望が多くありました。また、町を特徴付ける自然景観や田園景観を保全することを望む声が多くありました。(→P. 137)
- 「町の中心部に空き店舗や空き家、空き地が目立つところが多い」「まとまった商業地がない」など中心市街地の衰退と拠点性の低下が感じられます。(→P. 139)

2-2. まちづくりの課題

課題 I 農地・自然環境の保全と計画的な土地利用

①農地の保全

本町の基幹産業は農業であり、これからも生産基盤である農地の保全を継続していく必要があります。しかし、近年では農地転用が相次いでおり、農地の保全には農地法だけでなく、都市計画施策による規制・誘導を有効に行う必要があります。

②町の一体化の推進

本町は、平成17年1月に旧3町が合併し、各地域ともに中心となる既成市街地を有しています。今後は、まちの一体感を高めるような、既成市街地およびこれらを結ぶ幹線道路軸への都市機能の適正な誘導が必要です。

③有明海沿岸道路整備の影響の考慮

現在整備中の有明海沿岸道路の供用により、アクセス圏域が拡大するのに伴い、インターチェンジが設置される福富地域を中心に、これまでになく開発圧力にさらされることが想定されます。そのため、都市計画制度を有効に活用しながら、乱開発の規制や都市機能の誘導を行う必要があります。

課題 II まちの歴史と人の営みに根ざしたまちづくりの推進

①町特有の歴史・景観の保全

本町は、杵島山麓から干拓により東方へ広がってきたまちで、歴史の段階に応じて集落の形態も異なり、町全体としては地域ごとに特色のある田園景観が形成されています。そのため、白石を特徴付ける美しい田園景観を今後も保全していくことが求められます。

②農業の振興

本町は、県内有数の農産物の産地で、第1次産業の就業者は約30%と県内でも高い値を示しています。本町を特徴付けるアイデンティティとして農業の振興を図るために、農業基盤の整備や後継者の育成、新規就農者の受け入れなどを促進する必要があります。

③地域資源を活かした観光の振興

本町には、稲佐神社などの古い寺社や縫ノ池など、町民に古くから親しまれている地域資源が数多くあるのに加え、地域に伝わるさまざまな祭り・イベントがあります。これらの文化をまちの宝として、観光資源として活用していくことが求められます。

④末永く住み続けられる集落の維持

本町は、少子高齢化が佐賀県平均よりも早いペースで進行しています。一方で、単身世帯は少なく、二世帯・三世帯居住世帯が維持されています。今後、集落やまちが存続していくために、人が住み続けられる環境や最低限の利便性の維持と、コミュニティの維持・再構築を行っていく必要があります。

⑤町民の主体的なまちづくりの推進

町内には祭り・イベントのボランティア、縫ノ池の保存グループなど、地域で活動するさまざまな主体があり、まちづくりの担い手として必要不可欠な存在です。また、町内の集落やコミュニティも、そこに暮らす人の活動や関わりがなくては維持できないものです。人口が流出し、高齢化が進展する中で、担い手となる人材の不足が生じる危機があるため、まちづくりを担う人々の活動を支援し、町民主体のまちづくりの機運を醸成していくことが求められます。

課題 III 暮らしを支える基盤の整備**①交通体系の見直し**

都市計画道路については、現在の都市構造と将来の道路交通需要から位置付けを明確にし、まちの将来像をふまえて路線の見直しなどを行う必要があります。また、歩道の整備やバリアフリー化の推進による、人にやさしい歩行空間を創造することが求められます。

②公共交通の維持

町内の公共交通は、高齢化の進行する本町にとって欠かせない移動手段であるため、運行の効率性を図りながら、維持に努めていく必要があります。

③まちなかにおけるオープンスペースの創出

新庁舎移転を契機に整備された白石中央公園を、まちなかの交流拠点ならびに防災拠点として機能強化を図っていく必要があります。

④優良な住宅の供給と流通

本町への定住促進を図るために、優良な住宅の供給や空き家活用のしくみなど人口の受け皿づくりを行う必要があります。

3. まちづくりの目標と基本方針

3-1. 白石町のまちづくりの理念と将来像

(1) 白石町はどのような「まち」を目指すのか

- ・本町の町域を構成する白石平野の大部分は、古くから先人が汗を流して切り拓いてきた「豊穡の大地」であり、結果として県内でも有数の広大な田園環境が形成され、本町を特徴づけるものとなりました。拓かれた豊かな田園環境を今後も継承し、後世へつなぐまちづくりを進めていきます。
- ・また、県内でも有数の農業基盤を有するまちであると同時に、佐賀市の郊外に位置し、穏やかでゆとりのある暮らしの環境を有するまちとして、白石町のアイデンティティを明確にしたまちづくりを進めていきます。
- ・本町の居住地を構成する単位である「集落」は、生業である農業との密接な関係で成り立っているため、農業を維持することで本町を特徴付ける豊かな農地の保全に寄与するだけでなく、住まい、生活、コミュニティの基盤として重要な「集落」に立脚したまちづくりを進めていきます。



杵島山からのぞむ白石平野

(2) まちづくりの将来像と目標

様々な歴史的資源を有する白石町において、豊かな田園風景や自然環境と調和し、まちの豊かな資源を活かしながら、そこに住む町民誰もが生活の快適性と利便性を享受し、ゆとりとうるおいを感じることができる「まち」を創造していくことを目指し、まちづくりの将来像及び目標を定めます。

将来像：豊かな田園・集落と人が末永く共生するまち

目標1 郷土の豊かな田園と自然の原風景が融合したまちづくり

- ・豊かな農地を保全し、白石らしい「郷」の田園風景を維持します。
- ・現在の集落形態を活かしつつ、商工業機能、サービス機能などに関しては計画的にメリハリのある土地利用を誘導します。
- ・田園環境と共存する良好な居住環境づくりを進めます。

目標2 集落のアイデンティティを守り育てるまちづくり

- ・地域のコミュニティ、人の絆が持続するまちづくりを進めます。
- ・誰もが快適に住まい、生活することのできる集落づくりを進めます。
- ・町の基幹産業かつ集落成立の基盤である農業の維持・充実を図ります。

目標3 自分のまちに誇りを持ち、みんなで高めていくまちづくり

- ・町の史跡や文化財、イベントを活かした歴史文化・観光拠点の形成を図ります。
- ・まちづくりの担い手の育成を促進します。
- ・町民と行政の協働により、みんなでまちづくりを進めます。

目標4 誰もが安全に安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり

- ・交通網の利便性を確保し、町内外のヒト・モノの交流を促進します。
- ・誰もが歩きやすく、活動しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- ・誰もが安全に安心して暮らせる都市環境の整備を進めます。

■課題と将来像・目標の連関図

将来像

**豊かな田園・集落と人が
末永く共生するまち**

課 題

課題Ⅰ
農地・自然環境の保全と計画的な土地利用

- ①農地の保全
- ②町の一体化の推進
- ③有明海沿岸道路整備の影響の考慮

課題Ⅱ
まちの歴史と人の営みに根ざしたまちづくりの推進

- ①町特有の歴史・景観の保全
- ②農業の振興
- ③地域資源を活かした観光の振興
- ④末永く住み続けられる集落の維持
- ⑤町民の主体的なまちづくりの推進

課題Ⅲ
くらしを支える基盤の整備

- ①交通体系の見直し
- ②公共交通の維持
- ③まちなかにおけるオープンスペースの創出
- ④優良な住宅の供給と流通

目 標

目標1
郷土の豊かな田園と自然の原風景が融合したまちづくり

- ・豊かな農地を保全し、白石らしい「郷」の田園風景を維持します。
- ・現在の集落形態を活かしつつ、商工業機能、サービス機能などについては計画的にメリハリのある土地利用を誘導します。
- ・田園環境と共存する良好な居住環境づくりを進めます。

目標2
集落のアイデンティティを守り育てるまちづくり

- ・地域のコミュニティ、人の絆が持続するまちづくりを進めます。
- ・誰もが快適に住まい、生活することのできる集落づくりを進めます。
- ・町の基幹産業かつ集落成立の基盤である農業の維持・充実を図ります。

目標3
自分のまちに誇りを持ち、みんなで高めていくまちづくり

- ・町の史跡や文化財、イベントを活かした歴史文化・観光拠点の形成を図ります。
- ・まちづくりの担い手の育成を促進します。
- ・町民と行政の協働により、みんなでまちづくりを進めます。

目標4
誰もが安全に安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり

- ・交通網の利便性を確保し、町内外のヒト・モノの交流を促進します。
- ・誰もが歩きやすく、活動しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- ・誰もが安全に安心して暮らせる都市環境の整備を進めます。

3-2. 都市計画区域の設定

平成17年の3町合併により発足した白石町にとって、町全体が一体となったまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。しかし、現在の都市計画区域の範囲は、町域の約25%程度でしかなく、前頁で定めたまちづくりの将来像と目標の実現のためには、現区域だけを対象とするのはきわめて不十分であるといえます。

また、本町の場合、町域のほとんどが農業振興地域²かつ農用地区域³（農振農用地区域）に指定されており、これまでは優良な農地の保全が機能してきましたが、農業を取り巻く状況が厳しさを増す中、近年では農地の転用が相次ぎ、本町の約75%が都市計画区域外という現状では、農業施策だけで農地を維持するのが難しい状況になりました。

さらに、有明海沿岸道路の整備を控え、福富地域や有明地域の拠点性向上が期待できる反面、常に乱開発の危険性をはらんでいます。

そこで、現在白石地域の一部のみ指定されている都市計画区域を町全域に拡大し、都市計画制度を活用することで、下記の目的を果たします。

- ①農地法による農地保全・開発抑制の限界をカバーし、全町域において優良な農地・田園環境の保全が図られます。
- ②特定用途制限地域制度を活用し、農地転用後の乱開発などを抑制することができます。
- ③道路網の整備や供給施設の配置などにおいて、町一体としての整備の方向性を定めることができます。
- ④建築確認⁴により、建築基準法にのっとった良質な建築物が建てられていくことで、ストックが積み重なり、町全体の魅力向上が図られます。
- ⑤開発許可制度⁵の有効な運用により、周囲に悪影響を及ぼさない、良質な開発行為の誘導を行うことができます。
- ⑥地区計画⁶を活用し、住民自身で自分たちの集落・まちづくりのルールを定めることができます。

² 農業振興地域・・・農業振興地域の整備に関する法律により、農業を推進することが必要と定められた地域。

³ 農用地区域・・・農業振興地域の整備に関する法律で位置付けられた農地など、主として耕作を目的とした土地や農業用施設用地の区域。

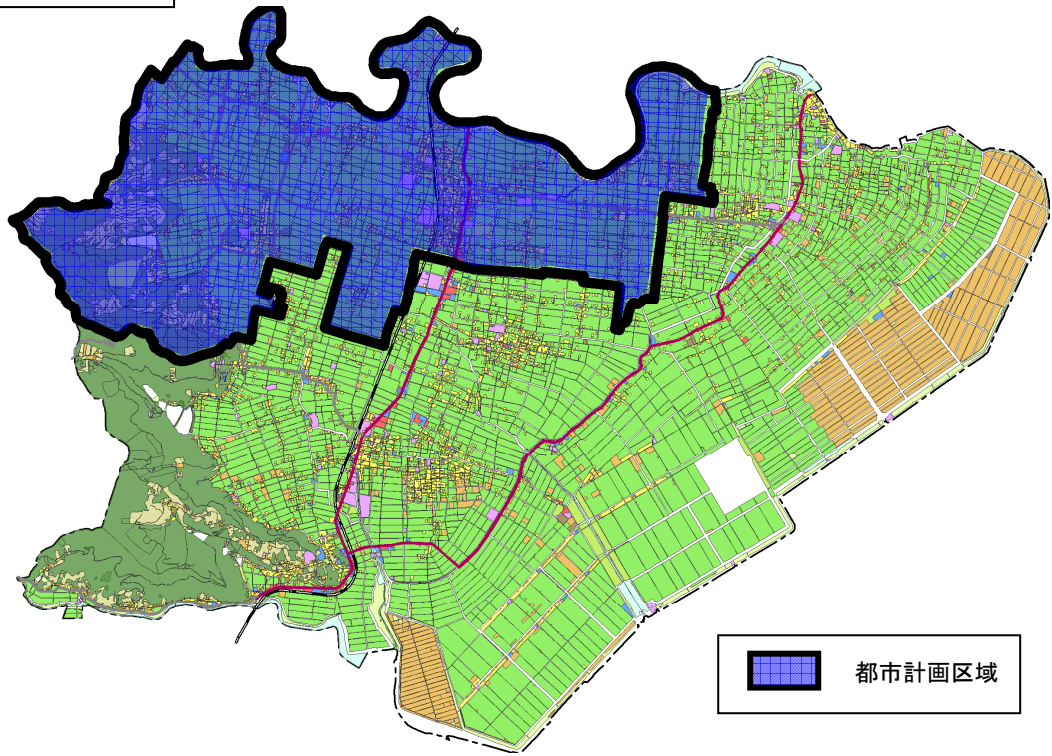
⁴ 建築確認・・・建築基準法に基づき、建築物などの建築計画が法令や関係規定に適合しているかどうかを着工前に審査する行為。

⁵ 開発許可制度・・・ある規模以上の開発行為をしようとする際に、都道府県知事の許可を受けなければならない制度。規模は開発対象地が位置する区域によって異なり、本町の場合、都市計画区域内で3,000㎡以上、都市計画区域外で10,000㎡以上が対象となる。

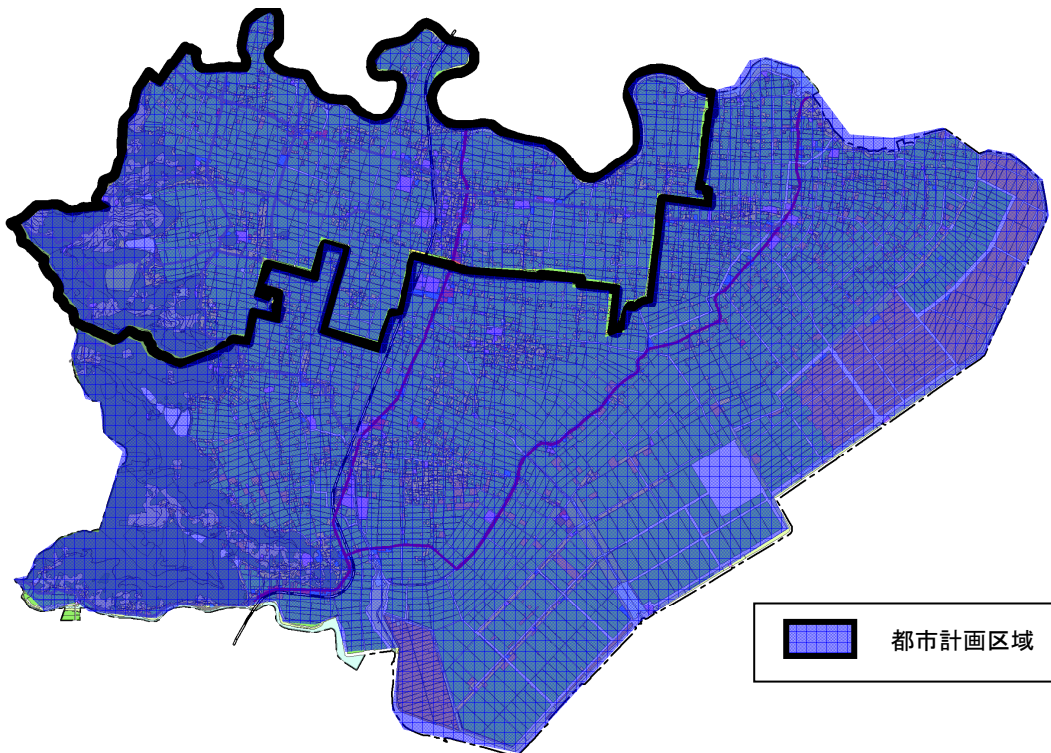
⁶ 地区計画・・・地区の特性に応じて、道路・公園などの地区施設の配置や建物の用途・形態・意匠などについて、地域住民の意向による計画を定め、良好なまちづくりを推進する制度。

■ 現行の都市計画区域拡大のイメージ

現在の都市計画区域



都市計画区域の拡大



3-3. 白石町の将来都市構造

(1) 多地域分散型の段階的都市構造構成の形成

① まちを構成する単位と構成

白石町の都市構造を構成する基礎単位は、各地区の個々の集落であり、農村集落の集合によって大字が構成され、さらにそれらが集合して小学校区（昭和の大合併以前の旧町村）、中学校区（旧3町）が構成され、その段階によって地域を支えていくコミュニティの形態（ありよう）や必要とされる都市機能も異なります。

一定の人口集積があったこれまでは、この段階に応じたコミュニティ活動や施設の立地も可能でありましたが、人口減少・少子高齢社会をむかえ、その機能の維持が困難になってきている面もみられ、相互の連携・補完によって機能的な充足を図って行く必要があります。

基礎単位となる集落は、行政区とよばれる圏域で、各集落にはコミュニティを支える集会施設があり、集落内に身近な憩いの場である公園やその機能を代替する神社等が立地しています。日用品を扱う商店が立地する集落もあります。

また、従来は生産と暮らしが一体となったコミュニティの単位であり、住民全員が相互に交流することができる最も基礎的な圏域です。

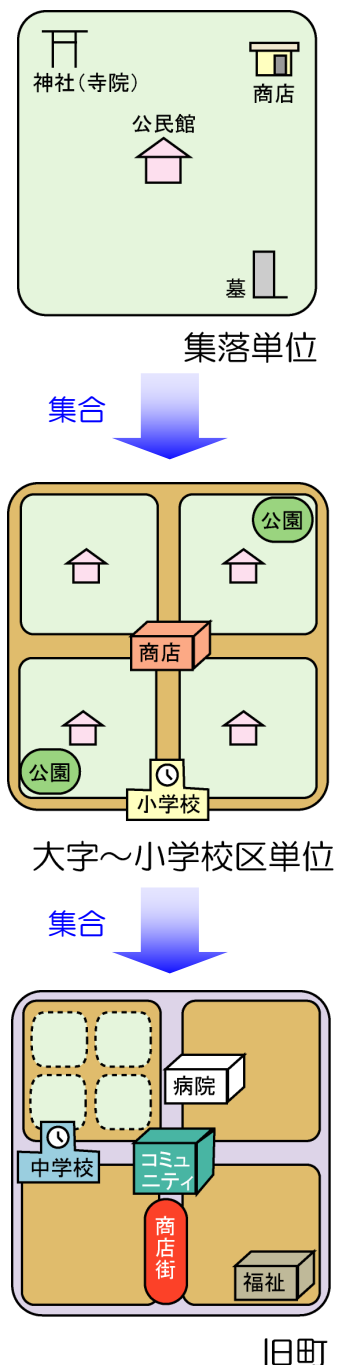
基礎集落の集合体が、一般に大字といわれる単位で、大字が複数集まって（場合によっては単独で）概ね小学校区に該当する人口規模や面的な広がりを構成し、明治時代から昭和30年頃にかけての町村の規模に相当します。この単位では、日常生活を支える上での商店、郵便局、農協の支所等が立地し、集落集会所より規模の大きい公民館や人口規模に応じた街区公園の確保などがなされます。

日常的な生活機能については概ねこの生活圏において満足することができ、また、防災のための施設や機能もこの単位で確保されることが必要とされます。

集落間相互は、幹線町道等の道路で連携され、徒歩でも必要な機能へ到達できる範囲です。

複数の小学校区が集合した圏域が、平成17年の合併以前の旧町の区域であり、概ね中学校区を単位とし、新たにコミュニティ施設や医療・福祉施設等の高次の都市機能が立地します。また本町全体を対象とする機能導入もこの中心部で整備されることが望まれます。

これらの圏域は国県道等の幹線道路で連絡され、コミュニティバス等の公共交通での往来が可能となります。



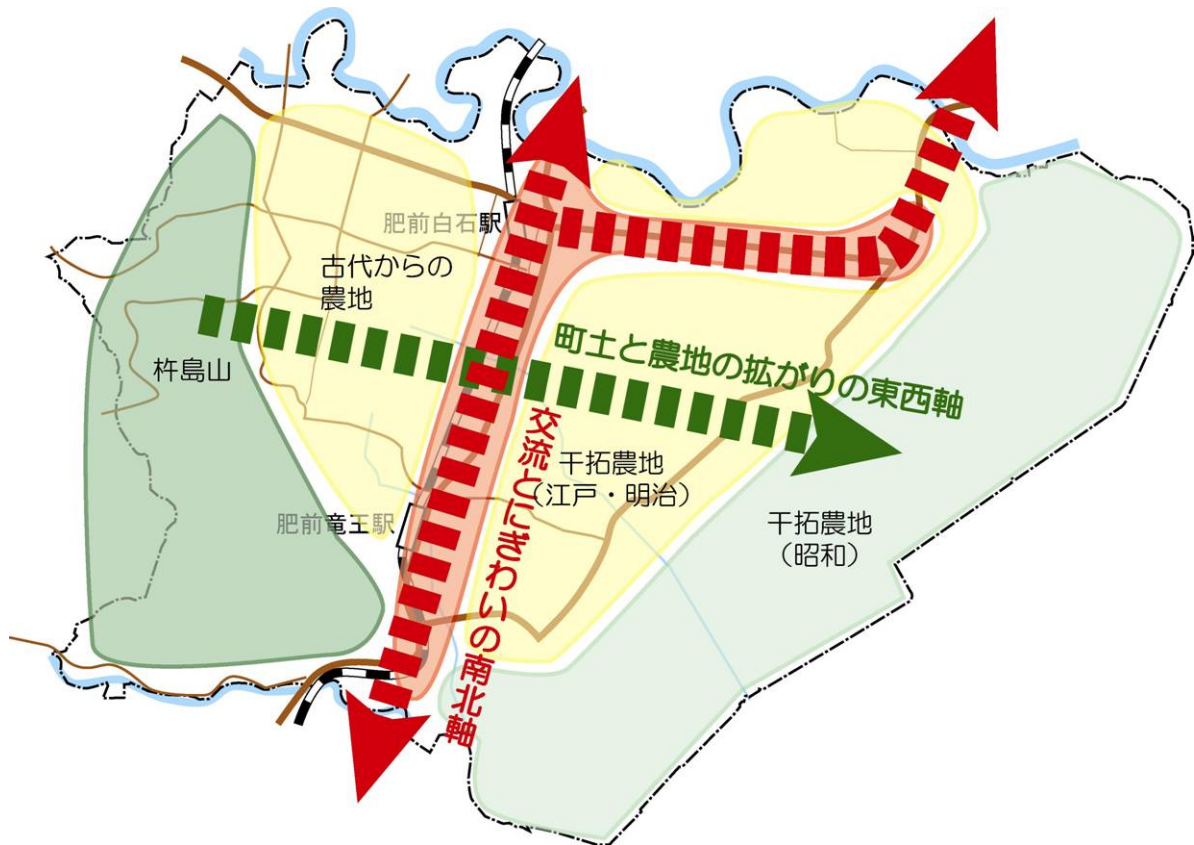
②段階的な都市構造の形成

白石、福富、有明の各地域は、地理的には北を六角川、南を塩田川に囲まれた、白石平野という一体の地理条件のもとで発展してきました。また、町土の大部分は、特に江戸時代以降の干拓によって東へと拡大してきたものです。すなわち、西の杵島山から東の有明海に向けて、時間軸に基づいて、まちの生産基盤である農地が広がっていきました。

一方で、古くは長崎脇街道の時代から、現代ではJR長崎本線や国道207号に至るまで、南北軸がまちの交流軸として成り立ってきました。それに、福富から佐賀方面を結ぶ主要地方道武雄福富線・国道444号の軸が加わり、これら2つの軸は、本町のにぎわい・交流軸として、店舗などサービス機能の集積する軸となっています。

今後の白石町のまちづくりを考える上では、農地の東西軸と、交流の南北軸をベースとしながらも、旧町単位の最低限の生活圏を維持していくことを重視する必要があります。

■白石町の都市構造図



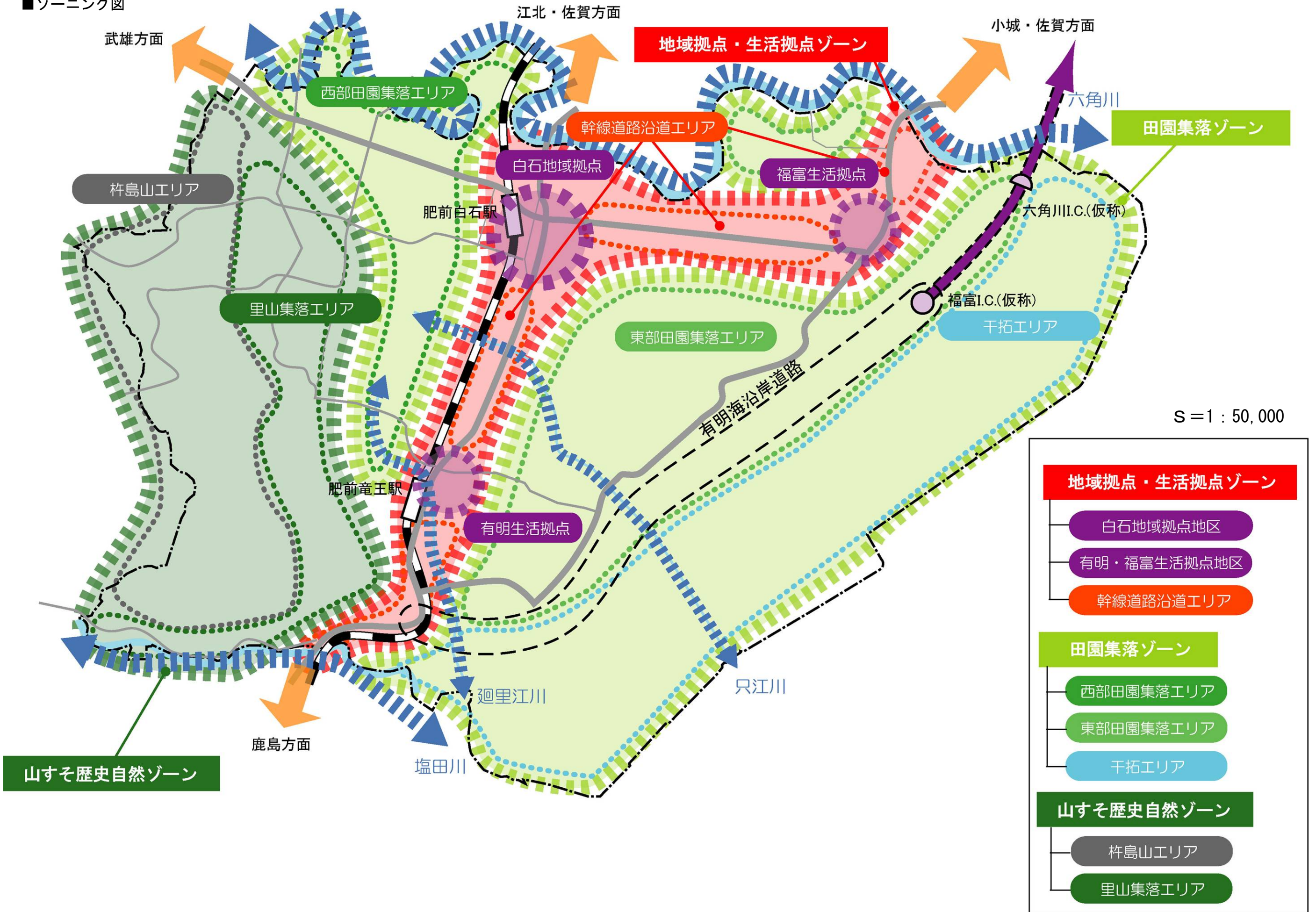
(2) 白石町のゾーン・エリア区分

前記の都市構造をふまえて、白石町の都市計画を考える上でのゾーン、エリアについて区分を行いました。

- ゾーン……ある共通の土地利用のまとまり
- エリア……ゾーンの中を、位置付けや役割の違いにより、さらに細かく区分した単位

地域拠点・生活拠点ゾーン	白石町の主要な都市機能が集積し、サービス水準の維持、交通利便性の確保を図る。
白石地域拠点地区	行政、医療、商業、業務機能ほか多様な都市機能の集積により、まちとしての魅力を向上する。
生活拠点地区 (福富、有明)	地域密着型の特性を活かしながら、必要な都市機能を集積し、拠点性の向上を図る。
幹線道路沿道エリア	拠点間を結ぶ町の骨格軸として、沿道型商業機能の適切な誘致など活性化を図る。
田園集落ゾーン	農業の生産基盤の保全と、集落内の居住環境の向上と利便性の確保を図る。
西部田園集落エリア	田園との調和のとれた集落環境の維持と、優良な農地の保全・活用を図る。
東部田園集落エリア	佐賀市への近さ、有明海沿岸道路の通過地点であるなど開発圧力が高いため、無計画な大規模開発の抑制など、農地の保全を積極的に行う。
干拓エリア	農漁業の基盤充実や農地の保全のほか、干拓堤防や路村集落など特徴的な景観の維持・活用を図る。
山すそ歴史自然ゾーン	杵島山の自然環境の保全と、憩いやレクリエーションの場としての活用を図る。
里山集落エリア	農地の保全による営農環境の充実と、町の近世・中世の歴史資源・文化の保全・活用を図る。
杵島山エリア	山林の保全による環境保全、古墳・寺社などの史跡や文化財の保全、行楽・レクリエーションの拠点としての活用を図る。

■ゾーニング図



地域拠点・生活拠点ゾーン	
○	白石地域拠点地区
○	有明・福富生活拠点地区
○	幹線道路沿道エリア
田園集落ゾーン	
○	西部田園集落エリア
○	東部田園集落エリア
○	干拓エリア
山すそ歴史自然ゾーン	
○	杵島山エリア
○	里山集落エリア

4. ゾーン別まちづくり構想

白石町の各地区は、その立地する地形や自然環境及びこれまでの歴史的経緯や産業構造によって市街地の発展状況が異なっています。

この市街地タイプの違いを踏まえ、以下のゾーン（土地利用のまとまり）に区分し、それぞれのゾーンの特性に応じたゾーンごとの将来イメージを設定することによって、まちづくりの方向性を示します。

4-1. 地域拠点・生活拠点ゾーン

白石地区の中心市街地を地域拠点地区、有明・福富地区の中心を生活拠点地区と位置づけ、それに連担する幹線道路沿道からなるゾーンを幹線道路沿道エリアとします。

このゾーンには、白石町の主要な都市機能が集積し、一定の社会基盤の整備が整っており、周辺地域からの鉄道、バスなどの公共交通機関の活用が可能であるなど、自動車利用者以外の人にとっても利便性の確保が図れるゾーンです。

(1) 白石地域拠点地区

地域拠点地区においては、行政や医療、商業、業務機能の施設のみでなく、都市型住宅をはじめ文化、教育、福祉など多様な都市機能の集積により、まちとしての魅力を高めていきます。

①将来像

- ・多様で魅力ある都市生活に必要な多種多様のサービスがまとめて受けられ、生活の豊かさを実感できる場
- ・子どもから高齢者まであらゆる人が、歩いて暮らせるバリアのない利便性の高い居住の場
- ・住み、働き、訪れる人が交流することで、文化や伝統を育み、にぎわいが生まれる場
- ・住・商・楽のバランスがとれ、にぎわいを求める若者から福祉サービスを受ける高齢者まで世代を超えて安心して暮らせる場
- ・歴史や文化資源などを感じさせるまちなみや、ゆとりある空間の中で憩える場

②まちづくり方針

ア. 商店街の活性化

秀津商店街は、現在の国道 207 号が整備され、それともなう沿道への新たな店舗立地によって、にぎわいと活気の低下がみられます。しかし、役場新庁舎の整備により、来訪者の増加が期待され、町民に親しまれる身近な商店街、新しい取り組みが始まる商店街、そして利便性の高いまちとして再生することを目指し、以下のような取り組みを検討しますが、いずれも商工会・地元商店街が一体となり取り組むことが重要です。



秀津商店街

●店舗の魅力向上

消費者のニーズを的確につかみ、商品の充実や営業時間の設定、情報提供など、対面販売の身近な商店街としての利点を生かしたサービスの提供を展開します。

●空店舗活用

商店街の空き店舗等については、県や国の平成 21 年 7 月に施行された地域商店街活性化法⁷による支援事業等によって有効活用を図ることが考えられます。この場合、大きな店舗誘致等を伴う事業ではなく、商店街内の空き店舗や空き地等を活用したチャレンジショップ⁸として、若者の創業支援向けに活用することなども考えられます。

⁷ 地域商店街活性化法……商店街による地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街の活性化ならびに商店街を担う人材対策を強化するのに資する法律。

⁸ チャレンジショップ……商店街の空き店舗などを、新しく商売を始めたい人に期間限定で割安に賃貸する創業支援事業。

イ. 住環境の整備

白石地域拠点には、行政、商業、医療、教育など、さまざまな機能が集積する利便性のよい場所であり、「居住地」としての魅力を持っているといえます。そのため、良好な住環境づくりを推進し、居住人口を増やすことで、商店街の利用者の増加など地域の活力向上を図ることができると考えられます。

居住人口増加に向けて、町営住宅の建設や、利用されていない公共用地の利活用などによる宅地開発の誘導、空き地・空家等の活用によるUターン⁹・Iターン¹⁰者等の誘致などの方策を検討します。

また、生活利便施設¹¹や公益施設・福祉施設等のさらなる誘致を図り、居住地としての魅力向上を図ることを検討します。



新しく開発された住宅地

ウ. オープンスペースの整備

商店街における空き地などの低・未利用地に、広場的空間を創出し、定常的に人を集める仕掛け・交流拠点として活用します。この空間は、イベント広場として、フリーマーケットやバンド演奏など町民が自由に使える空間とし、若者と高齢者、来街者と町民の交流の場になり、連鎖的な活性化を進めるきっかけとします。

⁹ Uターン……地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

¹⁰ Iターン……生まれ育った故郷以外の地域（地方部）に移り住んで働くこと。

¹¹ 生活利便施設……生活に必要な諸々の施設。銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店など。

(2) 生活拠点地区

有明地域、福富地域の各中心部は生活拠点として、地域の特性を活かしながら必要な都市機能の集積を図り、拠点性を高めることによって利便性が確保された質の高い生活空間を形成します。

①将来像

- ・日常生活に必要となる多様なサービスを受けることができ、安心して安定した生活が確保できる場
- ・子どもから高齢者まであらゆる人が、歩いて暮らせるバリアのない利便性の高い居住の場
- ・公共交通の要衝として、町内外への移動の手段が確保されている場
- ・住み、働き、訪れる人が交流することで、文化や伝統を育み、にぎわいが生まれる場
- ・歴史や文化資源などを感じさせるまちなみや、ゆとりある空間の中で憩える場

②整備方針

ア. 有明生活拠点地区

有明生活拠点地区は、旧有明町の中心部として、国道 207 号沿道の廻里津地区を中心に商店や病院が集積し、地区を縦断する祐徳バスと J R 肥前竜王駅を介して地域の内外が結ばれています。そのため、今後も有明地域の住民にとっての日常的なサービス提供の拠点として、役割を担うことが求められています。

- ・周辺地域の住民にとって身近な買物や診療などのサービスを提供する場として機能を充実させていきます。
- ・旧役場庁舎は、住民の生涯学習や子育て支援等の機能を備えた交流拠点としていきます。また、隣接する有明公民館や有明スカイパークふれあい郷と連携し、一大交流エリアとしての機能を確立していきます。
- ・町役場周辺や町外へ移動する際の交通の拠点として、通勤・通学者のパーク＆ライド¹²やサイクル＆ライド¹³機能の促進、コミュニティタクシーの利用促進を行います。



廻里津商店街



J R 肥前竜王駅

¹² パーク＆ライド……自宅から自動車以最寄りの駅・バス停などに行き、その周辺の駐車場に駐車し、公共交通機関で通勤・通学する形態。

¹³ サイクル＆ライド……自宅から自転車以最寄りの駅・バス停などに行き、その周辺の駐輪場に駐車し、公共交通機関で通勤・通学する形態。

イ. 福富生活拠点地区

福富生活拠点地区は、国道 444 号と主要地方道武雄福富線の交差点を中心に商店や病院が集積しています。鉄道・路線バスはなく、公共交通機関としては、コミュニティタクシー「いこカー」で白石地域拠点と結ばれ、また、小城市との共同運行コミュニティタクシー「あいのりタクシー」で小城市牛津町（牛津駅）と結ばれています。

本地区は、町内では佐賀市方面に最も近い位置にあり、また、近接して有明海沿岸道路の福富インターチェンジ(仮称)が設置される予定であるため、本町の中では最も都市化の影響を受けやすい場所と考えられます。

- ・周辺地域の住民にとって身近な買物や診療などのサービスを提供する場として機能を充実させていきます。
- ・福富ゆうあい館は、地域住民の交流・学習の拠点として活用していきます。
- ・白石地域拠点への移動手段として「いこカー」の利用促進、小城市、佐賀市方面への移動手段として「あいのりタクシー」の利用促進を行っていきます。



国道 444 号沿道の様子



福富ゆうあい館

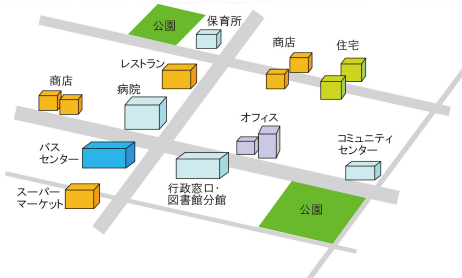
<参考> 地域拠点地区・生活拠点地区のイメージ例（佐賀県資料より抜粋）

(2) 地域拠点地区の機能

医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市的サービスを提供できる地区

<地域拠点の配置イメージ>

中心市街地や役場を中心として、公共公益施設が集積した地区を効率よい都市的サービスを提供することを目的に地域拠点地区として位置づけ



[都市的サービス施設の例]

病院、デイサービスセンター、保育所、
小学校・中学校、コミュニティセンター
スーパーマーケット、行政支所、バスセンター など

図 2 3 地域拠点地区のイメージ

(3) 集落・近隣生活拠点地区の機能

医療、教育、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスを提供できる地区

<集落・近隣生活拠点の配置イメージ>

農村集落部の集落中心や都市部の基礎コミュニティ単位（小学校区の規模）の中心など、基礎コミュニティ維持を目的として、集落・近隣生活拠点地区として位置づけ



[生活サービス施設の例]

診療所、小学校、公民館、コンビニ、生活雑貨店 など

図 2 4 集落・近隣生活拠点地区のイメージ

(3) 幹線道路沿道エリア

白石地域拠点と有明・福富の各生活拠点を結ぶ幹線道路（国道 207 号、主要地方道武雄福富線）の沿線においては、中小規模の沿道型商業機能の誘致など、町民だけでなく車で来町する人々の利便性の向上を図り、本町の骨格をなす軸として活性化を図ります。

- ・ 中小規模の商業施設や事業所等の立地を誘導します。
- ・ 計画的な立地誘導により、地域拠点・生活拠点との共存を図ります。

4-2. 田園集落ゾーン

(1) ゾーンの将来像・まちづくり方針

田園などの農業的土地利用が大半を占める区域に集落が点在するゾーンで、地域拠点・生活拠点ゾーンと山すそ自然ゾーン以外の町域の大半がこのゾーンに該当します。

本ゾーンにおいては、白石町の基幹産業である農業の生産基盤を保全していくとともに、集落内の居住環境の向上と利便性の確保を図っていきます。

特に、優良な農地は、無秩序な農地転用による開発や遊休農地の増加を防ぐため、今後も積極的な保全・活用を図ります。

また、今ある良好な田園環境や自然環境は今後も町民にうるおいと安らぎを与えるまちの資源として活用していきます。

①将来像

- ・子育て世帯が子どもをすこやかに育てられるような、白石の原風景である田園景観が保全され、憩いの場、学びの場など自然とのふれあいが楽しめる場
- ・田園に囲まれ、新たに持ち家を取得する若年世帯から定年退職した高齢夫婦世帯まで誰もがゆとりある生活を送りながら、集落での活気あるコミュニティが形成されている場
- ・歴史資源や田園の美しい景観と周辺環境との調和により、生活に豊かさとうるおいがある場

②まちづくり方針

田園集落ゾーンは、集落の成り立ち・形状から、農地内に住居が点在する「散村」、従来からの平地に形成される「塊村」、江戸期以降の干拓地に形成された「路村」とに分けられ、都市基盤の整備状況に大きな差があります。

塊村集落には、白石平野特有の民家形式である「くど造り¹⁴」の農家住宅が存在し、独自の風景をつくり出しています。こののどかな田園景観は、白石らしさを象徴するものとして保全を図ります。

なお、六角川等の河口集落においては、道路等の都市基盤の未整備にくわえ、住宅が密集した状況にあるため、安全性の確保と利便性の向上を図ります。

また、今後はゾーン内の各集落においても過疎化および高齢化が進展し、なかには日常生活の維持さえ困難になる限界集落¹⁵が次々と発生することも考えられます。



くど造りの住宅

¹⁴ くど造り……佐賀平野を中心に分布する古民家の建築形態で、茅葺き屋根の住棟をコの字型に組み合わせた造りが特徴。

¹⁵ 限界集落……過疎化の進展により、65歳以上の人口の割合が集落の人口の50%以上を占める集落。

そのため、新規移住者や新規就農者を受入れやすい環境づくりの促進を行うとともに、近隣の集落やコミュニティどうしで連携を深め、コミュニティ崩壊による居住者の孤立を防ぎます。

■住宅誘導ブロックの設定

この田園集落ゾーンでは、従来通り農業と共生しながら、低密度に住宅が整備され、良好な田園環境を形成することを基本とします。しかし、集落の生活環境の向上と活力の維持・向上のため、集落内や隣接地に、下水道や道路などの都市基盤が整備され、世帯分離や新たな居住者を受け入れる住宅の建設を誘導する地区（＝『住宅誘導ブロック』）を位置づけるようにします。

『住宅誘導ブロック』には、公共公益施設の整備状況や道路・下水道の計画などを考慮した『住宅地の核』の形成を図り、民間事業者による住宅地整備と住宅建設を円滑に進められるようにするとともに、地区計画等によって良好な住宅地整備を誘導します。

■集落地区計画

白石町のように用途地域を有しない都市計画区域で、かつ農業振興地域内にある集落においては、『集落地区計画』を定めることができます。この地区計画は、主に営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るためのものです。

なお、集落地区計画においては、原則として「集落地区整備計画」を以下の通り定めます。

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| ①集落地区施設（集落地域内の道路や公園、緑地など）の配置及び規模 | |
| ②建築物等の用途の制限 | ③建ぺい率の最高限度 |
| ④建築物等の高さの最高限度 | ⑤建築物の敷地面積の最低限度 |
| ⑥壁面の位置の限度 | ⑦建築物等の形態または色彩その他の制限 |
| ⑧垣またはさくの構造の制限 | |

白石町に多い農業集落において、地区に応じたまちづくりのルールを地区住民が主体的に定めることで、良好な住環境や生活環境の維持・創出を図ることができ、ひいては新たに定住する世帯の受け皿作りの促進にも寄与することができます。

(2) エリア別まちづくり方針

田園集落ゾーンは、集落の成り立ち・形状から、西部田園集落エリア、東部田園集落エリア、干拓エリアの3つにエリア分けを行います。

①西部田園集落エリア

J R長崎本線以西の、中世以前からの田園が広がる散村集落を主体としたエリアです。今ある田園環境を保全しながら、優良な農地の積極的な保全・活用を図ります。

特に散村集落の場合、隣近所との間隔が広く、今後高齢化が進むにつれて孤立し身動きがとれない独居老人の増加も危惧されます。そのため、近隣の集落やコミュニティとの連携による安否確認や見守りを定期的を実施します。

加えて、限界集落化によるコミュニティ崩壊や集落の孤立を防ぐため、連携による祭事の開催、里道・水路などの共同管理など新たなコミュニティの枠組み構築に努め、デマンド交通システム¹⁶による交通利便性の確保など、地域を維持していく仕組みづくりを行います。

②東部田園集落エリア

国道 207 号以东の、主に江戸時代頃までの干拓地により形成されるエリアです。本エリアは、築切、牛屋などの大きな塊村集落を有し、また、市街地に隣接しているため、田園集落ゾーンの中で開発圧力の最も高いエリアです。そのため、他のエリア以上に農地の保全に努める必要があります。

また、福富地域には有明海沿岸道路のインターチェンジが設置されるため、特定用途制限地域の設定などにより無計画な大規模開発の抑制を検討します。加えて、有明海沿岸道路の供用による騒音や近隣の集落など周辺環境への影響を緩和するための対策を実施します。

このエリアに多く見られる塊村集落においては、集落の成り立ちが古く住居が密集しており、集落内道路が狭いところも多いため、細街路整備などにより緊急車両や福祉関連のサービスカーが進入できるよう、安全性・利便性の向上を図ります。一方で、住居が密集しており、他の地域に比べて隣近所とのつながりが強いという特徴もあるため、今後もコミュニティの維持・強化を図ります。

¹⁶ デマンド交通システム……予約制の乗合型公共交通機関。従来の決められたルートを守る路線バスやコミュニティバスなどに比べ、自宅前での乗降が可能、予約状況に応じて運行ルートを変えられるなど、地域の実情に応じた柔軟な運行・運用が可能。

③干拓エリア

主に近代以降の干拓地により形成されるエリアです。

集落は、旧堤防と並行する道路沿いに住宅が散立した状況(路村型)にあり、両隣の延長によるコミュニティが形成された地区で、住宅の新たな立地も含め地域の活力の維持・向上を図ります。

また、農業のほか、本エリア沖に広がる有明海では、のり養殖など漁業も盛んであるため、農業・漁業の基盤充実や農地の保全を図っていきます。

加えて、路村型の集落や干拓堤防跡など、特徴的な景観の維持・活用も図っていきます。



有明干拓の路村型集落(新明)



優良農地と路村型集落

4-3. 山すそ歴史自然ゾーン

(1) ゾーンの将来像・まちづくり方針

みどり豊かな自然環境を保全し、自然を活かした憩いやレクリエーションの場としても活用が期待されるゾーンで、主として町域の西側の山すそ斜面地が該当します。

①将来像

- ・山すそ集落では、そこで暮らす住民が地域に誇りと愛着もっていきいきと暮らすことができ、山麓では良好な自然が保全され、森林とのふれあいが生まれる場
- ・町民や訪問者が静かで穏やかな時間を過ごせ、自然環境の保全とともにレクリエーション施設の充実とネットワーク化によって地域に活力が生まれる場
- ・山すそ集落で、新たに持ち家を取得する若年世帯から高齢夫婦世帯まで誰もがゆとりある生活を送りながら、集落地での活気あるコミュニティが形成されている場

②まちづくりの方針

本ゾーンについては、自然環境との共生、歴史資源の活用を念頭においたまちづくりを進めます。また、歌垣公園や桜の里などは観光・レクリエーションの拠点として、地域資源として活かしていきます。

一方で、過疎化および高齢化が進展しているゾーンであり、限界集落化が危惧される集落も少なくないため、新規移住者や新規就農者を受け入れやすい環境づくりの促進を行うとともに、近隣の集落やコミュニティどうしで連携を深め、コミュニティ崩壊による居住者の孤立を防ぎます。



(2) エリア別まちづくり方針

山すそ歴史自然ゾーンは、性質の違いから、杵島山エリア、里山集落エリアの2つにエリア分けを行います。

①里山集落エリア

本エリアは、杵島山の麓に位置する集落一帯を対象とし、山林と田園空間が近接した、町内の他エリアにない集落環境を構成しています。また、須古城（高城）跡などの史跡や、縫ノ池などの自然資源を豊富に有しています。

本エリアにおいては、田園集落ゾーンの集落同様に、農地の保全による営農環境の充実に努めるとともに、町内で最も自然環境の豊富な住環境を、本エリアの強みとしていきます。加えて、干拓以前からの歴史を有するエリアとして、歴史資源や文化を伝える拠点としての役割を担っていきます。

一方で、限界集落化によるコミュニティ崩壊や集落の孤立を防ぐため、空き家や耕作放棄地などを活用した新規移住者・新規就農者の受け皿づくりを行います。また、近隣の集落やコミュニティと連携し、共同での祭りの実施や里道・水路などの共同管理など、新たなコミュニティの枠組み構築に努めます。加えてデマンド交通システムによる交通利便性の確保など、地域を維持していく仕組みづくりを行います。

②杵島山エリア

本エリアは、集落を除く杵島山一帯を対象とするエリアで、貴重な森林空間が広がっており、歌垣公園や桜の里などの観光資源をはじめ、古くからの歴史を有する寺社や古墳などの豊富な地域資源を包含しています。

本エリアにおいては、杵島山を構成する山林を保全することで、森林環境の保全だけでなく、河川への土砂の過剰な流出による有明海の水質悪化を抑制します。

加えて、森林空間の活用という観点から、自然とのふれあいや森林レクリエーションなど山地部の豊かな自然を享受できる自然公園や散策路などの維持・充実に努めます。



杵島山の桜

5. 分野別の整備・誘導・まちづくり方針

5-1. 土地利用形成方針

(1) 市街地形成方針

白石町では地域特性を活かし、無秩序な市街化を抑制しながら、都市的機能を効果的、効率的に配置させます。すなわち、優良な農地や里山などの白石を特徴づけ環境要素の高い自然的土地利用と、市街地である都市的土地利用の調和の取れた土地利用を推進します。

将来都市像「豊かな田園・集落と人が末永く共生するまち」の実現を目指し、ゾーンごとの現況や位置づけなどにあわせて土地利用の保全に取り組み、一方、地域拠点や生活拠点にはそれぞれに求められる生活サービス機能を実現するための機能充実に寄与する土地利用を図ります。

この実現のため、現在旧白石町の一部しか指定されていない都市計画区域を町全域に指定し、1つのまちとしての一体的・総合的な整備、開発及び保全に取り組んでいきます。

①市街地の土地利用の方針

地域拠点・生活拠点及び集落地域などの既存の市街地においては、地域特性にあわせた施設立地の誘導や市街地環境の改善、地域の歴史を物語るまちなみ形成などを進め、質の高い市街地としての土地利用を図ります。

特に地域拠点や生活拠点、幹線道路沿道などにおいては、周辺の土地利用の保全や環境との調和を図りながら、それぞれ求められる役割に応じた都市機能の充実を実現する合理的土地利用を進めるとともに、無秩序な市街化を抑制する計画的な整備と誘導を図ります。

②市街地以外の区域等における土地利用の方針

市街地周辺などにおける無秩序な市街化を抑制し、美しい自然景観を創出している優良な農地や里山などを適正に保全します。

既存集落等においては、周辺環境との調和に十分配慮した上で、多様化する居住ニーズにも配慮して、自然に包まれて暮らすことができるゆとりとうるおいのある居住環境の実現を図ります。

広がりつつある耕作放棄地については、担い手農家や集団営農組織¹⁷、法人など引き受け手の参入を促進し、良好な営農環境の維持に努めます。

¹⁷ 集団営農組織…集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。

(2) 土地利用の配置及び誘導の方針

現況を踏まえるとともに、将来都市像及び都市構造の実現を目指し設定した土地利用区分について、その配置及び誘導について次のように設定します。

■商業・住居混在地域

- ・主として店舗、病院、事務所、公共施設などを誘導し、あらゆる生活サービスが事足りる地域として、利便性の向上を図っていきます。
- ・主として地域拠点や生活拠点および幹線沿道に配置し、商業・業務機能だけでなく利便性を重視する人々の居住機能もあわせ持つ複合市街地¹⁸として形成します。

■集落地域

- ・主として低層低密の住宅を誘導し、ゆとりある良好な居住環境の保全・育成を図ります。
- ・多様な生活スタイルに対応した住宅が立地し、一部、小規模な商店や農協など生活利便施設等の混在を許容する中で、狭あいな集落内道路の整備などにより居住環境の向上を図ります。

■田園集落地域

- ・農用地が大部分を占める中に、主に散村型や路村型の集落や住戸が散在する地域です。白石平野の特徴的な景観を示す地域であることから、農地と集落の共生や周辺環境との調和を図り、農地の保全を図ります。
- ・当該地域には過疎の進行している集落が少なくないため、日常生活を支えるコミュニティの維持・存続や再構築に努めます。

■田園保全地域

- ・有明干拓および福富干拓地域は、戦後干拓された優良農地で構成される豊かな田園環境の保全を進めていきます。

■山林地域

- ・保安林にも指定されている杵島山の自然環境と、山麓に多く存在する歴史資源を保全していきます。
- ・水堂公園、歌垣公園、桜の里については、自然環境と調和した観光・レクリエーション拠点としての活用を図っていきます。

¹⁸ 複合市街地・・・住居機能と商業・業務機能など複数の都市機能が調和し共存している市街地。

■ 土地利用方針図

田園集落地域

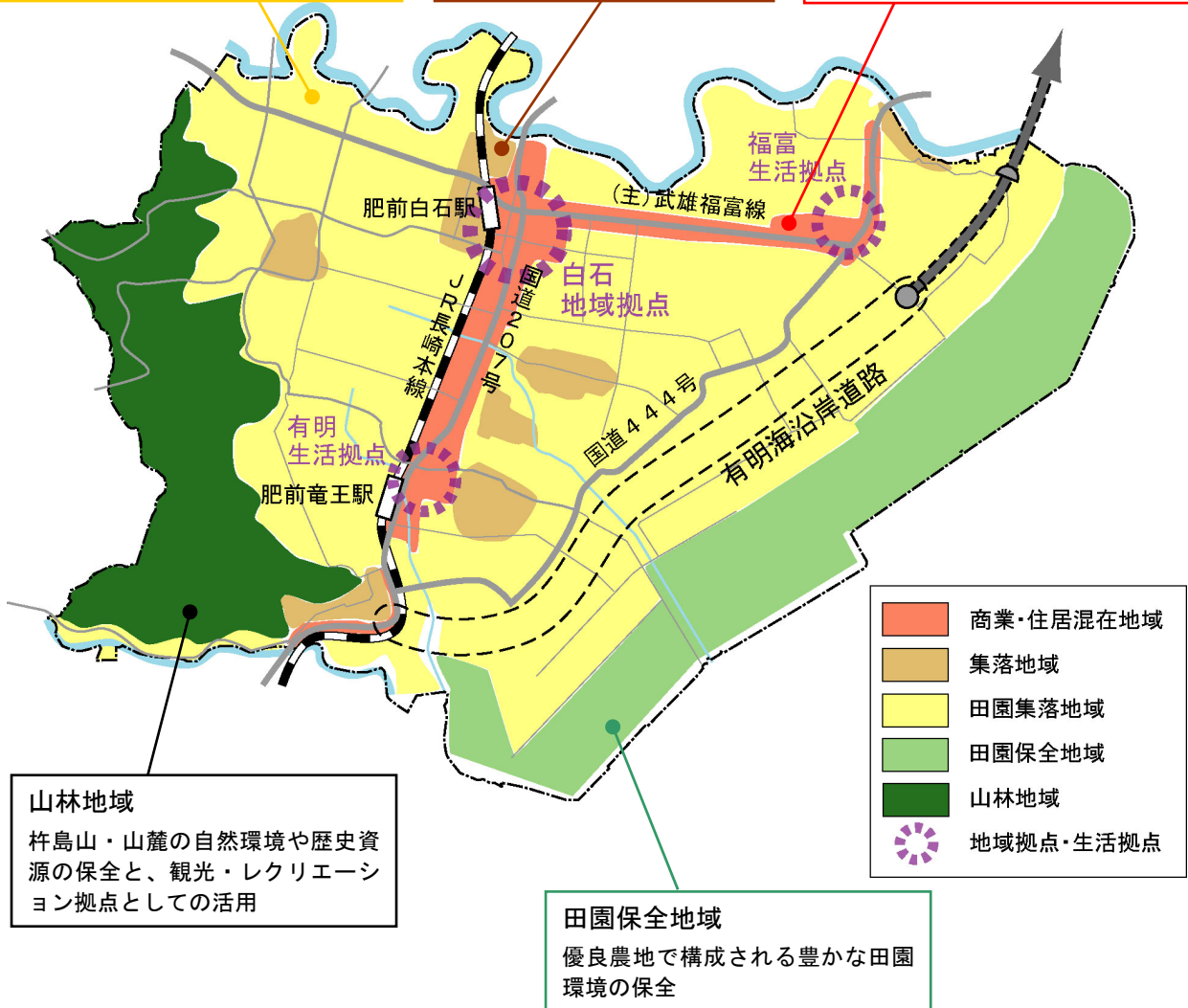
農地と散村・路村型集落の共生、
コミュニティの維持・存続・再構築

集落地域

ゆとりある良好な居住環境の
保全・育成

商業・住居混在地域

日常生活サービス機能と、居住
機能をあわせ持つ複合市街地の形成



山林地域

杵島山・山麓の自然環境や歴史資源の保全と、観光・レクリエーション拠点としての活用

田園保全地域

優良農地で構成される豊かな田園環境の保全

- 商業・住居混在地域
- 集落地域
- 田園集落地域
- 田園保全地域
- 山林地域
- 地域拠点・生活拠点

5-2. 道路の整備方針

(1) 基本的な考え方

- ・道路の区分を広域幹線道路¹⁹、幹線道路、地域内道路に分け、それぞれの機能に応じた整備の方向性を示し、本町の骨格としてのネットワーク充実を図ります。
- ・公園や水辺などのオープンスペースと組み合わせることで、人々の交流、賑わいの空間としての活用を図ります。

(2) 具体的な方針

①広域幹線道路

- ・福岡県筑後地域・佐賀市南部方面へのアクセスを向上させる有明海沿岸道路の整備を促進します。
- ・国道207号の深浦地区から百貫橋にかけて、拡幅4車線化整備を促進し、鹿島市とのアクセスを強化します。

②幹線道路

- ・本町と武雄市方面との連携を強化するため、都市計画道路駅前福田線の整備等を含む、主要地方道武雄福富線の機能強化を図ります。
- ・町道馬田橋線、町道住ノ江北区線の県道昇格による整備を促進します。

③地域内道路

- ・本町の都市計画道路²⁰について、未整備区間の変更・廃止や、役場本庁舎移転に伴うアクセス道路整備を念頭に置いた見直しを検討します。
- ・必要に応じて、地域住民との協働による生活道路の整備を進めていきます。

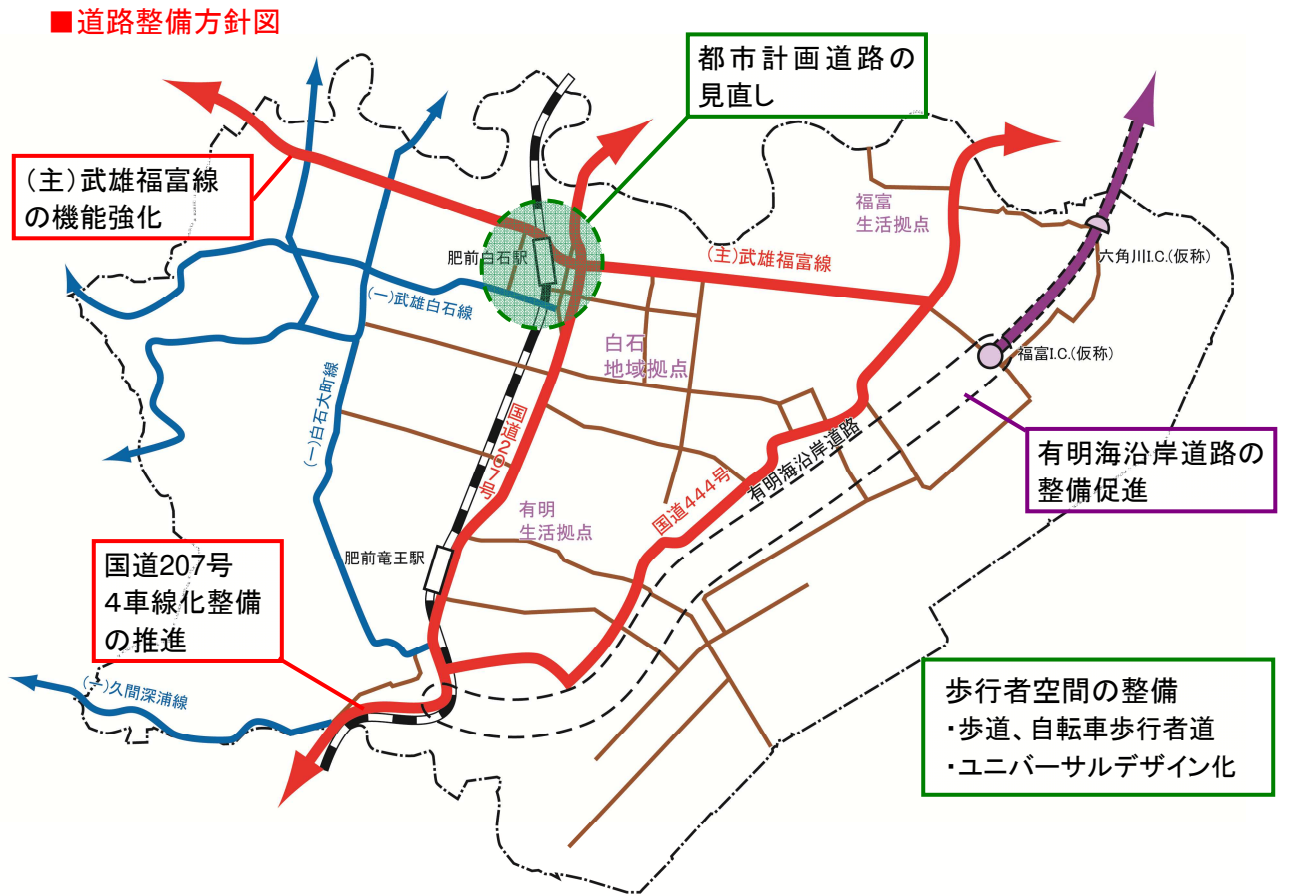
④歩行者空間整備

- ・幹線道路で歩道や自転車歩行者道のない区間においては、歩行者や自転車のための道路空間整備を推進し、安全性の向上に努めます。
- ・県道白石大町線の整備を推進し、安全な歩行者空間の確保形成を図ります。
- ・歩道の段差解消、ユニバーサルデザイン²¹化による安全・安心な歩行空間の確保を推進します。

¹⁹ 広域幹線道路……主要都市・都市圏どうしをつなぐ幹線の役割を担う道路。

²⁰ 都市計画道路……都市の基盤的施設として、都市計画法に基づき位置・幅員などが決定される道路。都市計画道路整備予定の地区には、将来の整備を見越し、建築物の建築に一定の制限がかかる。

²¹ ユニバーサルデザイン……障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず多様な人々が利用しやすいデザイン。



本町の骨格を成す国道 207 号



歩車共存型道路



かつての宿場町(六角宿)を成す街路

5-3. 公共交通の整備方針

(1) 基本的な考え方

- ・町民の生命線として生活の足をまもるため、持続可能な公共交通体系を維持していきます。
- ・公共交通機関による主要拠点へのアクセス性の向上、利便性の向上を図ります。
- ・公共交通機関の充実により、高齢者などの外出機会の増大を図り、まちの活性化をねらいます。

(2) 具体的な方針

①鉄道、路線バス

- ・主に佐賀市や鹿島市など町外への通勤、通学、買物などによる長距離移動の利便性を確保する手段として、活用を推進します。
- ・鉄道、路線バス、コミュニティタクシー相互の乗り継ぎ利便性の向上を図ります。
- ・現在の運行路線、運行本数を維持するため、利用者増対策に努めます。

②コミュニティタクシー（いこカー、あいのりタクシー）

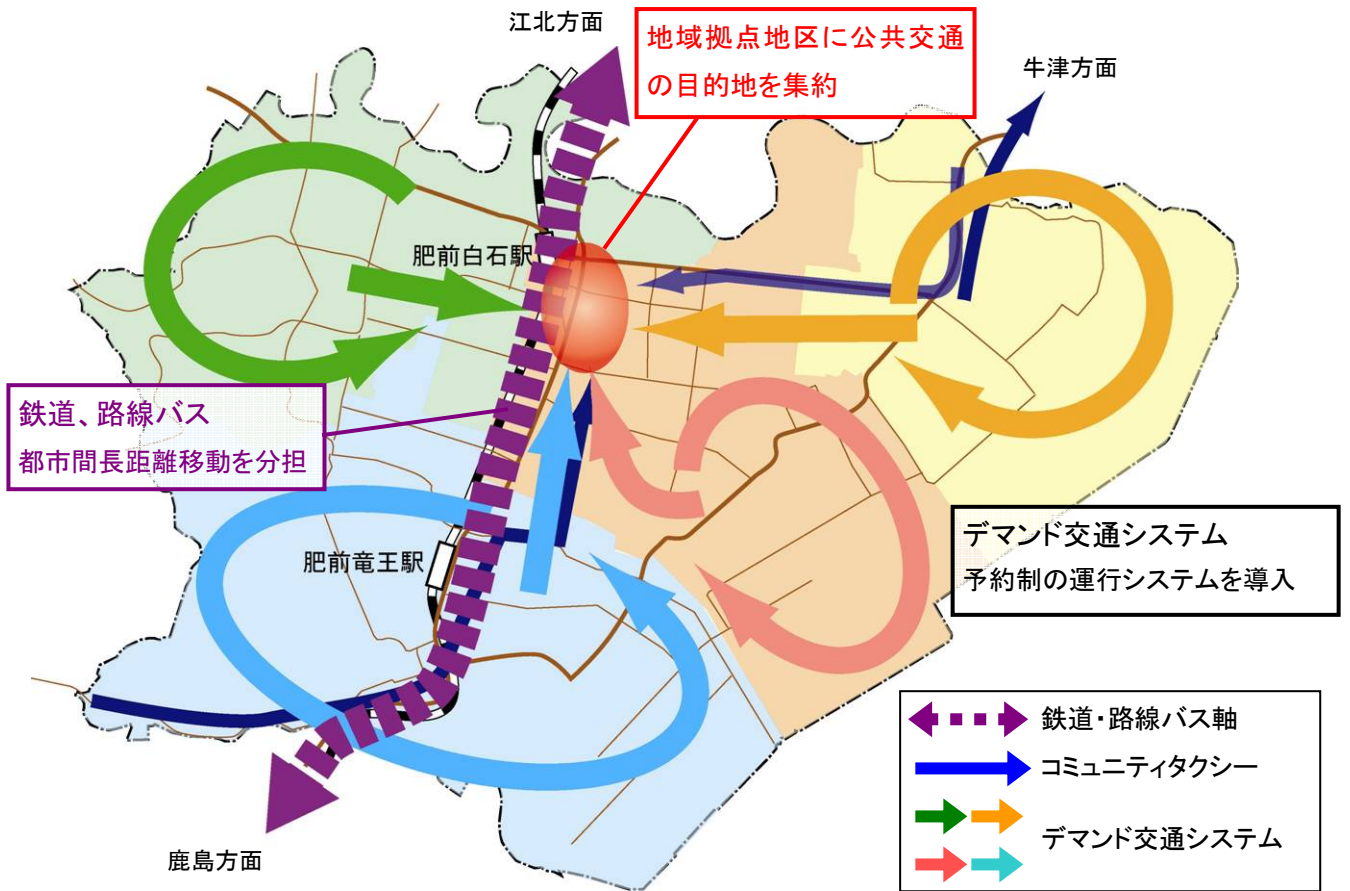
- ・高齢者を中心として交通弱者の通院や買物などによる移動を支援し、外出機会の増大に努めます。
- ・商業施設や病院、公共公益施設が集積する白石地域拠点地区へのアクセス利便性を高めるため、運行ルートや運行方式の見直しを検討します。

③利用者増加のためのソフト施策

- ・公共施設や医療機関、商業施設と連携し、施設利用による割引券の発行などの支援を検討します。
- ・利用促進イベントの開催など、公共交通利用による外出機会増大の取り組みを図ります。
- ・サポーター制度²²等の導入などを通して、公共交通に対する住民の意見を積極的に把握し、利便性向上に反映させる仕組みの構築を進めていきます。

²² サポーター制度・・・町民・法人が公共交通の運営に一定の協賛・寄付を行う代わりに、定期的に公共交通全般の改善についての提案を行う制度。

■ 公共交通整備方針図



学生利用の多いJR肥前白石駅



コミュニティタクシー「いこカー」

5-4. 公園・緑地の整備方針

(1) 基本的な考え方

- ・地域の賑わい創出の核としての役割を担う公園、自然環境と調和した風致公園、生活に身近な近隣の公園・緑地と、規模や位置に応じた公園・緑地の機能を設定します。

(2) 具体的な方針

①地区の核となる公園の整備・活用

- ・白石中央公園

白石中央公園は、隣接地への新庁舎移転を契機に整備がなされました。本町の核となるオープンスペースとなることから、地域の交流の場ならびに防災拠点として、さらなる拠点性の向上を図ります。

- ・有明スカイパークふれあい郷、福富マイランド公園

上記の公園は、これまで有明地域、福富地域の拠点的な公園として活用されてきました。今後も地域の核となるオープンスペースとして、地域のイベント開催の場、スポーツ・レクリエーションの場、交流の場として活用します。

②風致公園の環境保全

- ・水堂公園、歌垣公園

豊かな自然環境を有する風致公園および歴史的資源を有する文化遺産として、周辺環境を保全するとともに、観光資源としての活用を行います。

- ・桜の里

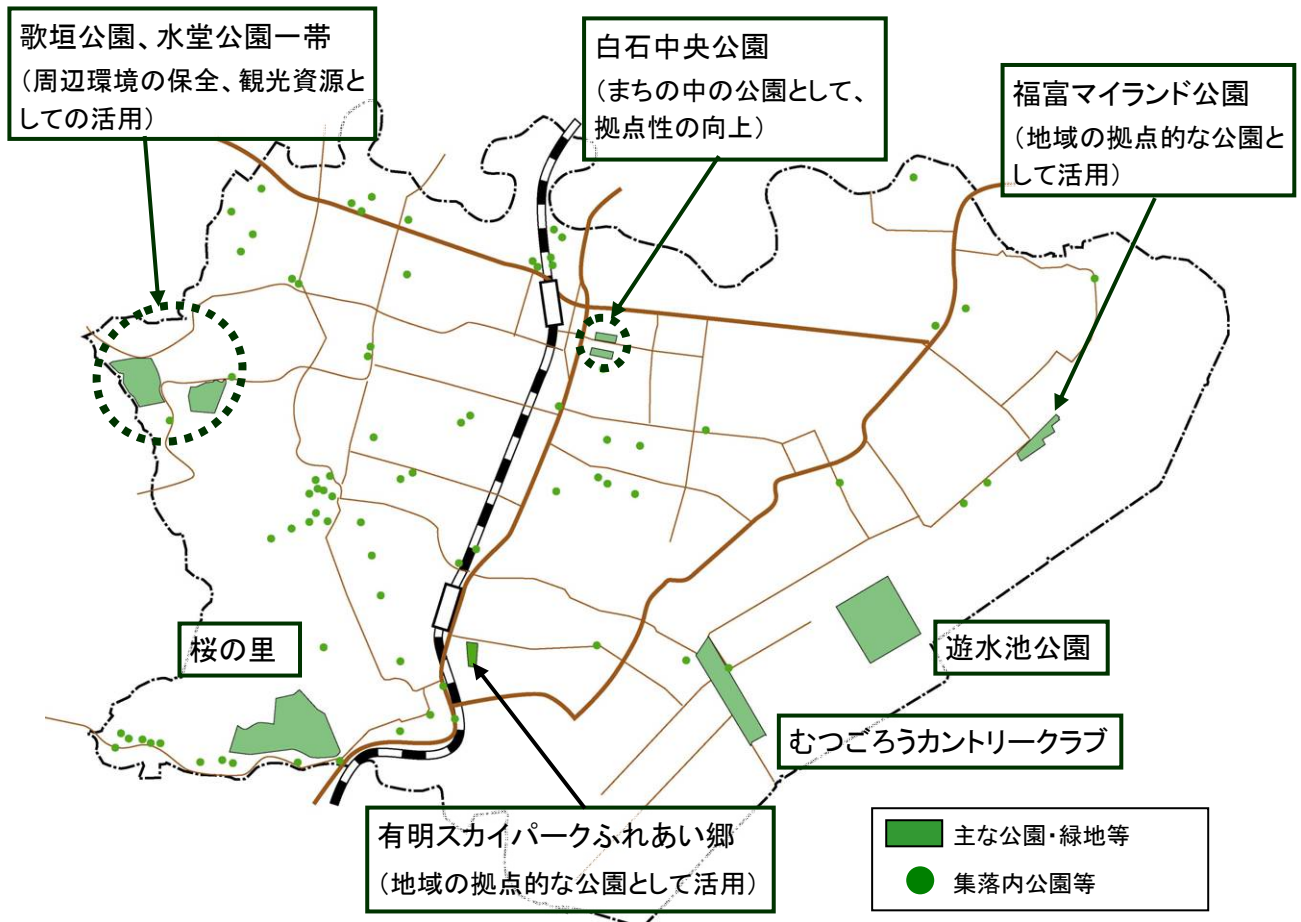
桜の名所、美しい景観を見渡せる展望スポットとして近隣住民に親しまれている場であり、今後も周辺の豊かな自然環境を保全するとともに、観光資源としての活用を行います。

③身近な公園・緑地の整備・活用

地域の交流の場、遊び場として、市街地や集落における身近な公園の整備を行います。同時に、地域住民との協働による維持・管理を推進します。



■ 公園・緑地整備方針図



桜の里



むつごろうカントリークラブ

5-5. 下水道の整備方針

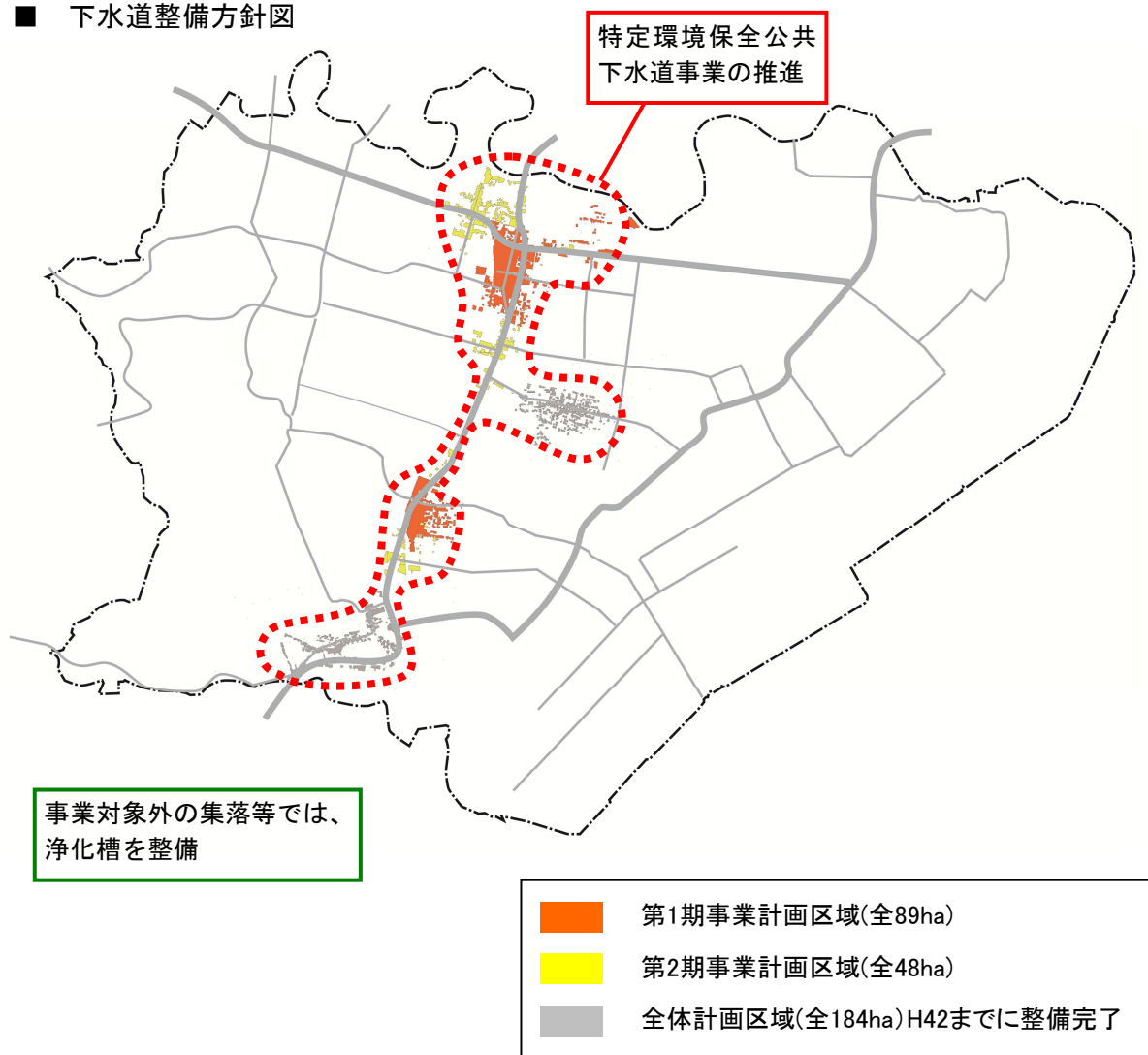
(1) 基本的な考え方

- ・本町の場合、急速な都市化は今後特に見込まれないので、現在の都市的土地利用の状況や集落の規模に応じて、多様な手法の組み合わせによる効率的な下水道整備を推進します。

(2) 具体的な方針

- ・現在都市的土地利用が行われている地域や、特に住宅の密集した集落については、「特定環境保全公共下水道事業」を推進し、平成42年の全体計画区域の整備完了を目標とします。なお、白石地域拠点地区ならびに有明生活拠点地区の周辺については、第1期は供用開始となり、引き続き第2期についても、平成29年の一部供用開始を目標に整備を推進します。
- ・供用開始済の地区については、接続率の向上を推進していきます。
- ・主に小規模な集落等で構成される、公共下水道事業や農業集落排水事業の計画区域外においては、費用対効果を考慮し、浄化槽の普及を推進します。

■ 下水道整備方針図



5-6. 住宅の整備方針

(1) 基本的な考え方

- ・人口減少が続く本町においては、人口の流出を防ぎ定住促進を図ることが重要です。そのために、多様な居住ニーズに的確かつ即座に対応できるような、住宅ストックや住宅市場、情報ネットワークなどの充実を目指します。
- ・住宅としての高い基本性能を備え、犯罪や火災に強く安全で、周辺環境や景観、健康などにも配慮されている住宅ストックと居住環境の形成を目指します。
- ・誰もが安心して暮らせるように、自力では適切な住宅を確保することが困難な町民に対する住宅セーフティネットを確保します。

(2) 具体的な方針

①住宅の供給促進

- ・一般住宅のリフォームを促進するなど、省エネ、耐震化を図るとともに、空き家の有効活用を推進します。
- ・開発にかかる手続きから造成、販売まで町が行うことで、良質で低廉な宅地供給を行います。あわせて交通基盤・公共公益施設の整備、当該住宅地の住宅の建設に係るガイドラインの作成などにより、住宅地としての付加価値を創出することで、販売促進を図るとともに優良な住宅地形成を目指します。
- ・宅地供給や町営住宅整備にあわせて、道路や下水道などの都市基盤、公共公益施設の整備の早期着手に努めるなど周辺環境を整備することで、賑わいを創出し商店街の活性化に繋げるなど、快適で魅力的な市街地の形成を図ります。



若楠の森ありあけ

②品質や性能の高い住まいづくりの推進

- ・情報提供により住宅性能表示制度²³の周知を図ることで、住宅性能の向上に対する意識を啓発します。
- ・断熱化・気密化などの省エネルギーや太陽光発電などの新エネルギー²⁴、建築廃材のリサイクルなど環境に配慮した住まいづくり、ホルムアルデヒドやアスベスト対策、自然素材を用いた住宅建設など健康に配慮した住まいづくりに関して情報提供を行います。

²³ 住宅性能表示制度……住宅の性能を統一された表示ルールで比較できるように表示を行うことを定めた制度。

²⁴ 新エネルギー……自然環境の中で何度でも繰り返し起きている現象から取り出すエネルギー（再生可能エネルギー）のうち、政令により指定されているバイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの総称。

③魅力的な住まいづくりの推進

- ・広い敷地を活かした二世帯・三世帯住宅など、町民のニーズに対応しながら白石の特性を活かした家づくりを行う住宅や宅地について情報提供を行います。また、これらの住宅の取得やリフォームなどの支援について検討します。
- ・本町の特徴である田園風景を守り育むため、情報提供などにより景観に関する意識啓発を行うとともに、地区計画や建築協定、ガイドラインの作成などの規制・誘導などによりまちなみに統一感を与えるなど、住宅地の良好な景観形成の促進に努めます。

④安全な住まいづくりの推進

- ・台風などの風水害や犯罪に対応した住宅づくりに関する情報提供を行うとともに、防災・防犯に取り組んでいる行政区やNPO²⁵などの地域活動を支援することで、安全な市街地の形成を図ります。
- ・地震に強い家に関する情報提供を行うとともに、住宅の耐震診断及び耐震改修を促進します。
- ・住宅のバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインの住宅の普及を図り情報提供を行うなど、誰もが安心して住める住宅の整備を促進します。
- ・老朽化により居住性・安全性が低下している町営住宅について、建替えの必要性および継続使用の可能性について適切に判断し、継続使用が可能な団地については、適切な維持管理を図ります。

⑤誰もが安心して暮らせる住まいづくりの推進

- ・二世帯住宅の供給の支援やU J I ターンの促進など、親世帯（高齢者）と子世帯（若年ファミリー）が同居あるいは隣居・近居を促進し、高齢者の介護や子育ての支援などでお互いに支えあうことで居住の安定を図ります。また、子世帯が同居・隣居・近居するための広い宅地の取得や増改築に対する支援について検討を行います。
- ・建替が必要な団地については、高齢者への配慮や環境共生、型別供給²⁶によってミクストコミュニティ²⁷に配慮するなど、町の住宅のモデルとなるような良質な住宅の建設に努めます。

²⁵ NPO……民間非営利団体法人。Non Profit Organization（英語）の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体で、特定非営利活動促進法（NPO法）により法人格を得たもの。

²⁶ 型別供給……家族の人数や構成に応じた居室構成、面積規模の住戸を供給すること。

²⁷ ミクストコミュニティ……年齢などの異なる階層の世帯が集まり住めるように、多様な世帯を混在させること。

5-7. 河川・水辺空間の浄化・保全の方針

(1) 基本的な考え方

- ・河川、水路、クリークの水質保全を、下水道整備や住民との協働の取組みによって推進するとともに、潤いのある水辺環境を創出する空間としての活用を図ります。

(2) 具体的な方針

①河川・水路等の水質の保全

- ・河川や水路、クリーク等は本町を特徴づける空間であり、その水質保全は都市環境の快適性の確保のために不可欠であり、ひいては有明海の水質保全のためにも、地域ごとの人口や地理的な条件等に合わせて、特定環境保全公共下水道事業や農業集落排水事業、浄化槽整備事業による整備を計画的に推進します。
- ・河川や水路・クリーク等において、治水計画との整合等がとれる区間については、多自然型護岸などの活用を推進し、自然が本来もつ浄化能力の回復に努めます。
- ・町民との協働により、河川や水路の清掃や、アドプトプログラム²⁸の導入による維持管理活動を進めます。

②水辺空間の保全・活用

- ・一級河川六角川は、白石平野の成り立ちと深く結びつき、杵島炭鉱の石炭の運搬など、周辺市町との結びつきにおいても大きな役割を果たしてきました。今後、六角川の保全・活用のために、流域自治体や各種団体との連携を図ります。
- ・塩田川についても六角川と同様、嬉野市や鹿島市と連携して水辺環境の保全・活用を行います。
- ・只江川や廻里江川、直江川等の河川については、町民との協働のもとに水質の保全と河川敷の緑地の保全を図ります。加えて、既存の水辺環境を活かし、親水性が高く、休息や健康づくりにも利用できる水と緑のネットワーク形成を図ります。
- ・ムツゴロウやシオマネキをはじめとする多様な生物が生息する貴重な干潟がある六角川および塩田川の河口から、両河口にはさまれた有明海沿岸にかけては保全し、また環境学習や体験型レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・市街地や田園を流れるクリークや水路は、水質保全と身近な水辺空間として見直し、活用を町民とともに検討していきます。



六角川（住ノ江港付近）



整備されたクリーク

²⁸ アドプトプログラム…アドプト(adopt)は英語で「養子縁組」の意。地元企業や住民が、地域の川や道路などの公共物の「里親」として定期的に清掃活動などを行う、住民参加型の環境管理手法。

5-8. 安全・安心のまちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

- ・本町は約9割が平坦地で、有明海の満潮時にはほとんどが海面下となり、北と南を川に挟まれており常に水害の危険にさらされてきました。町民の生命と財産を風水害や震災等の災害から守るため、河川・水路等の整備、海岸保全や土砂災害防止対策、防災施設と体制の整備を図り災害に強いまちづくりを目指します。
- ・また、火災等の発生をできるだけ抑制するとともに、災害が発生した場合の被害を最小限に抑えられるような、安心して暮らせるまちを作るために方針に沿った取り組みを推進します。
- ・安心して暮らせるまちづくりのため、道路街路灯の設置を進め、交通安全施設の整備や町民の交通安全意識を高める啓発活動を推進し、さらに防犯対策についても、警察機関など関係機関との連携をとりながら全ての人が安全で安心して暮らせる社会を目指します。
- ・災害時に町民がお互いに協力し、被災者の救護や避難所での活動などを自主的に行うことができる意識を醸成します。

(2) 具体的な方針

①総合的な災害対策の推進

- ・防災行政無線を、町民への緊急連絡手段として活用し、あらゆる災害の未然防止に努めます。
- ・白石中央公園を、災害時における防災活動の拠点と位置付け、町民の避難救援活動の拠点、延焼防止のための遮断帯、緊急輸送時におけるヘリポートなどあらゆる機能を兼ね備えたオープンスペースとして活用します。
- ・役場庁舎は、大規模な災害時において、災害対策本部として情報を収集・分析し、的確な対策を実施する拠点であるとともに、復興支援本部として復旧活動の拠点として機能させます。

②自然災害対策の推進

- ・低い土地などにおける浸水を防止するため、河川堤防の強化や用排水路の浚せつなどを計画的に実施し、機能の向上を促進します。
- ・福富地域の有明海沿岸においては、高潮対策として海岸保全施設整備事業を推進します。
- ・大雨時のゲート管理、効率のよい排水ポンプ操作に努めます。
- ・杵島山麓においては、砂防事業により土石流、がけ崩れの防止など、地域の特性に応じた災害抑制策を推進します。
- ・白石町防災マップの町民への普及と、自然災害に備える意識の啓発を図ります。

③防火対策の推進

- ・中心市街地や拠点、及び家屋が密集する集落などを中心に、逐次消火栓や防火水槽を設置するとともに、低未利用地や広場等を活用した、消防格納庫や詰所の整備を図ります。
- ・道路幅員が狭くかつ家屋が密集し、消防車など緊急車両の進入が困難な集落などについては、道路拡幅や家屋のセットバック等により空間を確保し、集落の防災面での安全性を向上します。
- ・減少傾向にある消防団員数の確保に努めます。

④地盤沈下対策の推進

- ・地下水の過剰な汲み上げを抑制し、地表水利用への転換を推進します。

⑤防犯まちづくりの推進

- ・安全な市街地の形成のため、夜間に人通りの少ない道路への街路灯や防犯灯の設置などに取り組みます。
- ・公園や広場などで死角となる場所を排除し、人が集まる空間の安全性を向上します。
- ・町民の主体的な取り組みによる、まちの安全点検や防犯パトロール等の活動を推進します。
- ・空き家の増加などによる空き巣被害の対策として、警察との連携を図りながら、地域による見回りや防犯パトロールを強化します。

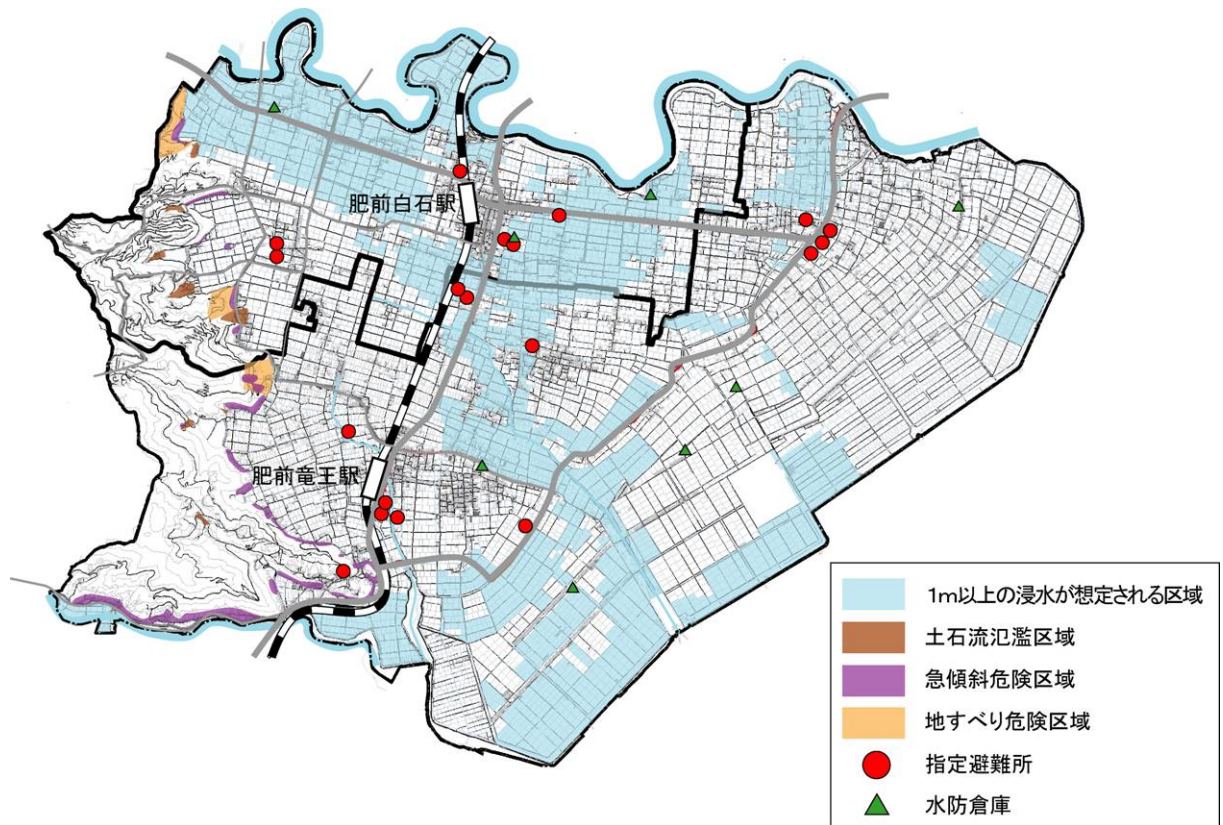
⑥安全な交通環境の整備

- ・見通しが悪い交差点などにおける交通安全施設の整備や交差点の改良などを推進します。
- ・交通マナー講習の実施など、町民の交通安全意識を高める啓発活動を推進します。
- ・駅や店舗、公共施設など、不特定多数の方が利用する施設のバリアフリー化や、誰にでも優しいデザイン(ユニバーサルデザイン)の導入を推進します。
- ・誰もが安心して歩けるように、歩道の設置などによる歩行空間の確保や、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進します。

⑦自主防災体制のしくみの構築

- ・町の駐在員、自治会などの地域において、町民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を推進し、自主防災体制の確立に努めます。
- ・特に高齢者や障害者など災害時要援護者の多い集落においては、近隣住民や駐在員との連携により、安全確保に関する相互協力を重点的に推進します。また、緊急通報装置等の給付や緊急通報システムの整備を促進し、迅速かつ的確な救助活動を行うことのできる基盤づくりを推進します。

■ 災害危険区域の状況と防災施設・設備



※「白石町防災マップ」をもとに作成

5-9. 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

①地域の特色に応じた景観形成

- ・肥前白石駅から町役場周辺及び国道 207 号沿道のにぎわいや、落ち着いた集落、広大な田園風景、自然豊かな杵島山麓などの地域の特色を踏まえた景観形成を行います。

②主要道路沿道の景観形成

- ・国道や主要地方道などまちの景観軸として位置づけられる道路等について、緑豊かな景観形成を行います。

③建築物の規制・誘導施策の検討

- ・住宅地の良好な景観を保全するため、建物の高さやデザインなどの規制・誘導施策について、住民参加による検討を行います。

(2) 具体的な方針

①景観形成拠点の整備

■まちの顔の形成

地域拠点・生活拠点は、まちの顔となる場所として、公共施設の活用や沿道の景観整備によって、まちのシンボルとなる景観を形成します。



拠点施設（役場新庁舎）

②景観形成軸の整備

■広域交流軸

主要な交流軸として、南北方向軸の国道 207 号や国道 444 号、東西方向軸の主要地方道武雄福富線の沿道においては、街路樹の整備などにより、みどり豊かでゆとりある歩行者空間を創出します。

それぞれの道路が、地域拠点および生活拠点を通過することから、その周辺では景観に配慮した利便施設の立地誘導などにより、白石らしさを特徴づけるまちなみの形成を図るとともに、良好な田園風景の保全、沿道のまちなみの連続性と調和を図ります。



国道 444 号沿道の並木

③景観形成ゾーンの整備

■中心ふれあい景観形成ゾーン

肥前白石駅から町役場周辺と国道 207 号沿道のにぎわいとうるおいの創出と、利便性の高い住宅地の形成など、地域の特色を生かした魅力ある景観の創出を図ります。

■幹線沿道景観ゾーン

農地などのみどりと幹線沿道施設が調和するゆとりある景観の形成を図ります。

■田園住宅地景観ゾーン

白石町原風景である田園風景を保全し、のどかで落ち着いたある田園景観の創出を図ります。

④まちづくりルールの検討

景観形成軸やゾーンの方針に基づいて、良好な景観を形成するために、景観条例の制定、適用や地区計画、建築協定などの住民参加によるまちづくりルールの検討を行います。

⑤公共公益施設等による良好な景観の形成

公共公益施設等の大規模施設の整備にあたっては、色彩や緑化などへの配慮により、周辺環境と調和を図ることで、地区の景観形成を先導的に行い、良好な景観を形成します。

5-10. 環境にやさしいまちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

- ・自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。
- ・町民・事業者・行政の協働による、ごみの減量化を目指します。
- ・ごみの分別収集による再資源化を推進します。
- ・太陽光・太陽熱やバイオマスなどの新エネルギーを導入・活用し、環境配慮型・資源循環型のまちづくりを推進します。

(2) 具体的な方針

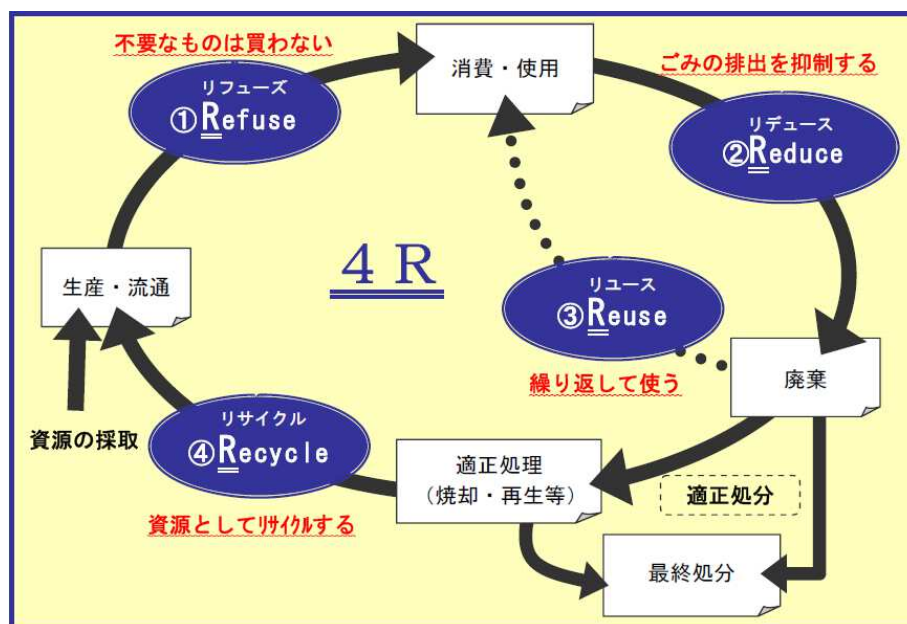
①自動車に過度に依存しないまちづくり

- ・自動車がなくても移動可能なように、コミュニティタクシーなど公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。
- ・自転車歩行者道の整備や、歩道のバリアフリー化など、歩行者や自転車が通行しやすい道路環境の整備を推進します。

②廃棄物の減量・再資源化の推進

- ・ごみの排出抑制に向け、4 R運動（下図参照）を意識したライフスタイルへの転換の意識啓発を推進します。
- ・ごみの分別排出の徹底に向けて、分別収集体制の充実や、広報・啓発活動を推進します。
- ・ごみや産業廃棄物の不法投棄を抑止するため、監視・指導体制の強化や適正処理対策を行うとともに、町民の意識向上に努めます。

■ 4 R運動による循環型社会システムのイメージ



資料：白石町一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画書)

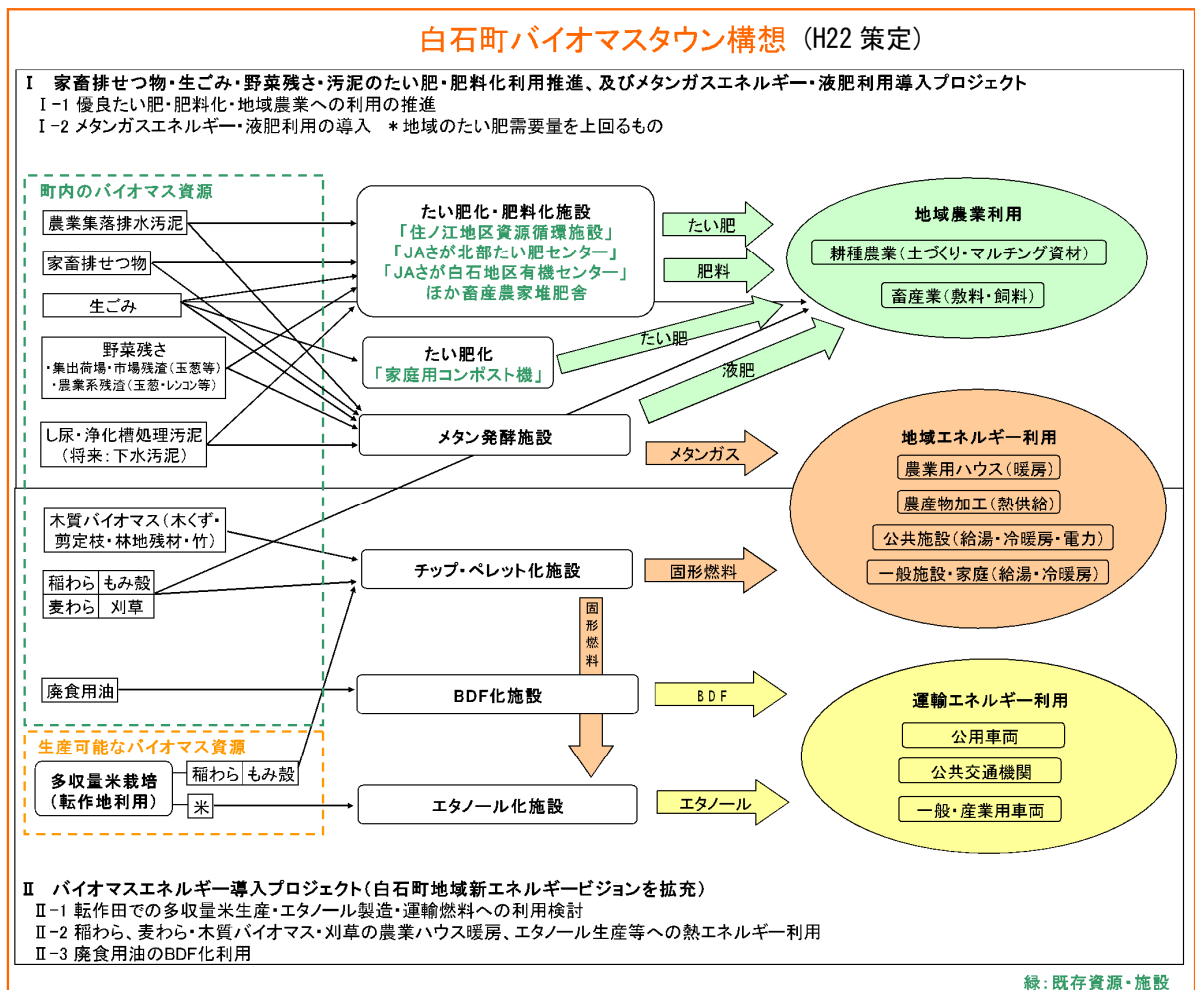
③地域資源の循環利用による新エネルギーの導入

- ・ 広大な平野を有する本町の特性を活かし、太陽光や太陽熱によるエネルギーの導入促進を図ります。
- ・ 農産物の残さや家畜のし尿、生活排水の汚泥などは、堆肥化・肥料化を推進し、農業用途に再利用します。また、これらをメタン発酵する施設を導入し、ガス化による発電を行い、近隣施設への電力供給の実施を検討します。
- ・ 木くずなどの木質バイオマス²⁹や、稲の収穫後に発生する稲わら・もみ殻などは、チップ・ペレット化施設の導入により、固形燃料へ変換し地域内での多様なエネルギー利用を検討します。
- ・ 転作地を活用して多収量米を栽培し、収穫した米からバイオエタノールを製造し、公用車などの運輸燃料としての利用を検討します。



福富ゆうあい館の太陽光パネル

■ バイオマス活用の全体イメージ



²⁹ バイオマス・・・元の意味である生物(bio)の量(mass)が転じて、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)のことをいう。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど。

5-11. 歴史・文化資源の活用に関する方針

(1) 基本的な考え方

- ・本町が有する豊かな歴史資産の保存と有効活用を行い、教育現場等を通じて町民の誇りとしていくことが望まれます。
- ・町内の歴史・文化資源をネットワーク化することによって、町民に親しまれる空間の形成を図るとともに、主要な施設については町の観光拠点として整備を図ります。

(2) 具体的な方針

①歴史・文化資源の保全・活用

- ・佐賀県や白石町指定の史跡・文化財の資源、町の田園風景を特徴づけるくど造り民家群や干拓平野の列状集落などの歴史資源が残っている地区においては、その保全活用を図り、町の歴史を伝える風格のあるまちなみを形成します。
- ・歴史・文化資源の成り立ちなどを記述した、わかりやすい案内板の設置を推進します。
- ・町民との協働により、学校教育現場や生涯学習の機会において、白石の歴史を学習する機会を創出していきます。

②資源のネットワーク化

- ・散策路整備等によるネットワーク形成を図ります。
- ・わかりやすく散策しやすい観光散策マップ等の作成を行います。

③観光拠点としての活用

- ・主要拠点としての歴史資料館構想など、計画的配置整備による観光拠点の形成を図ります。



稲佐神社の参道



縫ノ池

5-12. 田園・集落の維持・再生の方針

(1) 基本的な考え方

- ・本町の大部分は農地である「田園」と、主に営農者の居住地である「集落」で構成されています。本町の都市構造は、基礎単位である「集落」が交通網（道路・公共交通）で有機的に結びつくことにより成り立っています。この集落環境を維持または再生することで、本町全体の住環境・生活環境の維持につながります。
- ・各集落で農家が減少し、人口が流出する中で、移住者や新規就農者の受入れにより集落の新陳代謝、活性化がスムーズに行える基盤づくりを行います。

(2) 具体的な方針

①農業の振興

- ・営農環境を維持するだけでなく、収穫農産物を用いた加工品の生産・販売など、6次産業化³⁰を視野に入れた農業振興の施策を検討します。
- ・次世代の担い手を確保・育成するため、農家の後継者のほか、町内外の新規就農者に向けた研修事業等を検討します。

②集落内の住環境の維持・整備

- ・集落内の空き家については、佐賀県の空き家バンク³¹などを活用し、情報提供と定住受入れを促進します。
- ・同居のほか、近居・隣居を推進し、目的に合わせた既存住宅のリフォームを推進します。
- ・集落に隣接して小規模な宅地開発を行うことで、田園に囲まれた良好な住環境の宅地への新規入居者受入れを促進します。

③集落内の生活環境の維持・整備

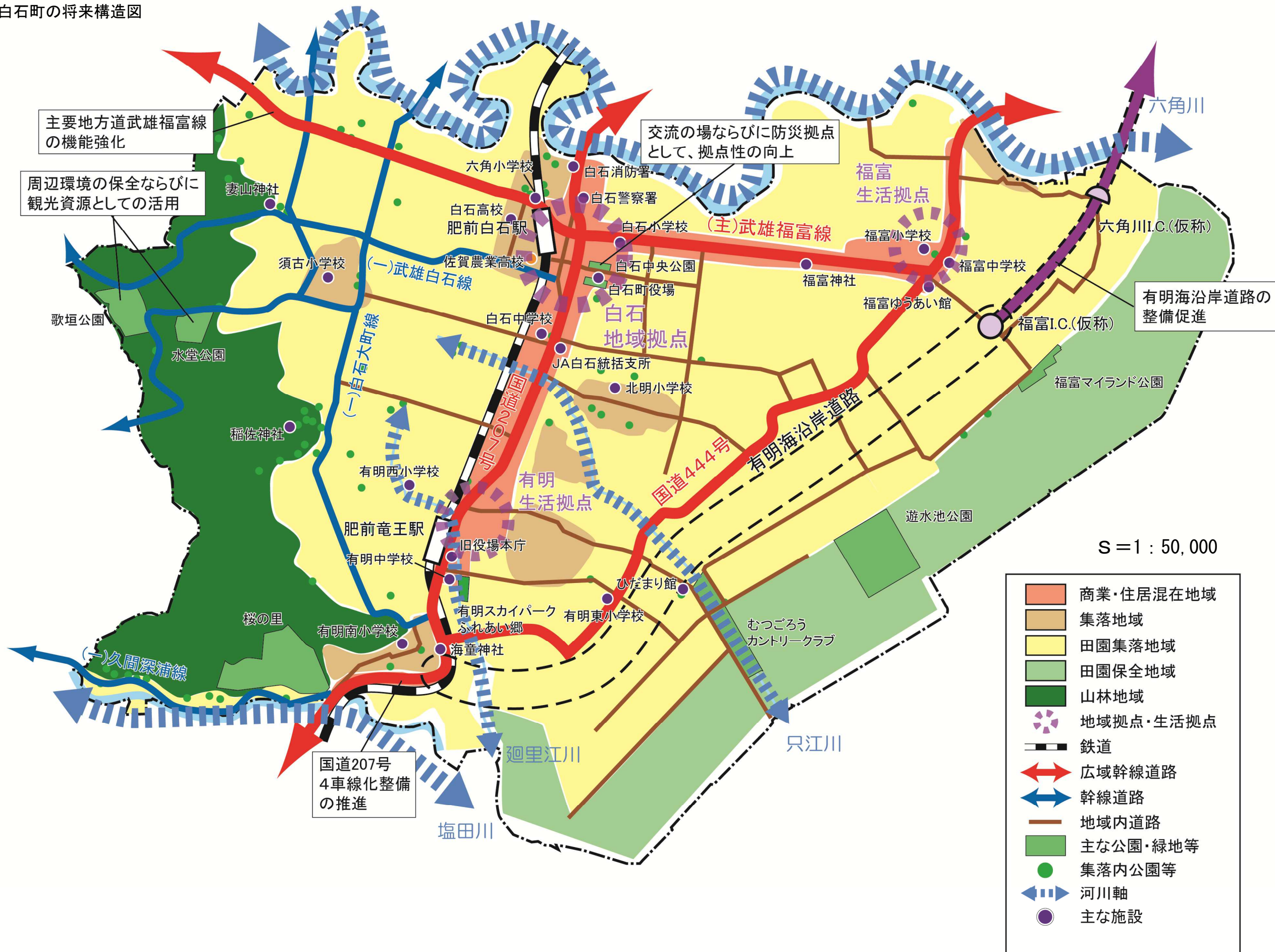
- ・コミュニティの崩壊や集落の孤立を防ぐため、自治会の運営や連携による祭事の開催、里道・水路などの共同管理など、隣近所の付き合いの仕組みを継続します。人口減少・高齢化などで担い手が不足している場合は、必要に応じて、近隣集落の住民や外部のボランティア・NPO・CSO³²等の協力を得ながら実施します。
- ・住居が密集し、集落内道路が狭い箇所については、細街路整備などにより緊急車両や福祉関連のサービスカーが進入できるよう、安全性・利便性の向上を図ります。

³⁰ 6次産業化……農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開する、農業経営体の経営の多角化。

³¹ 空き家バンク……自治体が、空き家所有者からの空き家の売買・賃貸希望の情報を、移住を希望する者に提供する制度。

³² CSO……Civil Society Organizations（市民社会組織）の略。NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含まれる。

■白石町の将来構造図



S = 1 : 50,000

- 商業・住居混在地域
- 集落地域
- 田園集落地域
- 田園保全地域
- 山林地域
- 地域拠点・生活拠点
- 鉄道
- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 地域内道路
- 主な公園・緑地等
- 集落内公園等
- 河川軸
- 主な施設

6. 実現化に向けて

6-1. 都市計画制度の有効活用

本町は、町域のほとんどが農業振興地域かつ農用地区域に指定されており、優良な農地の保全が機能してきました。また、これまで道路や公園、下水道などの社会基盤を、主に農業基盤整備に関する事業により実施してきました。

しかし、農地転用の増加や乱開発の危惧、まちの一体性の創出、有明海沿岸自治体の土地利用施策の観点から、本町の全域を都市計画区域に編入する方向性を決めました。

今後は、全町において都市計画制度を有効活用したまちづくりを進めていくことが望まれます。



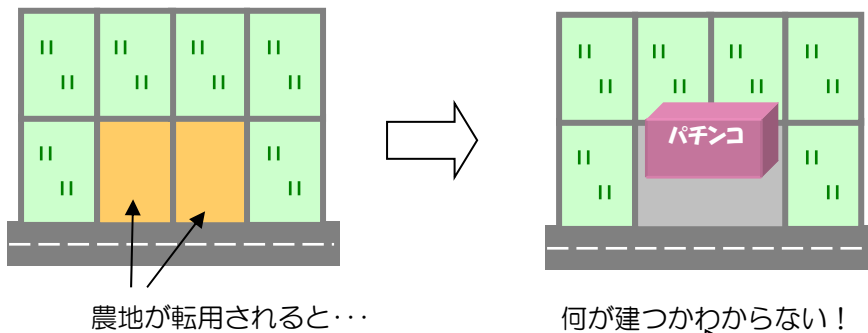
白岩山から有明干拓をのぞむ

■ 特定用途制限地域の設定

白石町のように用途指定のない都市計画区域において、農地転用がなされた際の乱開発を抑制し、良好な環境を保全するために、特定用途制限地域の指定を行うことができます。

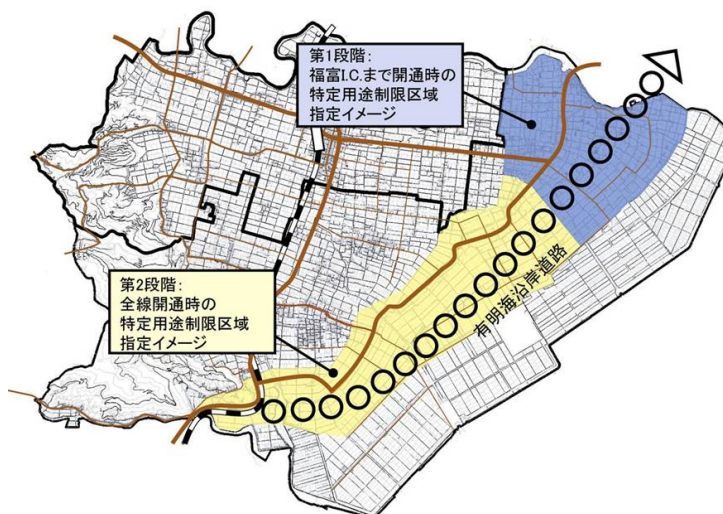
本制度は、有明海沿岸道路開通後に伴う農地転用の際に想定される乱開発を抑制し、計画的な土地利用を行う上で非常に有効となるものです。本制度には以下の特徴があります。

- ① 建築基準法に基づく条例により規制されるため、用途地域³³における規制（建築基準法）とほぼ同等の強制力があります。
- ② 農業振興地域の変更が不要なため、関係機関（農政部局）との調整は、用途地域の変更に比べると比較的容易です。
- ③ 条例で規制内容を定めることができるため、地域の実情に応じた柔軟な規制内容にすることができます。



あらかじめ特定用途制限地域に指定すれば、地域にふさわしくない用途の立地に規制をかけられる！

■ 適用のイメージ（たとえば、有明海沿岸道路供用の段階に応じて）



³³ 用途地域……都市計画区域や準都市計画区域において、住居系、商業系、工業系など建築可能な建築物の用途を制限する地域。本町の都市計画区域では指定されていない。

6-2. まちづくりの推進体制の構築

人口減少、少子高齢社会が今後進展していく中で、これからのまちづくりには町民の力、地域の力の活用が不可欠です。そこで、町民（まちづくり団体を含む）や事業所がまちづくりの担い手の一翼として、自ら主体的に活動を展開できるよう、「協働のまちづくり」を推進するための仕組みを構築していきます。

①町民の役割

まちづくりの主役として、自らの生活の場であるまちを身近なところから見直し、安全・安心で快適に暮らすことのできる環境を次世代へ残していく役割があります。

このため、町民はまちづくりの主役として関連活動に積極的に参加し、相互の理解と協力によって主体的にまちづくりを進めていくことが求められています。

②事業者の役割

町内で生産や経済活動を行う事業者は、町を現在だけでなく将来にわたる自らの活動の場と捉え、よりよい環境を整えるまちづくりの一端を担う役割があります。

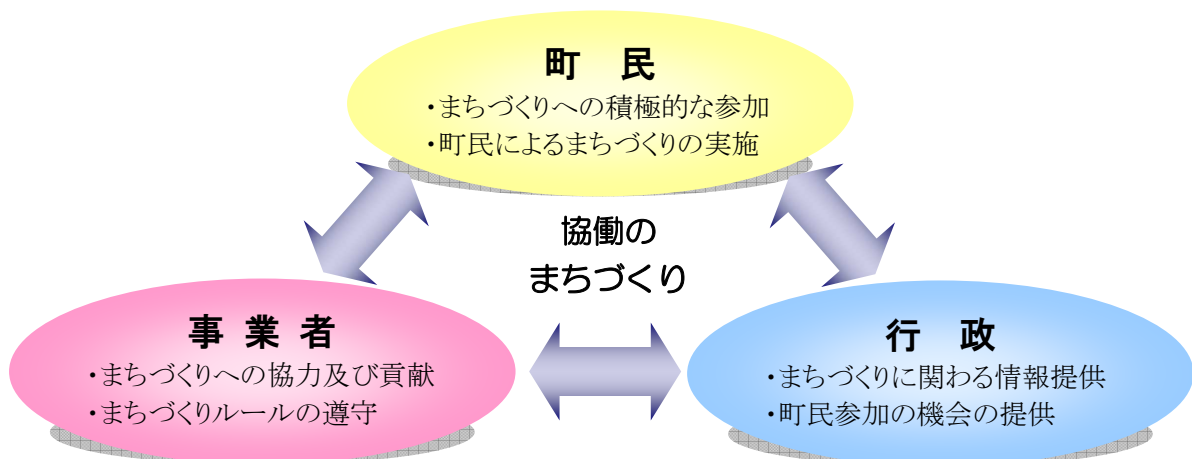
このため、事業者は自らの生産活動の維持・発展に際して、地域住民などと連携しながら、まちづくりに積極的に協力・貢献していくことが求められています。

③行政の役割

行政は、町民主体によるまちづくりを、総合的・計画的・効率的に進めていくことが求められています。そのために、情報提供や参加の場づくりなどを積極的に進めることによって、町民主体の活動を促進する役割があります。

また、庁内の諸計画を総合的に調整し、国や県、周辺市町等との適切な連携・分担を行って計画的で効率的な都市づくりを進めることが求められています。

■まちづくり推進体制のイメージ



6-3. 町民や事業者のまちづくり活動の促進

①まちづくりに関する情報の共有化と、意識の高揚

町民や事業者が自らのまちに関心を持ち、まちづくりに参加してもらえるよう、まちづくりに関する情報提供などを通じて、意識の高揚を図ります。

町民がまちづくり情報をいつでもどこでも容易に入手できるよう、ホームページや広報誌を用いた情報発信を推進します。

②計画づくりや施設管理などへの町民参加の促進

町民意向を反映したまちづくり計画を策定していくため、パブリックコメントなどによる広い意見収集や、策定組織への参加などにより、計画段階からの町民参加を推進します。

身近な公園などについては、多くの住民に親しまれながら利用される施設としていくために、アドプト制度などを活用し、地元住民などによる管理を促進していきます。

③町民の主体的なまちづくり活動の促進

町民が主体となってまちづくり活動を行う団体に対して、各種支援を行います。

また、都市計画提案制度³⁴や地区計画等の普及・活用を促進し、町民が主体となったまちづくりを促進します。

6-4. 計画の進行管理

概ね20年先までの長期間にわたり、将来像に向けて計画的に本マスタープランに基づくまちづくりに取り組んでいくには、常時その進捗状況について点検・評価を行い、町民からの理解を得ていくことが重要です。

そのため、白石町総合計画をはじめとする上位・関連計画の見直しや、本町を取り巻く社会経済状況の変化などにあわせて、本マスタープランに基づく計画の策定、事業展開などについて点検し、その達成状況について町民参画も得ながら評価します。

その上で、庁内や関係機関との調整を図り、必要に応じて内容の見直しや充実を行いながら、効率的・効果的なまちづくりの推進に努めます。

³⁴ 都市計画提案制度……土地の所有者やまちづくりNPO、民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。

資料編

1. 白石町の概要

1-1. 地勢

白石町は佐賀県の南西部、佐賀市中心部から25km圏内に位置し、北は六角川を境に大町町、江北町、小城市に、西は武雄市及び嬉野市に、南は塩田川を境に鹿島市に接し、東南部は有明海に面しています。

町西方の杵島山系から東方へ広がる広大な白石平野は、古く弥生時代から自然陸化し、中世より現代まで幾多の干拓事業で造成されています。特色としては粘質土壌で、米・麦、野菜、施設園芸等の農業好適地帯となっています。また、六角川や塩田川をはじめとする川は、地域にうるおいを与えながら、宝の海とも言われる有明海に注いでいます。

■ 図1 白石町の現況と地勢 ■



1-2. 歴史

・廃置分合改称等の沿革（現・白石町）の成立まで

○旧白石町

1889(明治 22)年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福田村、福吉村の一部、廿治村の一部が合併し福治村が成立 ・東郷村、今泉村、福吉村の一部、廿治村の一部が合併し六角村が成立 ・堤村、馬洗村、湯崎村が合併し須古村が成立 ・築切村、遠江村が合併し北有明村が成立 ・大渡村、芦原村が合併し橋下村が成立
1936(昭和 11)年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福治村が町制施行、白石町に改称
1955(昭和 30)年 7 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・須古村、六角村、白石町が合併し白石町となる
1956(昭和 31)年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・橋下村の一部（大字大渡のうち岡崎、下蓑具、鳥巢、喜佐木）を編入
1956(昭和 31)年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・北有明村を編入
1956(昭和 31)年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明村大字横手の区域を編入
1976(昭和 51)年 12 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明干拓（新拓）を編入
1987(昭和 62)年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明干拓（大字遠江字八平）を編入

○旧福富町

1889(明治 22)年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福富村、福富下分村が合併し福富村が成立
1967(昭和 42)年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・町制施行により福富町となる
1987(昭和 62)年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明干拓（大字八平字八平、大字八平字新開）を編入

○旧有明町

1889(明治 22)年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・戸ヶ里村、辺田村、田野上村が合併し錦江村が成立 ・深浦村、坂田村が合併し龍王村が成立 ・牛屋村、横手村が合併し南有明村が成立
1955(昭和 30)年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江村、龍王村が合併し有明村が成立
1955(昭和 30)年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明村、南有明村が合併し有明町となる
1955(昭和 30)年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明村大字深浦の一部が久間村に編入
1956(昭和 31)年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明村大字横手の区域が白石町に編入
1962(昭和 37)年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・町制施行により有明町となる
1976(昭和 51)年 12 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・有明干拓（新明）を編入
1987(昭和 62)年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新開地区を編入

◎白石町

2005(平成 17)年 1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・白石町、福富町、有明町が合併し白石町となる
----------------------	--

・白石平野の成り立ち

白石平野は、佐賀平野の西部を成し、杵島山の麓から東に展開して有明海に接し、北は六角川、南は塩田川を境にしています。

・白石の地名の起こり

「日本書紀」や「肥前国風土記」などの古書においては、白石町を含む広範囲を指す地名として「杵島」と呼ばれてきました(概ね現在の杵島郡)。「白石」という地名が記されるのは、南北朝時代の正平8年と考えられる文書が、現在確実な最古の使用例です。地名の起こりとしては、「不知石^{しらぬいし}」が訛ったもの、豊前坊の高住宮の御神体である白石を祀っているから、など諸説があります。



杵島山からのぞむ白石平野

・有明海

有明海は、北部九州4県にまたがる、島原半島および宇土半島に囲まれた九州最大の湾で、潮の干満差が大変大きく、湾奥に位置する住ノ江港付近では5mを超えることもあります。また、筑後川、嘉瀬川、六角川など流入河川も大変多く、これらの川から運ばれた大量の土砂が海の干満によって激しくかき混ぜられ、干潮時に堆積、満潮時に侵食をくり返しながら、巨大な干潟を形成してきました。

白石地方では、有明海を“前海”や“潟”と呼んで親しんできました。白石平野の大部分が有明海の干潟の自然陸地化や干拓によって形成されてきたもので、有明海の恵みとは切ってもきれない関係となっています。沿岸部では、明治・大正時代にかけてはカキの養殖が行われ、昭和に入ってからにはノリ養殖が盛んに行われるようになりました。



有明海

・杵島山

古代から杵島山は、彦神・姫神・御子神の鎮座する神聖な山として、白石の人々に尊敬されてきました。

1500年～2000年前には、この山を中心にかなり高い文化が栄えていたとされ、山麓にはその遺跡として、杵島山古墳群（妻山古墳群、船野古墳群、湯崎古墳群など）や龍王崎古墳群など、5～6世紀に築造されたとみられる多くの古墳群が存在しています。当時、この地にあった古代の在地勢力により残されたものと考えられます。

また、杵島山は信仰の拠点として、千年以上の昔から稲佐神社や海童神社、福泉禅寺など多くの寺社が山麓に構えられました。

さらに、杵島山は歌垣の山としても著名で、「肥前国風土記」のほか「万葉集」や「日本書紀」にも記録が残っており、常陸（茨城県）の筑波山、摂津（大阪府）の歌垣山とともに、日本三大歌垣のある場所として、歴史に名をとどめています。



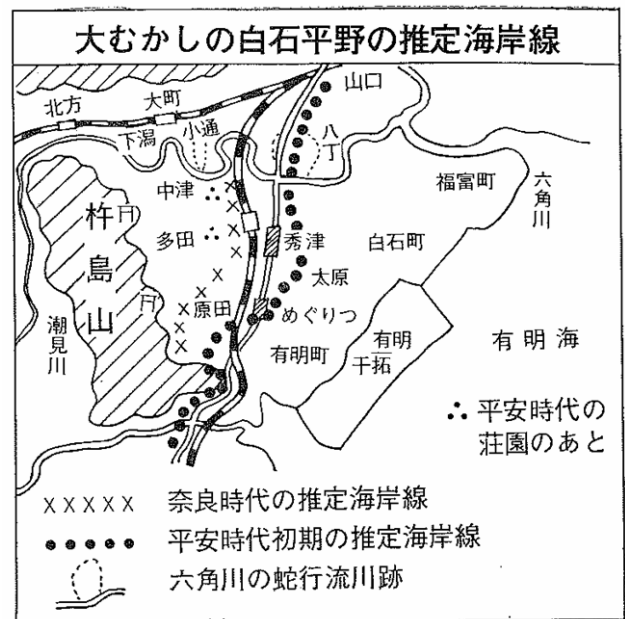
歌垣公園

※歌垣……千年以上前、春と秋の年2回、若い男女が神々の住まう山に集まり、かけあいの歌や舞踊に託して互いの想いを伝えたとされています。

・農耕の起こり

須古地区など町西部には、奈良時代と思われる条里制の遺構があり、当時の農耕開拓事業が垣間見られます。また、延喜、延長年間(901～930)に耕地の確認が行われたことが平安時代の辞書「和名抄」に見られ、国道207号以西の一角が、既に奈良時代に広い耕地として利用されていたことが分かります。

須古地区には、杵島山麓にほど近く、白石平野でも最も古い土地であることから、多くの歴史が内在し、古い伝説や説話も農耕文化の開発と共に残されてきています。



出典：白石町史

・戦国時代

15世紀頃になると、地方豪族どうしの争いが激化し、白石も戦場となる機会が多くなりました。特に、小城郡を本拠とする千葉氏と長崎県高来郡の有馬氏とのあいだで争いが絶えませんでした。

15世紀半ばと考えられますが、平井氏が須古城(高城)に移り本拠地としますが、1574年、龍造寺隆信により落城し、隆信の弟・信周が須古城に入城、その子孫が江戸期に須古鍋島氏となり、佐賀鍋島藩の親類同格扱として重要な地位につきました。

・長崎脇街道

享保2年(1717年)、長崎街道の一部変更と同時に、脇街道(浜通り)が設定されました。脇街道は、小田宿(江北町)から六角宿～高町～竜王峠～鹿島を經由して諫早へ抜けるルートで、この頃から六角と高町が宿場町として栄えることとなりました。

特に六角宿は、白石地方の中心地として大正時代末期まで多くの店が建ち並び栄えたところでありました。また、高町宿は稲佐神社の門前町としての機能も兼ね備えていました。

また、長崎脇街道設置前は、長崎街道の往還として、やはり小田宿から分岐して六角川を渡り(馬田の渡し)、馬田宿を經由するルートがあり、馬田宿も六角同様に店が建ち並ぶなど賑わいを見せました。

・港町の形成

白石地域の中心部を構成する秀津は、室町時代頃、干拓工事の際に掘削された掘割を通して、米などの積出港となったことで、白石平野の日用雑貨の集散地となりました。初代佐賀藩主鍋島勝茂は、秀津に屋形をつくり、その周囲に、須古村にあった八坂神社の遷座や、曹洞宗秀林寺の建立を行いました。

有明地域の中心部である廻里津も、廻里江川河口の米の積出港および物資集散地として栄え、昭和初期まで河港として機能していました。

一方、六角川河口の住ノ江は、明治時代以降、杵島炭鉱の石炭の積出港として繁栄することとなり、石炭の海外輸出に伴い、大正時代には貿易港となりました。しかし、昭和30年代のエネルギー革命以降はその役目を終え、現在ではのり養殖を中心とした漁港に落ち着いています。

・干拓の歴史

江戸時代は、幕府諸藩の殖産興業政策の一環として新田開発が盛んに行われ、特に佐賀藩は有明海沿岸の干潟を有していたため、開発環境に恵まれていました。一方で、佐賀藩は龍造寺隆信の死後、5州2島の太守から肥前7郡の小領主に転落したため、財政的に窮乏していました。

そこで、江戸時代の初頭、藩の重臣成富兵庫茂安が、治水や干拓による新田開発などを積極的に行い、佐賀平野の生産力向上に努めました。白石平野においても、安土桃山時代から徐々にはじまっていた干拓造成が、藩の政策により飛躍的に進展することとなりました。五千間土居を築いて干拓による新田開発を行いました。

干拓は、個人による施行が中心であり、新たに開拓された土地には、揚・籠・搦^{あげ こもり からみ}などの名称がつけられました。これらは、開拓者の名や出身村の地名などをとり「〇〇搦^{からみ}」などの地名がつけられ、現在も多く残存しています。特に、全域が干拓地である福富地域においては、搦の数が約160にも及んでいます。

明治時代以降は築堤技術の進歩により、干拓事業は大規模になってきました。特に有明干拓有明工区は、昭和3年に佐賀県事業として面積1,175haの干拓事業が行われました。昭和21年、国営事業に移管し、昭和26年に潮止堤防が完成、昭和29年から入植が開始されました。

町内で最も新しい有明干拓福富工区(字八平)ならびに代行福富干拓(字新開)は、いずれも昭和50年代に造成され、入植がなされています。



有明干拓(新明地区)



明治・大正期の干拓堤防

・農業水利

白石平野周辺は佐賀県内でも雨量の少ない地域で、さらに杵島山地は雨水が浸透しづらい地質のため、白石平野は流水に恵まれませんでした。そのため、水不足解消を目的とした、ため池が点在しています。また、六角川や塩田川から流れ出した細粒土や、有明海の潮流によって筑後川や嘉瀬川から運ばれた細粒土が、白石平野地先に多く堆積してきた結果、白石平野の土はきわめて重粘土の土質から成っています。

このような自然条件に対処するため、江戸時代の初頭、成富兵庫茂安が杵島山麓に堤を設けて白石平野の灌漑に供し、農家も各自の宅地造成にあたり、土取り場をため池として日常水源に利用しました。

一方、江戸時代以後干拓地の進展に伴い、水不足がますます深刻になったため、田面を掘り下げて人為的に湿田化し、余剰の土を田面に盛り上げました。この堆土を「島」と呼び、「島」を堤防のように長く連ねた「馬道」を、上部は農道に、斜面は畑地に利用してきました。

戦後、朝日ダムの築造、井水灌漑と機械化農業の伸展によって1951年ごろから白石平野の乾田化工事が実施され、各地に見られた島や馬道も、現在ではほとんどその姿を消すこととなりました。

・れんこんとたまねぎの生産

白石平野の農業は米作を主体としていますが、重粘土の土質に適応したれんこん栽培は特産地を形成し、たまねぎ栽培も県内の先進地域として知られています。

れんこん栽培の歴史は、明治20年代に宅地辺縁の裏堀に堀蓮を植えて自家用に供したのがはじまりと伝えられています。これを商品作物として水田に栽培しはじめたのは大正末期で、戦中戦後の食糧難のころは一時衰退しましたが、ふたたび順調な伸びを示しています

一方、たまねぎは40数年前に数戸の農家が栽培に取り組んで以来、生産は急速に拡大し、今では佐賀県の生産量（国内第2位）の7割近くを占める一大産地を形成しています。



収穫前のたまねぎ



れんこん畑

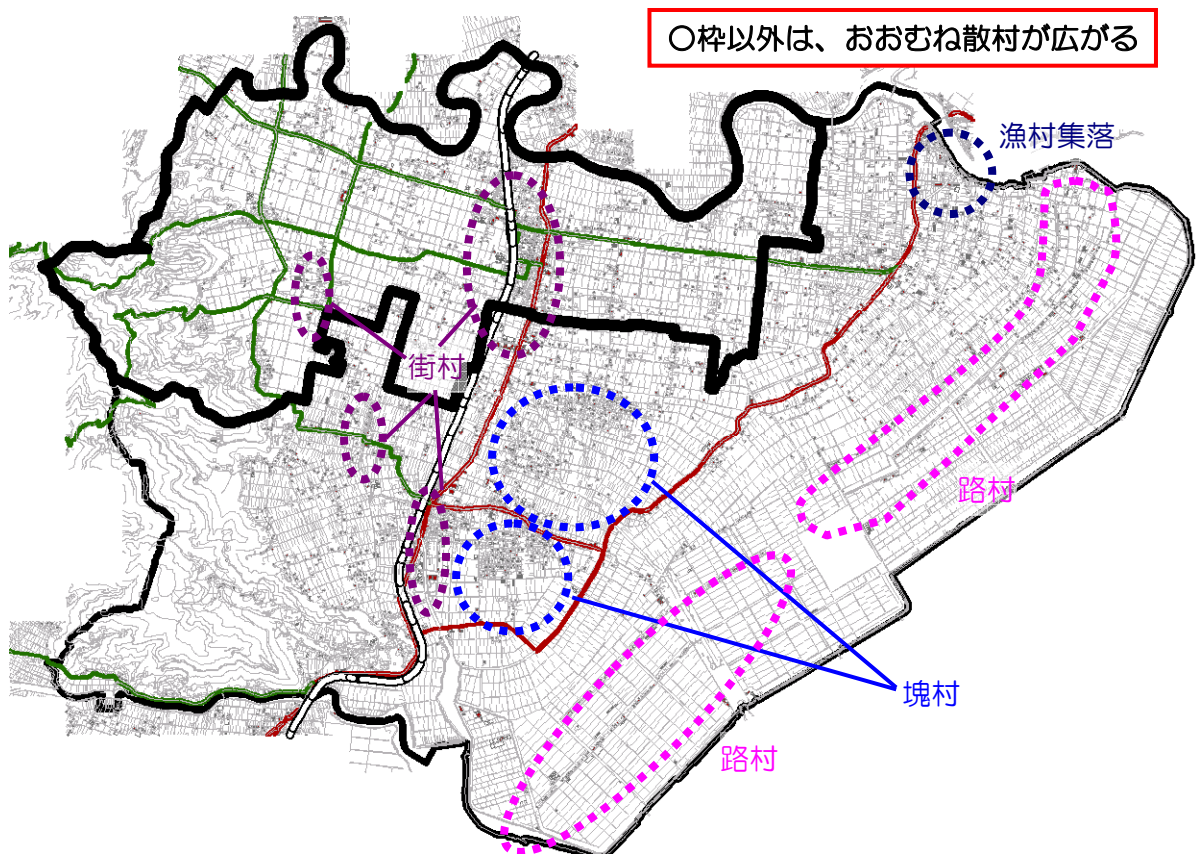
・白石平野の集落の成り立ち

白石平野の集落の特徴として挙げられるのは、ほとんどの干拓地が長期にわたり背後地の農村からの出づくり依存していたこと、および一般的に旧堤防沿いに立地した路村が多く、とくに昭和以後の干拓集落は計画入植による整然な路村を形成しています。出づくりが行われた理由は、築堤技術の未熟な当時においては、台風の襲来時に甚大な高潮災害を受けるからです。

集落の構成としては、宿場町（六角・高町など）や港町（秀津・廻里津など）を除けば、開墾から干拓への漸移地帯にある築切・牛屋が塊村、干拓地域は大部分が散村と路村になります。たとえば、福富地域の六府方は散村で、有明干拓有明工区（新拓・新明）をはじめ戦後の入植による御大典・昭和搦などは計画入植による路村を形成しています。

散村が多くなった理由としては、水不足のため、各戸が生活用水確保のために裏堀を併設してきたことに由来すると考えられます。

■ 図2 白石町の集落分布 ■



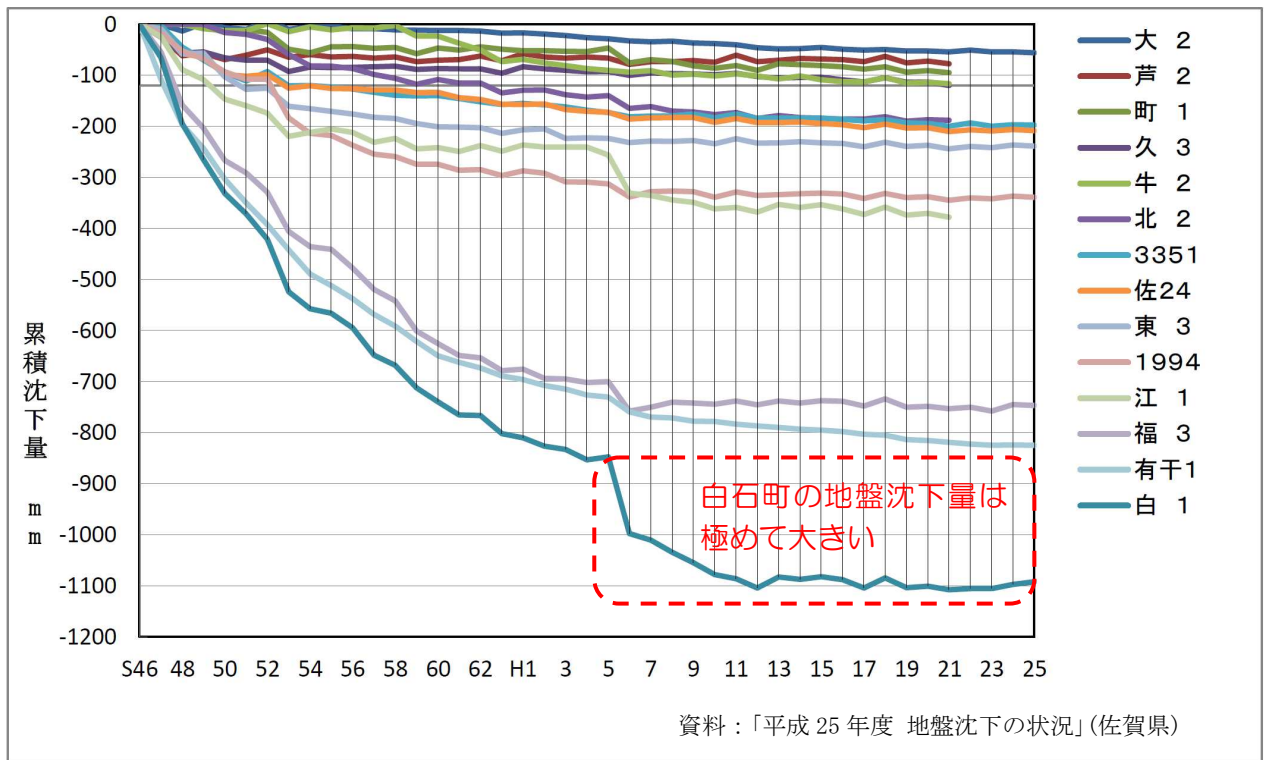
・地盤沈下

佐賀平野は、六角川、筑後川など各河川からの土砂の搬入、有明海の海退等により形成された沖積平野で、表層部には有明粘土層と呼ばれる有機質が多く、含水率の高い極めて軟弱な層が10～30mの厚さで分布しています。そのため、地下水位の低下による地盤沈下が生じやすい地域となっています。

白石平野では、明治2年以降、井水灌漑による井戸水のくみあげを行うようになりましたが、戦後の干害等によって、くみあげに拍車がかかり、国内で最も地盤沈下が進行した地域となっています。

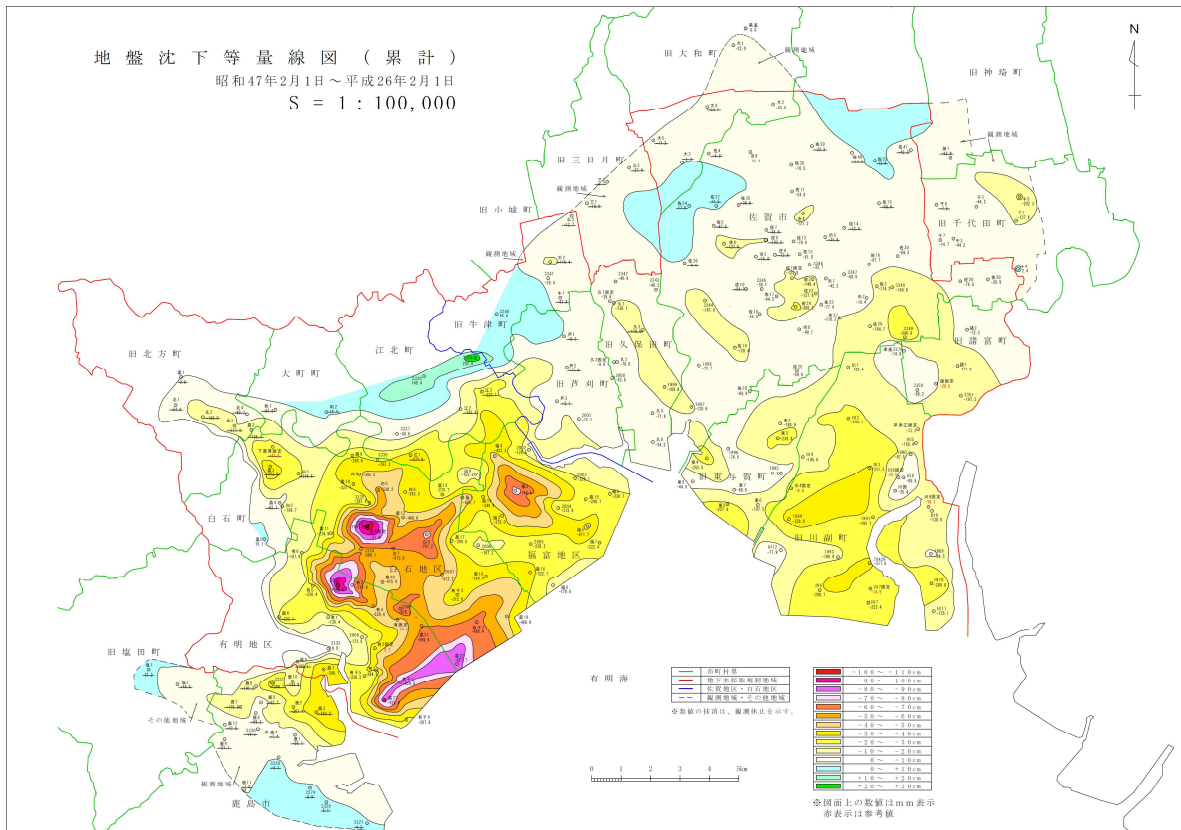
昭和49年7月の佐賀県公害防止条例（現：環境の保全と創造に関する条例）による地下水採取規制以降、佐賀地区では地下水採取量が大幅に減少し、白石地区でも平成13年4月から佐賀西部広域水道用水の供給が開始されたことに伴い、地下水採取量が大幅に減少しています。

■ 図3 県内の代表的な水準点における沈下量の経年変化 ■



町営住ノ江住宅の地盤沈下対策

■ 図4 地盤沈下等量線図(昭和47年～平成26年) ■



資料：「平成25年度 地盤沈下の状況」(佐賀県)

地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」が昭和60年4月に閣議決定され、平成7年9月に一部改正されています。改正の主な点は以下の通りです。

- ・地下水採取に係る目標量について目標年度は定めず、平成16年度を期限に見直すこととしたこと。
- ・白石地区に対して地下水採取目標量の早期達成および表流水転換に係る事業の促進に努めるべき旨が特記されたこと。
- ・地下水適正利用に関する調査・解析の推進が新たに追加されたこと。

農業用水、水道用水等については、地下水に替えて地表水に転換するため、嘉瀬川ダムからの導水など下表の各種事業により水源開発が進められており、また、開発された水を末端に供給するための事業が推進されています。

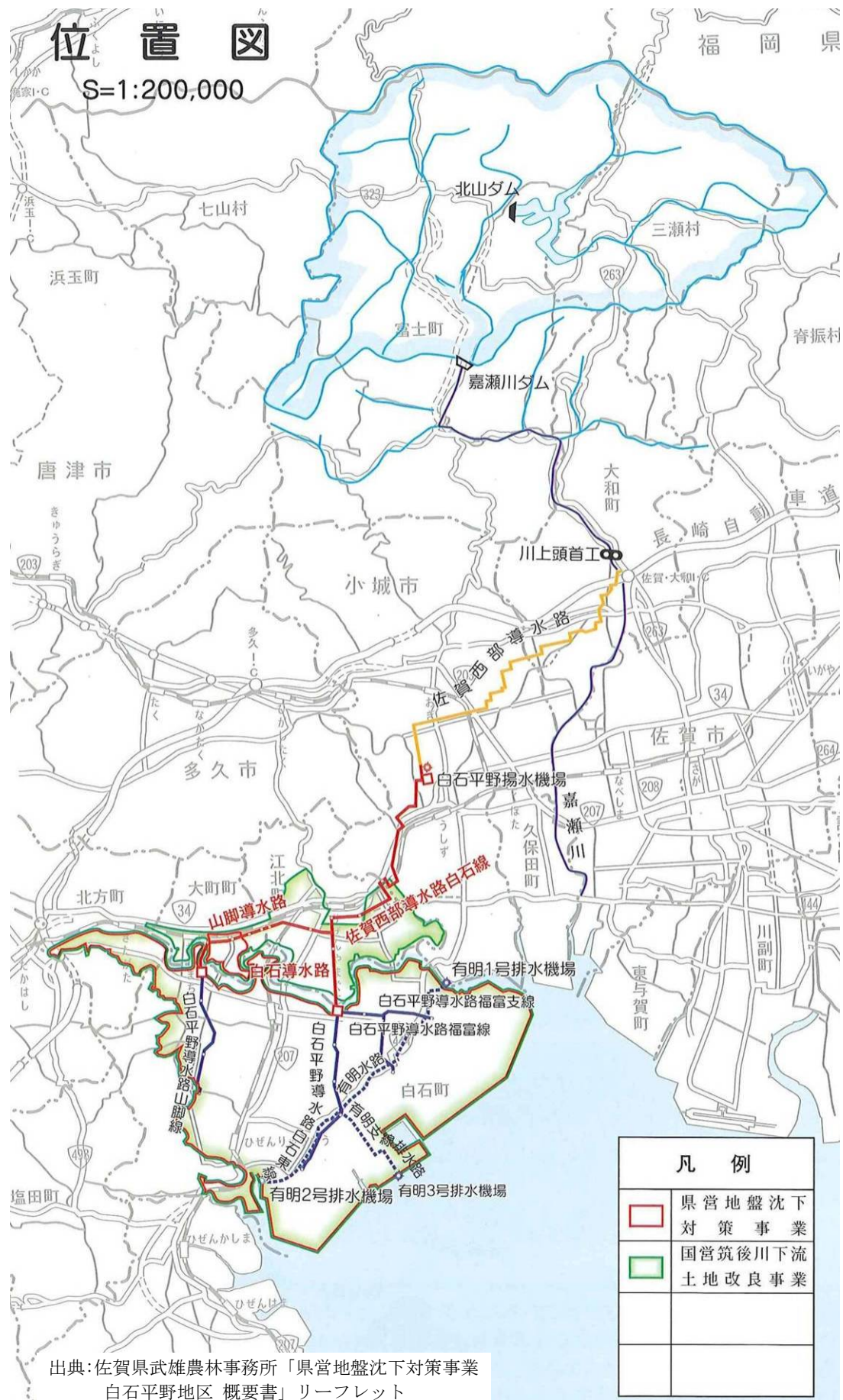
■表1 代替水源の確保に関する事業 ■

事業名	事業主体	事業目的
嘉瀬川ダム 建設事業 (S48～H23) 完工	国土交通省	①嘉瀬川の不特定用水補給 ②佐賀西部地域の農地に対するかんがい用水の補給 ③佐賀市（旧富士町）への水道用水供給 ④工業用水供給 ⑤洪水調節

■表2 代替水供給に関する事業 ■

	事業名	事業主体	事業目的
上 水 道	佐賀西部広域水道用 水供給事業 (S61～H20) 完工	佐賀西部広域 水道企業団	佐賀導水事業の開発水源による武雄市等8市 町に対する水道用水の供給
	筑後川下流白石土地 改良事業 (S54～H12) 完工	農林水産省	白石平野の用水不足の解消、地下水から地表 水への水源転換のための水路新設
筑後川下流白石平野 (一期)土地改良事業 (H12～H24) 完工			
筑後川下流白石平野 (二期)土地改良事業 (H15～H24) 完工			
農 業	かんがい排水事業 (S52～H23) 完工	佐賀県	国営事業に附帯した末端用排水路の新設及び 改良
	圃場整備事業 (S41～H19) 完工	佐賀県	区画道路、用排水施設の整備及び耕地の集団 化を総合的に実施し、汎用耕地を造成し水田 の総合利用と高度化を図る。
	地盤沈下対策事業 白石平野地区 (S51～H28)	佐賀県	地盤沈下で機能低下した農業用水施設を昨日 復旧するための用排水施設の新設又は改修及 び営農用水を地下水から地表水へ水源転換す るための用水施設の新設又は改修
用 水			

■ 図5 嘉瀬川導水路 位置図 ■



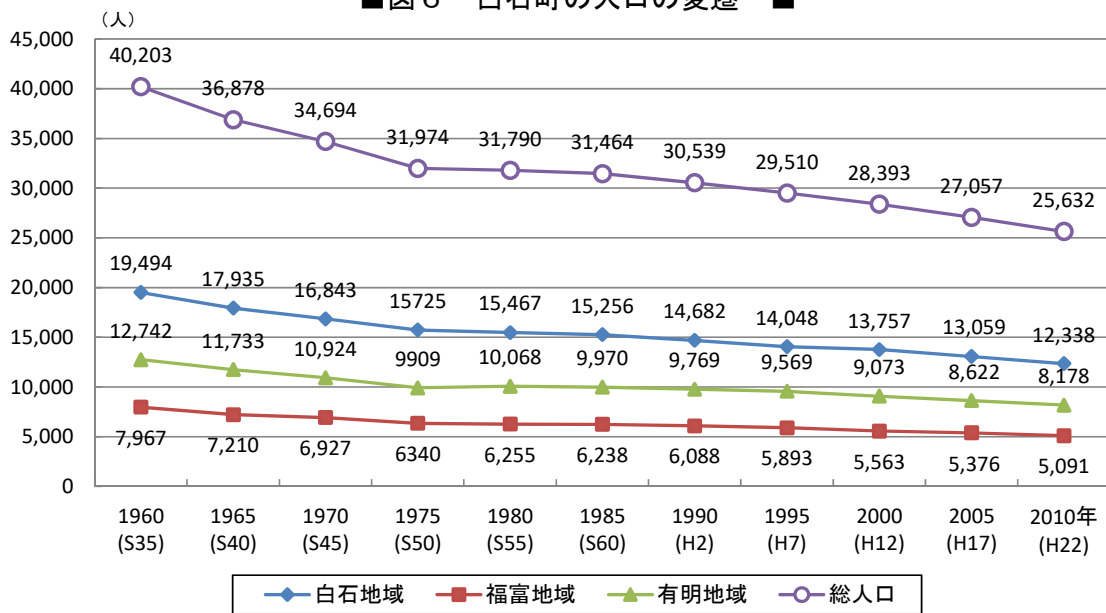
1-3. 人口・世帯

●町人口

昭和35年に4万人を超えていた白石町の人口は一貫して減少し、平成22年の人口は約25,632人と、50年間の間に約36%減少しています。

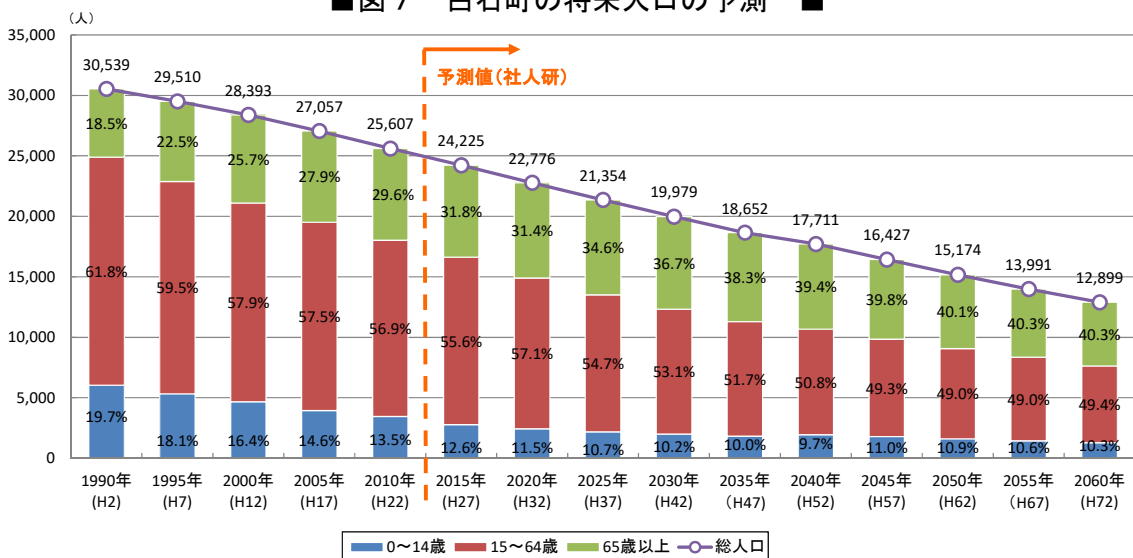
平成27年の予測人口は約24,200人と、町の総合計画で定めた平成26年の目標人口25,000人を下回り、さらに20年後の平成47年には2万人を下回ると予測されます。

■ 図6 白石町の人口の変遷 ■



資料：国勢調査 (S35～H22)

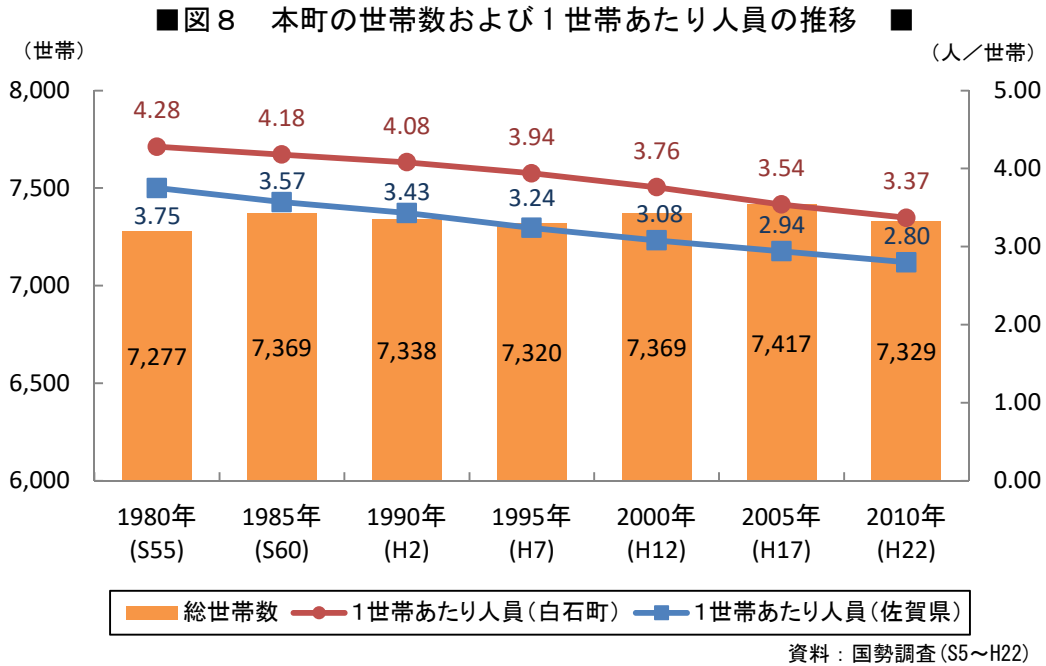
■ 図7 白石町の将来人口の予測 ■



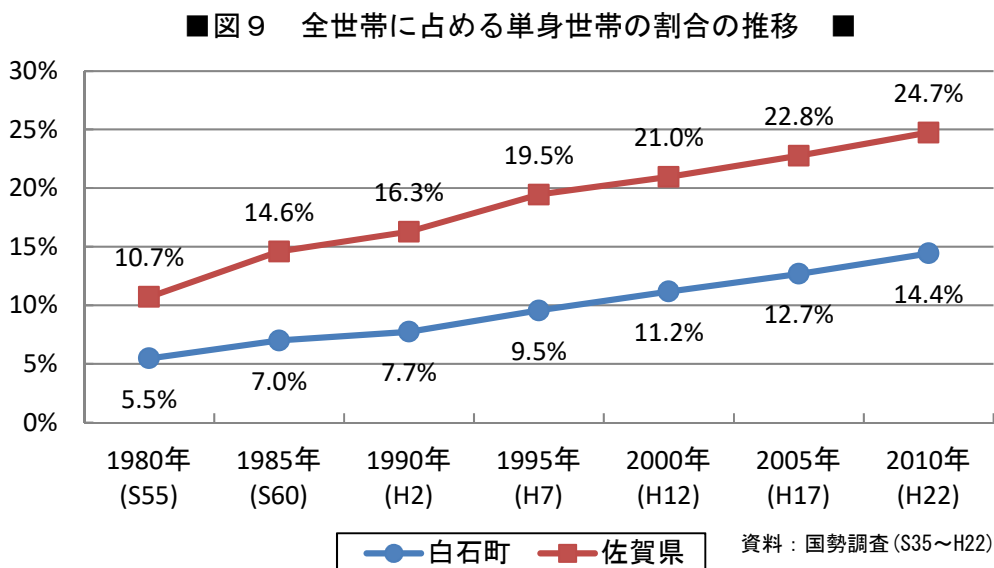
資料：平成22(2010)年までは国勢調査、平成27(2015)年以降は日本の市区町村別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

●世帯数

本町の世帯数は、約 7,300～7,400 世帯程度と横ばいで推移しています。一方で、人口が減少しているため、1 世帯あたり人員は、昭和 55 年の 4.28 人／世帯から平成 22 年には 3.37 人／世帯まで減少しています。しかし、佐賀県平均を終始 0.6 人／世帯ほど上回る値で推移しており、本町の 1 世帯あたり人員は県内で最も大きい値となっています。



全世帯に占める単身世帯の割合は、県平均の半分程度ですが、昭和 55 年～平成 22 年の 30 年間で、5.5%から 14.4%と約 2.5 倍増加しています。特に本町の場合、主に高齢者の単身世帯が増加していると想定されます。

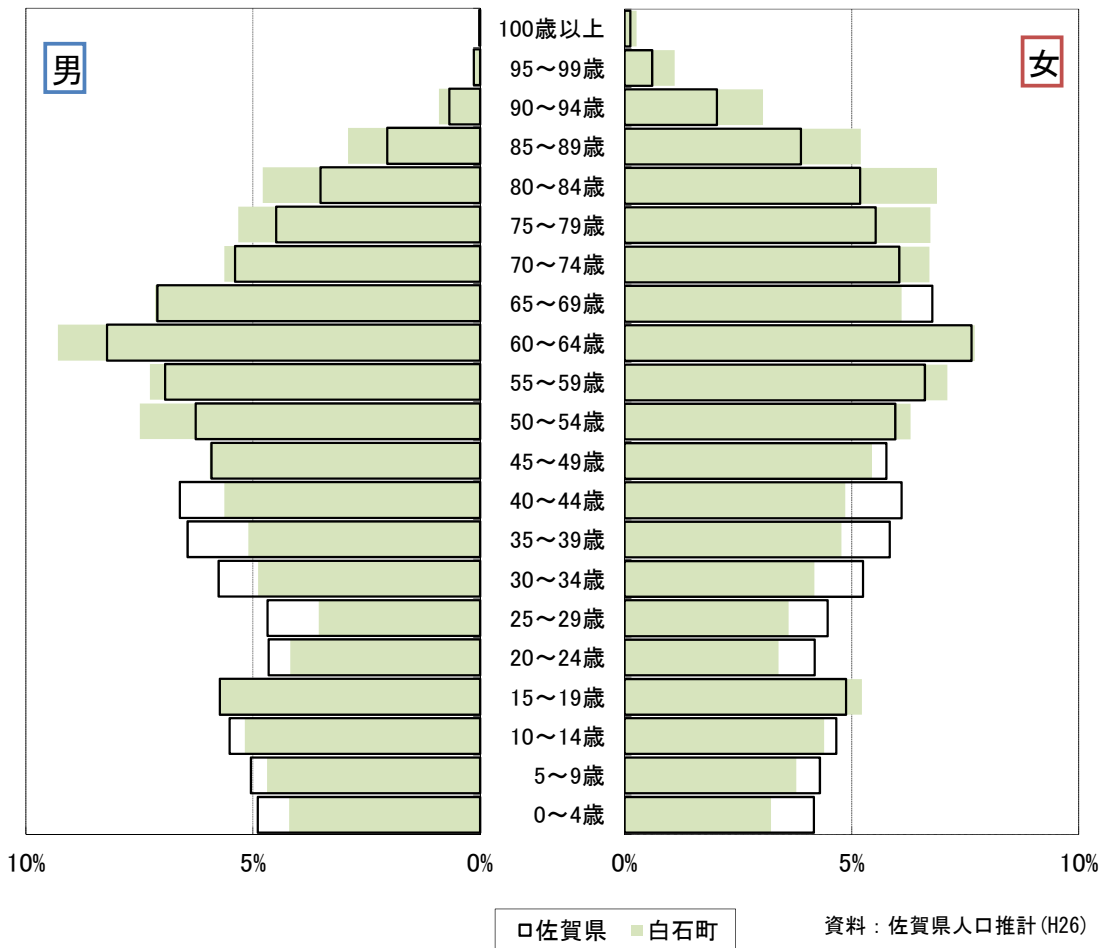


●年齢別人口の割合

佐賀県、白石町ともに団塊の世代（65～69歳）とその下の年齢層に相当する60～69歳の人口が突出して多くなっていますが、白石町では、男性は特に60～64歳人口の割合が突出して高くなっています。また、70～89歳の層の人口割合は佐賀県平均を大きく上回っており、特に女性の高齢化率が高く、県内の自治体の中でも高齢化が進行しているといえます。

一方、30～44歳の団塊ジュニア層の人口割合が県平均を大きく下回っており、町内に当該世代を対象とした雇用の場が限られていることなどが要因として考えられます。ただし、15～19歳の年齢層の人口が多く、県平均と同等か若干上回っています。これは、三世帯居住が多いことが想定されるほか、町内に高校が2校存在することとの関連性も考えられます。

■図10 白石町および佐賀県の人口ピラミッド(H26) ■

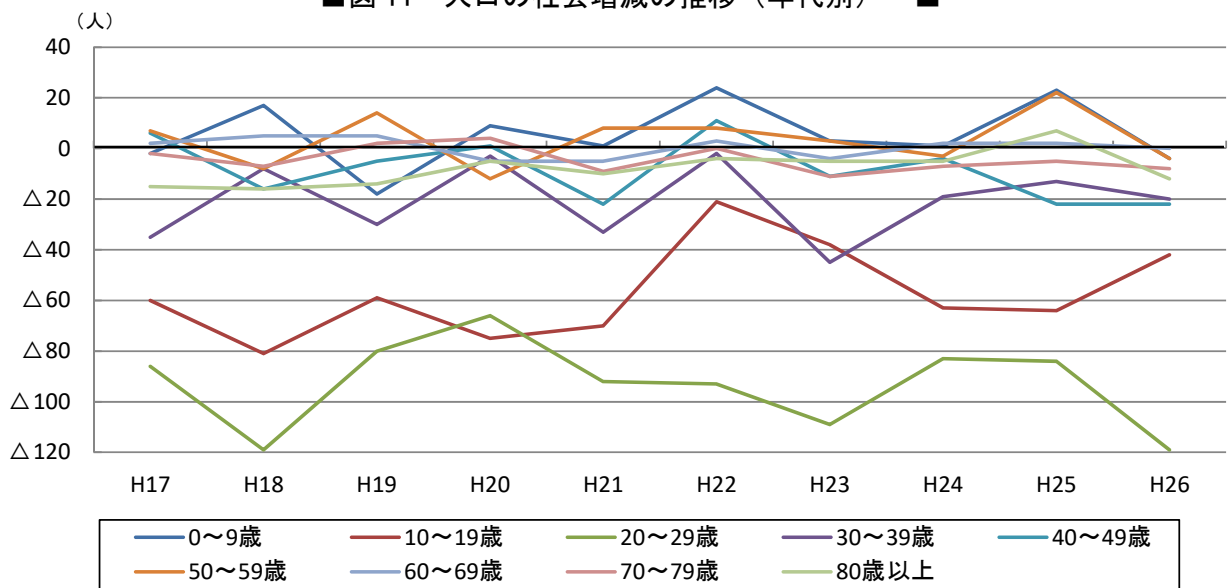


●人口の社会増減の傾向（年代別）

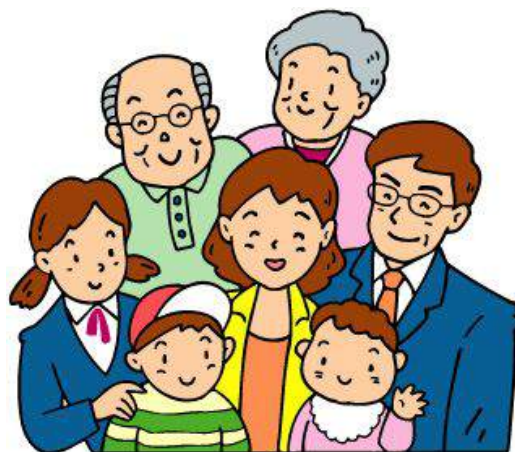
年代別に人口の社会増減の状況を見ると、特に20歳代の転出が多く、進学よりも就職を機に町外へ出る人の割合が大きいと考えられます。

また、全体的に社会減少の傾向が強い中、0～9歳、50～59歳、70～79歳の層は、年によって波があるものの転入超過傾向にあり、転入の要因として、早期退職による移住や老人福祉施設への入所などが考えられます。

■ 図 11 人口の社会増減の推移（年代別） ■



資料：佐賀県人口推計

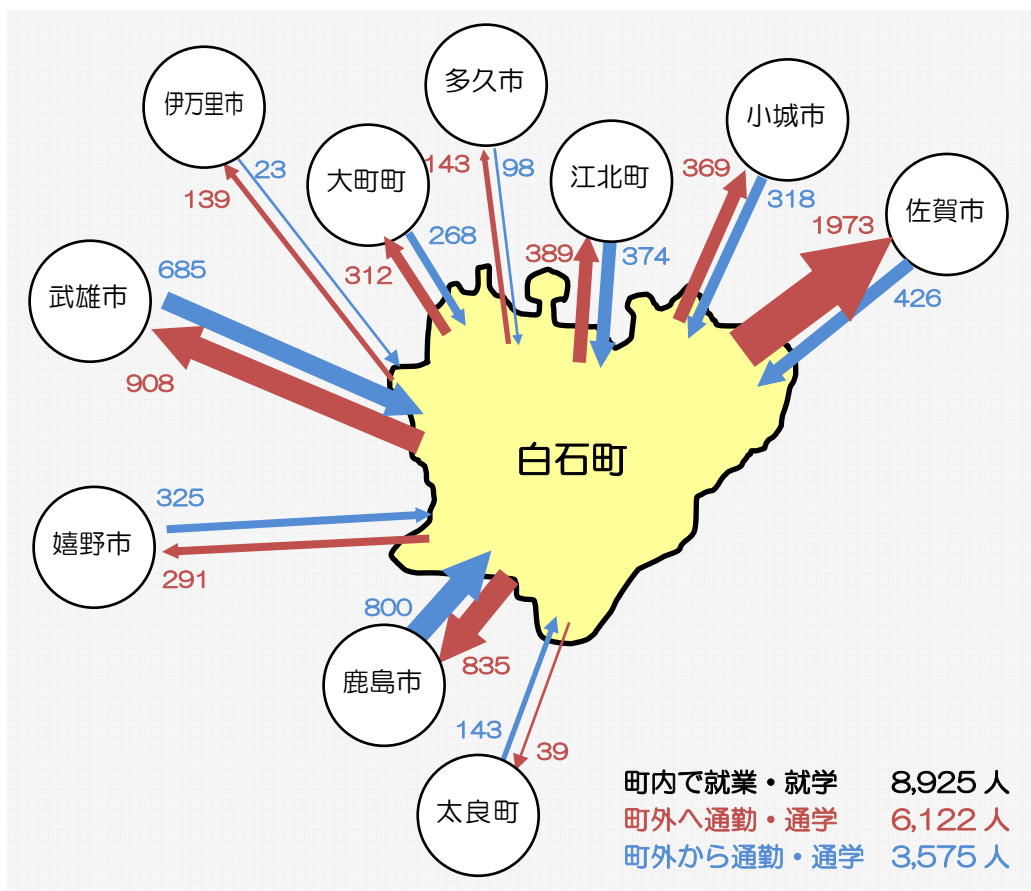


●通勤・通学人口（平成 22 年）

本町在住の就業者・学生のうち、8,925 人(約 59.3%)が町内で就業または通学し、6,122 人(約 40.7%)が町外へ流出しています。また、町外から本町に通勤・通学で流入する人口は 3,575 人と、流出人口が流入人口を大きく上回っています。

通勤・通学人口の流出先は、佐賀市が 1,973 人で最も多く、武雄市が 908 人、鹿島市が 835 人と近隣の主要都市への流出が多くなっています。流入人口の流入元においても鹿島市や武雄市からの流入が多く、本町の南西部の市町（鹿島市、嬉野市、太良町）では本町への流入が流出を上回っています。

■ 図 12 通勤・通学時における流出・流入別人口 ■



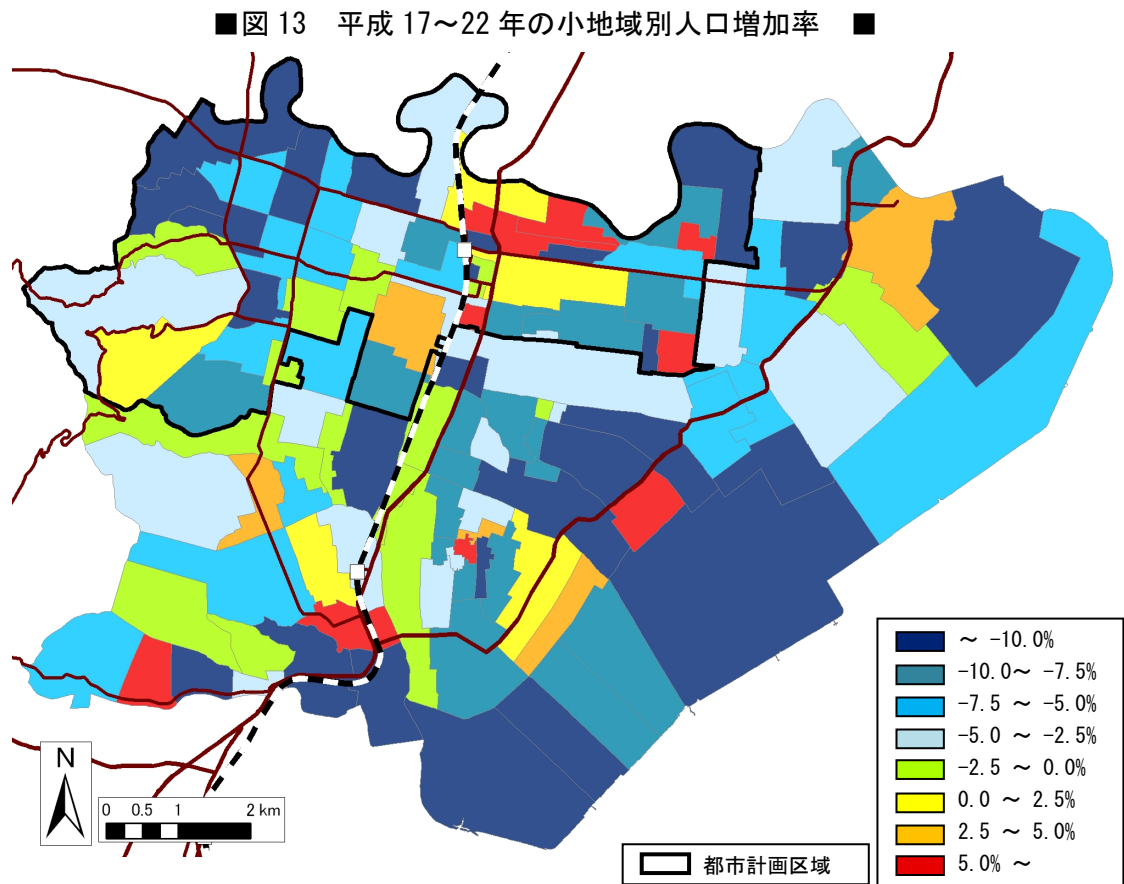
資料：国勢調査 (H22)

●小地域別人口

小地域別の平成 17 年～22 年における人口増加率を見ると、全体的に減少傾向にあります。

都市計画区域内では、旧六角村の東郷や東郷移などで 5.0%増と大きく増加している地域がみられますが、一方で旧橋下村の下箕具や喜佐木、旧白石町の福吉などでは 10.0%減と大きく減少しています。

都市計画区域外では、都市計画区域内よりもさらに減少傾向が強くなっており、特に旧有明町域を中心とする南部において大きく減少している地域が多くみられます。一方で、旧竜王村の室島や大谷など、人口が大きく増加している地域も一部みられます。



資料：国勢調査

●大字別年齢別人口

大字別の年齢別人口構成を見ると、23大字中の7大字で65歳以上の人口が30%以上となっています。なかでも旧白石町北部に位置する大字福吉では40.0%を占めており、最も高齢化が進んでいます。また旧有明町中央部に位置する大字戸ヶ里においても38.0%と高い値を示しています。

15歳未満の人口が20%を超えている地域はなく、少子高齢化が進行しています。

■表3 大字別年齢別人口構成 (H22) ■

大字名	総数(人)	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	平均年齢(歳)
甘治	1,303	17.0%	56.9%	26.1%	14.0%	46
福田	1,877	14.9%	58.1%	27.0%	15.0%	48
福吉	1,090	10.7%	49.3%	40.0%	25.4%	58
今泉	550	15.6%	56.2%	28.2%	14.5%	50
東郷	1,268	16.2%	58.5%	25.3%	14.1%	47
馬洗	741	12.6%	55.3%	32.1%	21.3%	55
堤	735	14.6%	57.1%	28.3%	15.5%	49
湯崎	516	12.6%	57.4%	30.0%	17.4%	50
大渡	561	10.9%	62.9%	26.2%	17.1%	50
築切	1,367	13.5%	55.5%	30.9%	15.9%	51
遠江	1,259	13.2%	58.7%	28.1%	16.5%	50
横手	771	12.2%	58.1%	29.7%	17.9%	51
新拓	300	6.7%	60.0%	33.3%	20.3%	54
福富	2,674	13.7%	59.1%	27.3%	15.9%	49
福富下分	2,298	13.1%	55.8%	31.1%	19.2%	52
八平	119	16.8%	61.3%	21.8%	16.0%	43
牛屋	2,025	14.5%	58.8%	26.8%	13.8%	48
戸ヶ里	1,906	11.8%	50.1%	38.0%	27.1%	57
辺田	561	14.8%	57.8%	27.5%	16.0%	48
田野上	470	10.9%	59.8%	29.4%	18.1%	51
坂田	803	15.9%	56.8%	27.3%	14.2%	49
深浦	1,648	12.7%	57.6%	29.6%	16.9%	50
新明	765	10.3%	59.6%	30.1%	21.4%	52
白石町計	25,607	13.5%	56.9%	29.6%	17.5%	50

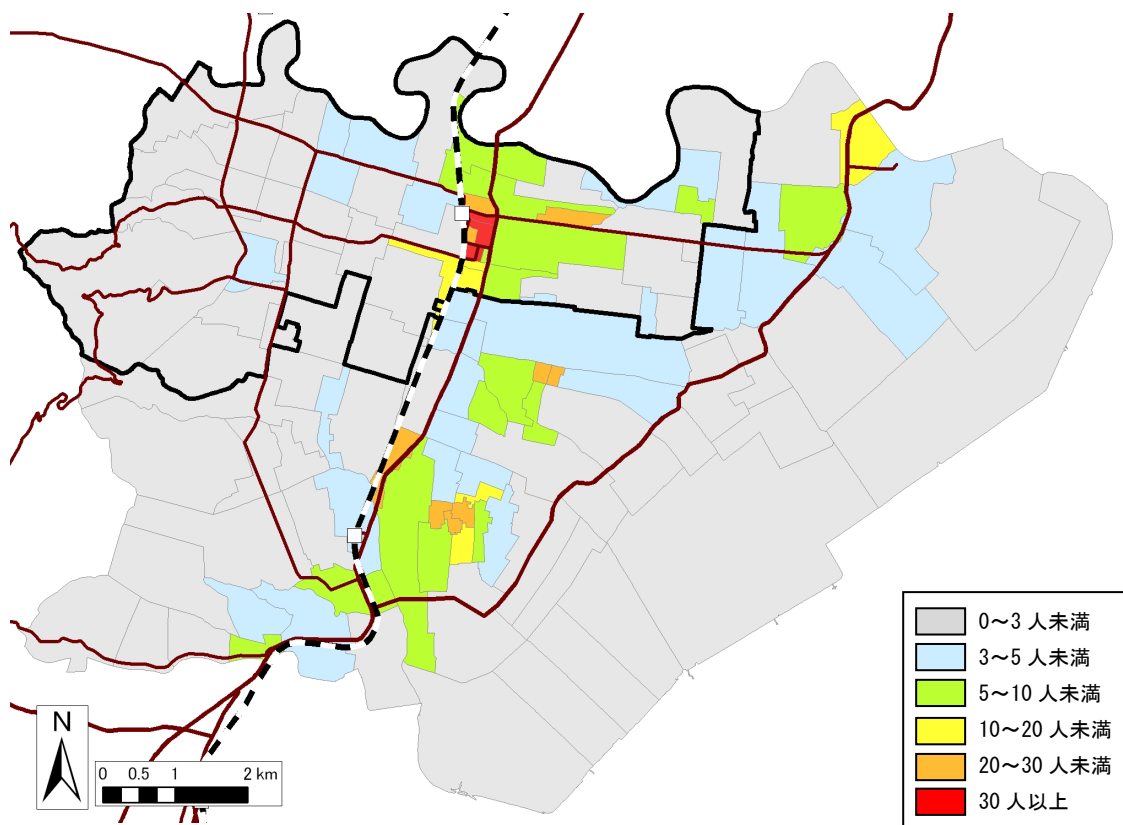
資料：国勢調査

●小地域別人口密度

都市計画区域内の旧白石町の秀津や栄町で30人以上と最も高いランクとなっており、その周辺でも人口密度が高い地域が多くみられます。

都市計画区域外では、有明地域の戸ヶ里～牛屋地区や福富地域において人口密度の高い場所が見られ、適正な土地利用を推進するための施策を講じる必要があります。

■図14 小地域別人口密度 (H22) ■

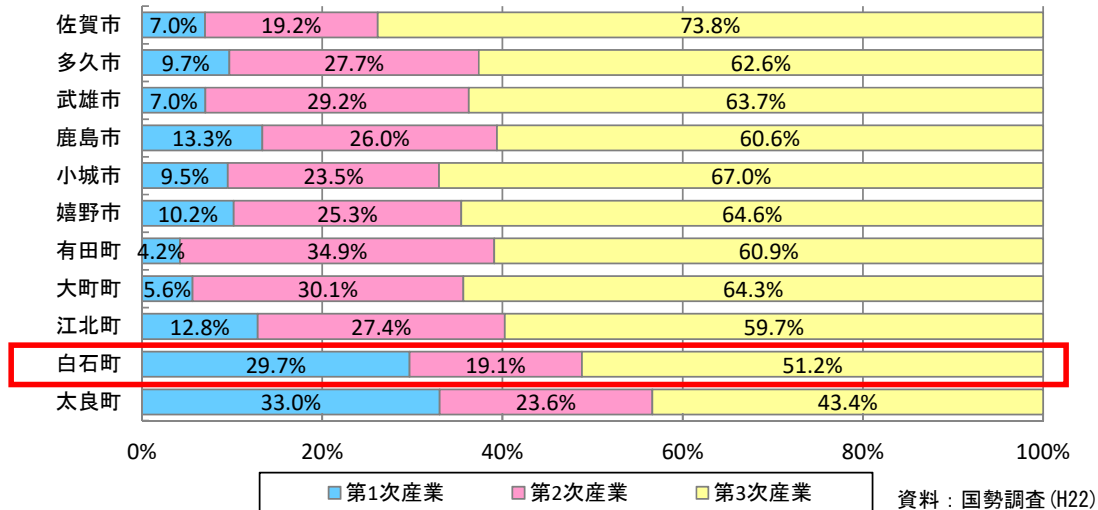


資料：国勢調査

1-4. 産業

白石町は全域が農業振興地域に指定されていることもあり、第1次産業の比率が約30%と、都市計画区域を有する他の自治体に比べてきわめて高い割合を占めています。

■ 図 15 産業別就業者数の割合（市町間比較） ■

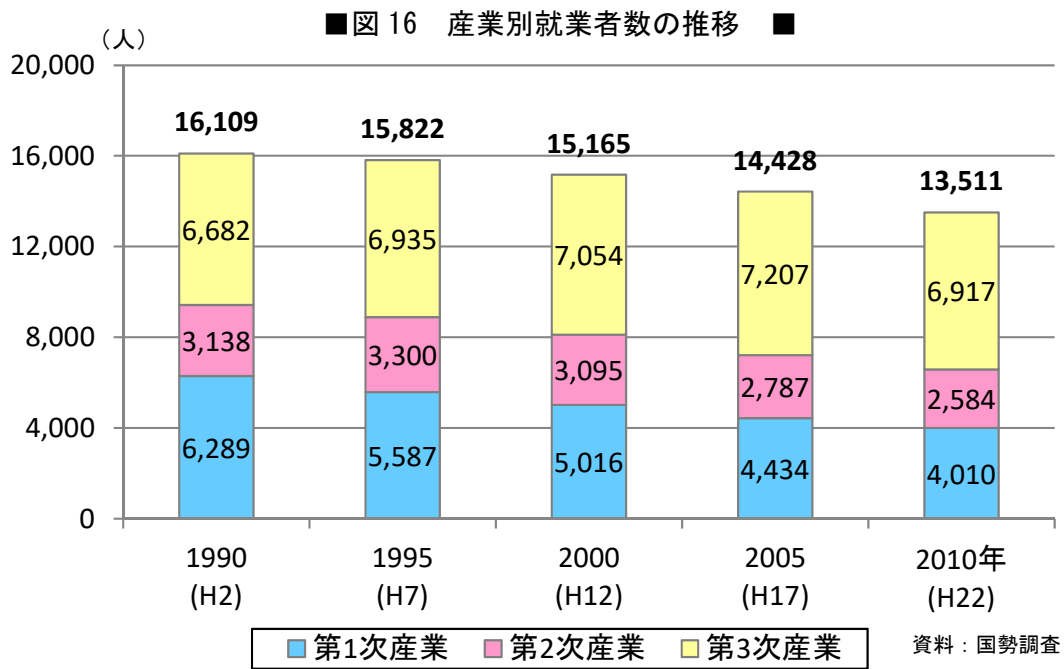


白石町の産業別就業者数を時系列で見ると、平成2年の時点で約40%を占めていた第1次産業の割合が低下し、平成22年には30%程度と約10%減少しています。また、建設業と卸売・小売業就業者数の割合は平成7～12年にかけて増加していますが、公共事業の縮小や近隣市町への郊外店の進出などの影響により、平成17年以降再び減少し、平成2年の水準近くの割合に戻っています。

■ 表 4 産業別就業者数の推移 ■

産業大分類	1990(H2)		1995(H7)		2000(H12)		2005(H17)		2010(H22)	
	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比
農業	5,701	35.4%	5,164	32.6%	4,721	31.1%	4,120	28.5%	3,804	28.7%
林業・狩猟業	2	0.0%	2	0.0%	8	0.1%	2	0.0%	12	0.1%
漁業・水産養殖業	566	3.5%	421	2.7%	287	1.9%	312	2.2%	194	1.5%
第1次産業 計	6,269	38.9%	5,587	35.3%	5,016	33.1%	4,434	30.7%	4,010	30.3%
鉱業	3	0.0%	7	0.0%	2	0.0%	3	0.0%	1	0.0%
建設業	1,303	8.1%	1,553	9.8%	1,449	9.5%	1,257	8.7%	1,011	7.6%
製造業	1,832	11.4%	1,740	11.0%	1,644	10.8%	1,527	10.6%	1,572	11.9%
第2次産業 計	3,138	19.5%	3,300	20.8%	3,095	20.4%	2,787	19.3%	2,584	19.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	33	0.2%	41	0.3%	39	0.3%	42	0.3%	30	0.2%
運輸・通信業 (H2～H12)	470	2.9%	478	3.0%	457	3.0%				
- 情報通信業 (H17～)							59	0.4%	71	0.5%
- 運輸業 (H17～)							376	2.6%	414	3.1%
卸売・小売業	2,260	14.0%	2,328	14.7%	2,304	15.2%	1,985	13.8%	1,721	13.0%
金融・保険業	251	1.6%	241	1.5%	261	1.7%	213	1.5%	223	1.7%
不動産業	19	0.1%	22	0.1%	15	0.1%	26	0.2%	60	0.5%
サービス業 (H2～H12)	2,984	18.5%	3,176	20.1%	3,340	22.0%				
- 飲食店・宿泊業 (H17～)							338	2.3%	399	3.0%
- 医療・福祉 (H17～)							1,357	9.4%	1,505	11.4%
- 教育・学習支援業 (H17～)							566	3.9%	535	4.0%
- 複合サービス事業 (H17～)							499	3.5%	410	3.1%
- サービス業(他に分類されないもの) (H17～)							1,202	8.3%	481	3.6%
公務(他に分類されないもの)	665	4.1%	649	4.1%	638	4.2%	544	3.8%	492	3.7%
第3次産業 計	6,682	41.5%	6,935	43.8%	7,054	46.5%	7,207	49.9%	6,341	47.8%
分類不能の産業	21	0.1%	8	0.1%	9	0.1%	7	0.0%	317	2.4%
合計	16,110	100.0%	15,830	100.0%	15,174	100.0%	14,435	100.0%	13,252	100.0%

資料：国勢調査産業等基本集計（総務省統計局）

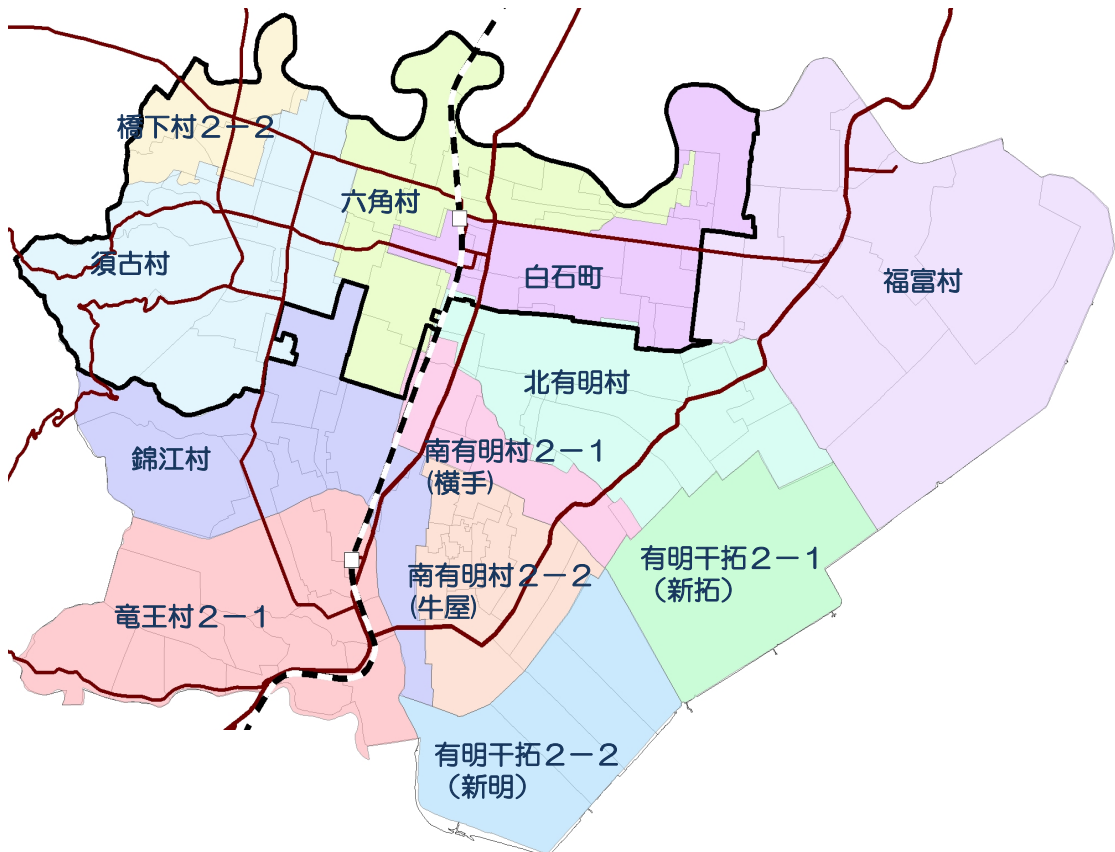


1-5. 地区、集落（字）単位の現況

●地区、集落（字）単位における人口・世帯の動向

より細かな単位での人口・世帯の変化を把握するため、農林業センサスの市町村区分や国勢調査の小地域集計から動向の把握を行いました。

■図 17 農林業センサスにおける市町村区分 ■



※農林業センサスにおいては、昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村単位に基づいた集計が行われている。

・旧自治体と集落の対照表（集落や小字の区分は、農林業センサスと国勢調査で異なる）

農林業センサス	国勢調査
旧白石町	
・福吉	・大字福吉福吉
	・大字福吉東深通
・福田	・大字福田福田
	・大字福田郷司給移東
	・大字福田福富移
・揚田	・大字福田揚田
・秀新村	・大字廿治廿治新村
・秀津	・大字福田秀津
	・大字福田屋形通
・北川	・大字福田五反田
・栄町	・大字福田栄町
・廿治	・大字廿治廿治町
・中廿治	・大字廿治中廿治
	・大字廿治上廿治
	・大字廿治廿治移
旧六角村	
・今泉	・大字今泉今泉
・伊ヶ代	・大字今泉伊ヶ代
・網代	・大字今泉網代
・多田	・大字今泉多田
・江越	・大字廿治江越
・吉村	・大字廿治吉村
・大戸	・大字福吉大戸
・深通	・大字福吉深通
・東郷	・大字東郷東郷
	・大字東郷東郷移
・中郷	・大字東郷中郷
・西郷	・大字東郷西郷
旧橋下村	
・岡崎	・大字大渡岡崎
・下蓑具	・大字大渡下蓑具
・鳥巢	・大字大渡鳥巢
・喜佐木	・大字大渡喜佐木
旧南有明村（横手）	
・大井	・大字横手大井
・横手	・大字横手只江
	・大字横手新昌
	・大字横手天神
	・大字横手中南

農林業センサス	国勢調査
旧須古村	
・馬田	・大字馬洗馬田
・神辺	・大字馬洗神辺
・馬洗	・大字馬洗宮田
	・大字馬洗法蔵寺
・三町	・大字堤三町
・内堤	・大字堤内堤
・船野	・大字堤船野
・嘉瀬川	・大字堤嘉瀬川
・湯崎	・大字湯崎湯崎
・川津	・大字湯崎川津
・小島	・大字湯崎小島
・久治	・大字湯崎久治
旧北有明村	
・旭通	・大字遠江旭通
・西分一号	・大字築切西分
・西分二号	
・西分三号	
・西分四号	
・一の籠	・大字築切一の籠
・二の籠	
・沖小路	・大字築切沖小路
・道目	・大字築切道目
・田中小路	
・北揚	・大字築切北揚
・八の割	・大字築切八の割
・弥平搦	・大字築切弥平搦
・築切搦	・大字築切築切搦
・遠ノ江上	
・遠ノ江中	
・遠ノ江下	
・遠ノ江搦	・大字遠江遠江搦
・太原上	・大字遠江太原
・太原中	
・太原下	
・太原搦	・大字遠江太原搦
・新観音	・大字遠江新観音
有明干拓（新拓）	
・5農区	・大字新拓
・6農区	

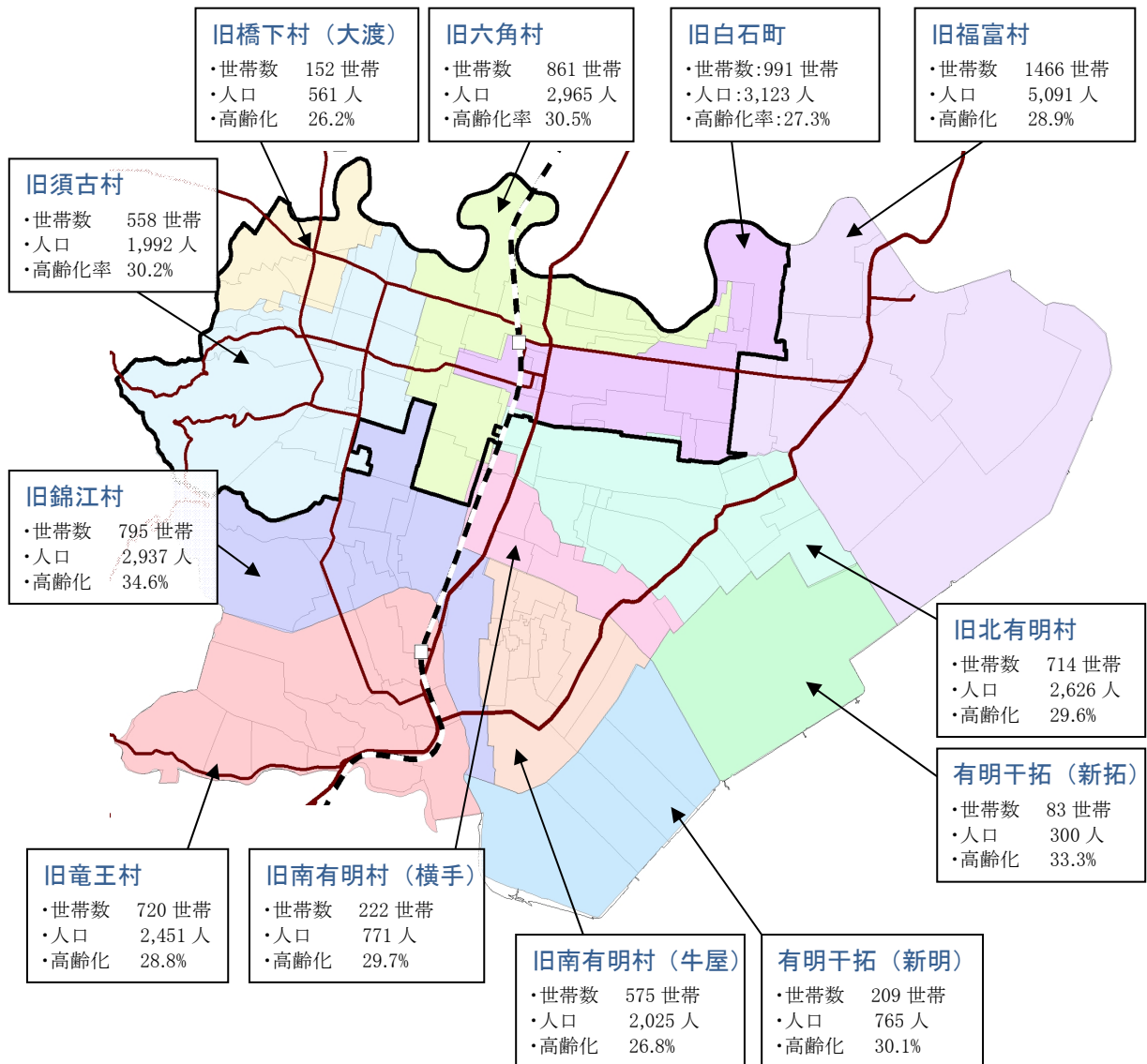
農林業センサス	国勢調査
旧福富村	
・香焼	・大字福富上区
・更村	
・上小路	
・三軒家	・大字福富中区
・中移	
・北移	
・南下	・大字福富下区
・西小路	
・中央	
・十三	・大字福富北区
・村搦	
・咄搦	
・住ノ江	・大字福富下分住ノ江区
・港町	・大字福富下分六府方区
・西分	
・北分	
・六府方	
・南分	
・一番	・大字福富下分東六府方区
・東分	
・三番	
・田渕	
・大福	
・権和	・大字福富東区
・興福	
・新地方	
・北観音	・大字福富南区
・南観音	
・中観音	
・東観音	
・昭和搦	
・八平搦	・大字八平
有明干拓（新明）	
・新明1区ノ1	・大字新明新明1
・新明1区ノ2	・大字新明新明2
・新明2区ノ3	・大字新明新明3
・新明2区ノ4	・大字新明新明4

農林業センサス	国勢調査
旧南有明村（牛屋）	
・牛屋東分	・大字牛屋東上
	・大字牛屋中央
	・大字牛屋新通
	・大字牛屋大和
	・大字牛屋日登
	・大字牛屋大西
	・大字牛屋干拓
	・大字牛屋共栄
	・大字牛屋沖清
・牛屋西分	・大字牛屋興亜
	・大字牛屋新盛
	・大字牛屋西南
	・大字牛屋新興
旧錦江村	
・戸ケ里	・大字戸ケ里戸ケ里
・廻里津	・大字戸ケ里廻里津
・廻里	・大字戸ケ里廻里
・高町	・大字戸ケ里高町
・六ケ里	・大字辺田六ケ里
・久治	・大字辺田久治
・辺田	・大字辺田辺田
・下田野上	・大字田野上下田野上
・上田野上	・大字田野上上田野上
・島津	・大字田野上島津
旧竜王村	
・古賀	・大字坂田古賀
・原田	・大字坂田原田
・坂田	・大字坂田坂田
・白岩	・大字坂田白岩
・室島	・大字深浦室島
・竜王	・大字深浦竜王
・深浦	・大字深浦深浦東分
	・大字深浦深浦西分
・百貫	・大字深浦百貫
・古渡	・大字深浦古渡
・大谷	・大字深浦大谷
・牛間田	・大字深浦牛間田

・旧村の基礎データ

高齢化率に着目すると、杵島山麓の旧錦江村で34.6%と最も高く、次いで有明干拓（新拓）が33.3%となっています。高齢化率が30%以上の旧村が12地域中5地域と全体の約4割を占めています。一方、高齢化率が低いのは白石地域北西部の旧橋下村（26.2%）や有明地域中心部に隣接する旧南有明村（牛屋）（26.8%）、白石地域中心部の旧白石町（27.3%）、ととなっています。

■ 図 18 旧村の区域における世帯数・人口・高齢化率 ■

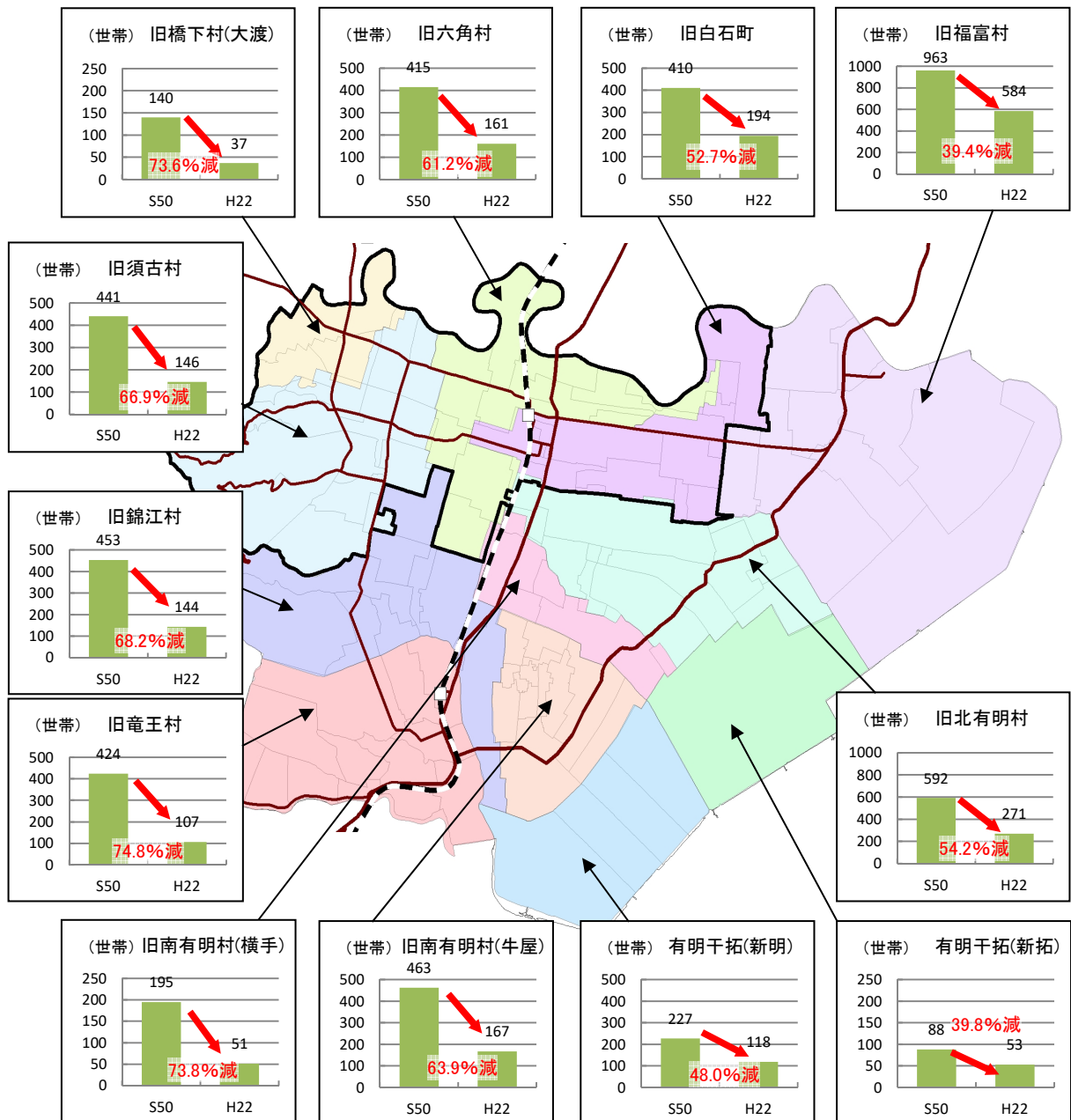


資料：国勢調査（H22）

・総農家数増減の旧村別動向

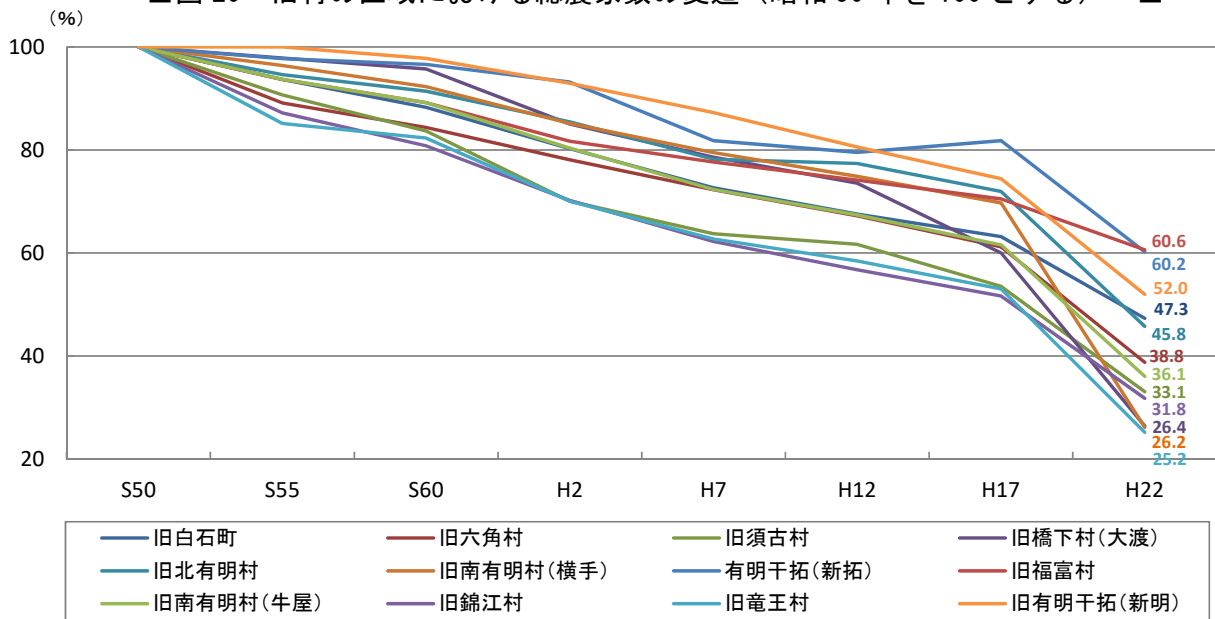
昭和50年(1975)～平成22年(2010)の35年間の総農家数の動向を見ると、町全体では5割以上減少しており、特に町の西部および南部に位置する旧橋下村、旧錦江村、旧竜王村、旧南有明村(横手)において減少率が高くなっています。

■ 図 19 旧村の区域における総農家数の推移 ■



資料：農林業センサス

■ 図 20 旧村の区域における総農家数の変遷（昭和 50 年を 100 とする） ■



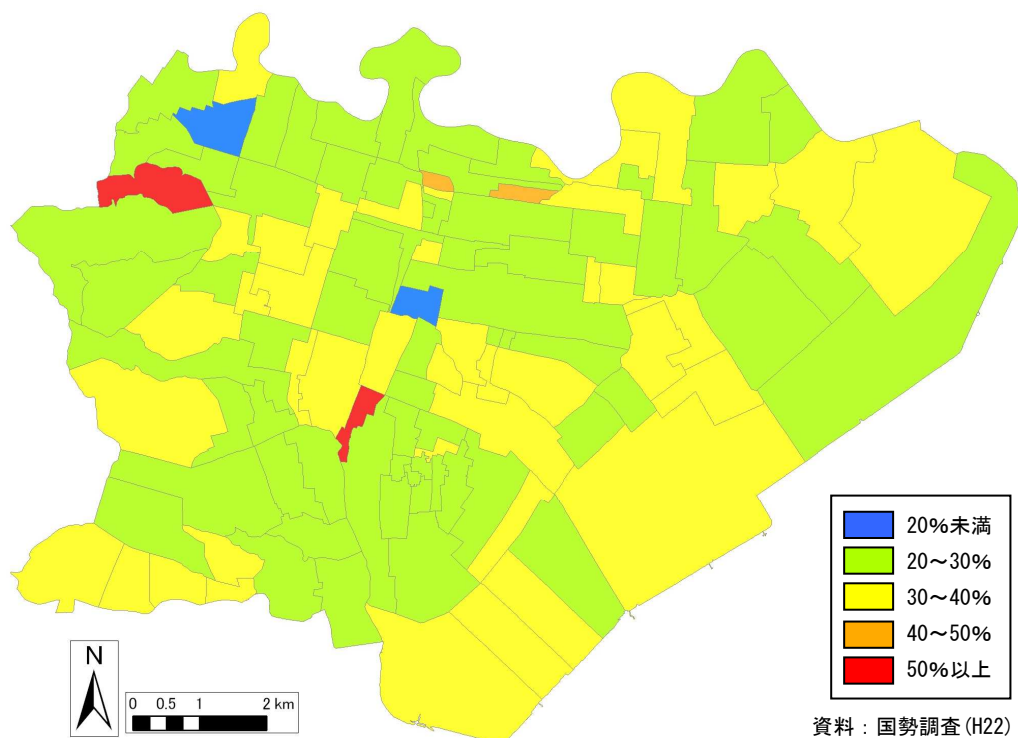
資料：農林業センサス

・ 65 歳以上人口の割合（小地域、H22）

65 歳以上人口（高齢化率）20～40%の地域が大半を占める中で、旧六角村の福吉大戸に 30～40%と高い地域がみられます。西部の杵島山麓（馬洗字法蔵寺）と中央部（戸ヶ里字廻里津）で高齢化率が 50%を超えていますが、これは当該字内に立地する老人福祉施設によるものと考えられます。

旧橋下村の大渡岡崎と旧北有明村の遠江旭通では高齢化率が 20%未満となり、若年層が比較的多く居住していると想定されます。

■ 図 21 65 歳以上人口の割合（小地域） ■

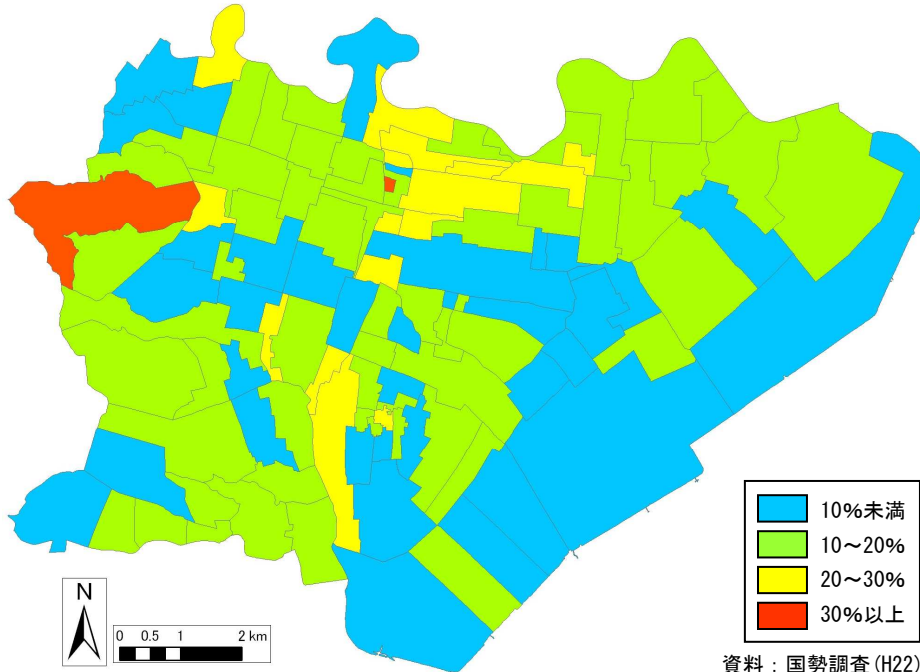


資料：国勢調査(H22)

・全世帯数に占める1人世帯の割合（小地域、H22）

1人世帯の割合は、北有明地域や干拓地域など町東部で10%未満と少なくなっています。一方、須古地域の杵島山麓（堤船野）や白石地域の中心部（福田屋形通）に1人世帯30%以上の地域がみられます。

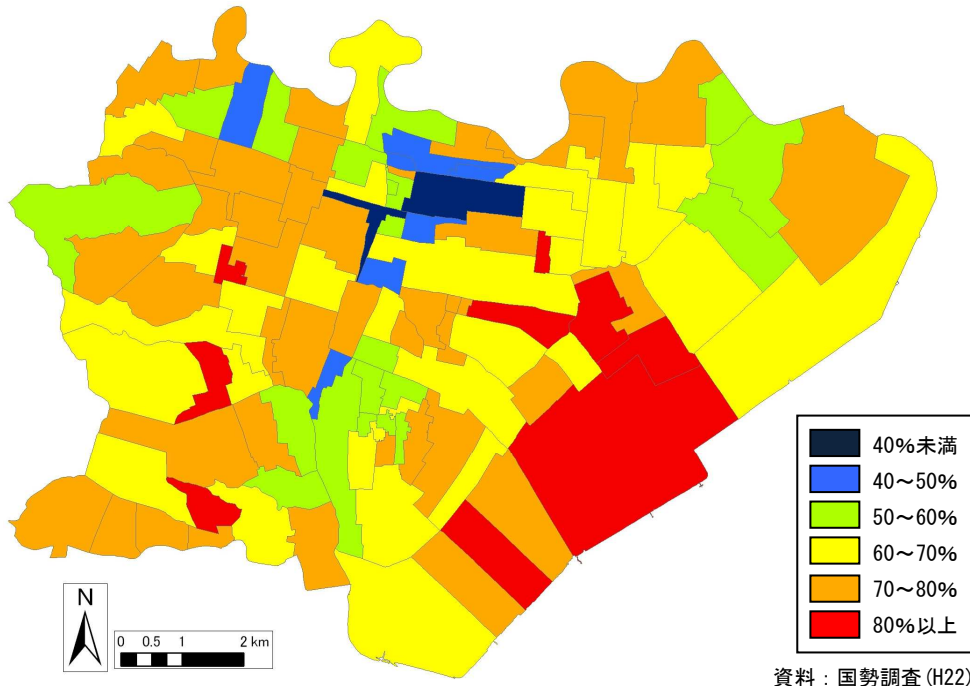
■図22 全世帯数に占める1人世帯の割合（小地域） ■



・全世帯数に占める「65歳以上親族のいる一般世帯」の割合（小地域、H22）

白石地域の中心部を除くほとんどの地域で65歳以上の親族のいる世帯が50%を超えており、町内の世帯の多くには世帯員として高齢者が含まれています。中でも有明地域西部や有明干拓などでは65歳以上の親族のいる世帯が80%を超える地域がみられます。

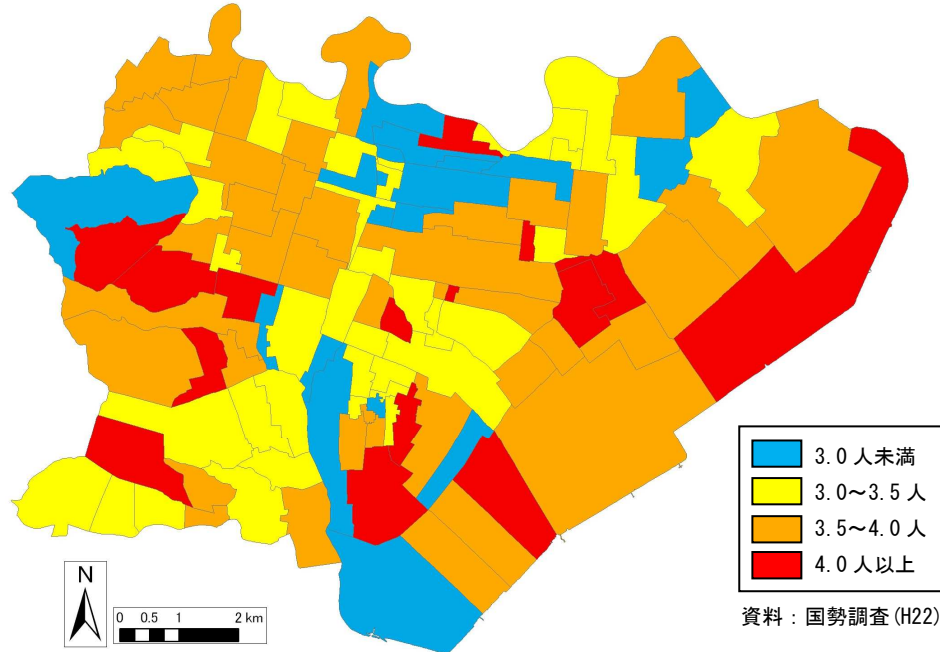
■図23 全世帯数に占める「65歳以上親族のいる一般世帯」の割合（小地域） ■



・ 1世帯あたり人員（小地域、H22）

ほとんどの字において1世帯あたり人員の平均が3人を超えています。白石地域北部、有明地域南部、杵島山麓などでは3人未満と町内では少な目の世帯人員構成となっていますが、それ以外では4人を超えるところも多く、家族の形態が比較的維持されていると考えられます。

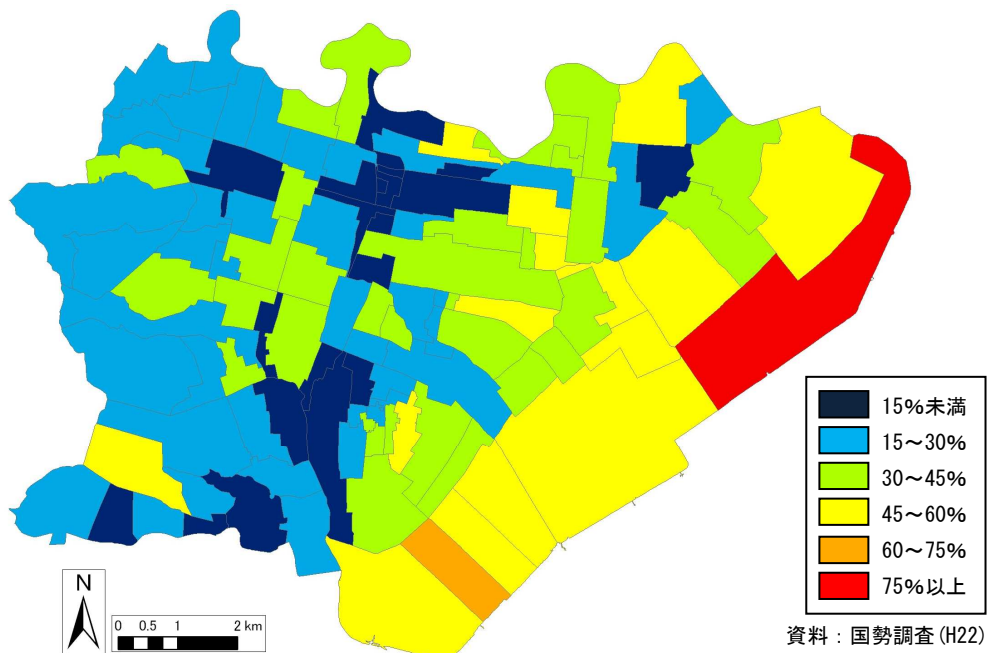
■ 図 24 1世帯あたり人員（小地域） ■



・ 農林漁業の就業者のいる世帯の割合（小地域、H22）

町中心部や西部など、都市的土地利用が進んでいる地域において、農林漁業従事者が30%を割り込んでおり、白石地域や有明地域の中心部では15%未満の地域もみられることから後継者不足が進んでいるものと考えられます。一方で、干拓の歴史の比較的浅い東部においては、概して農林漁業従事者が45~60%の地域が多く、旧福富村の八平では75%を超えています。

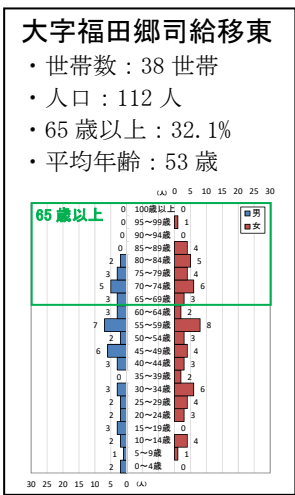
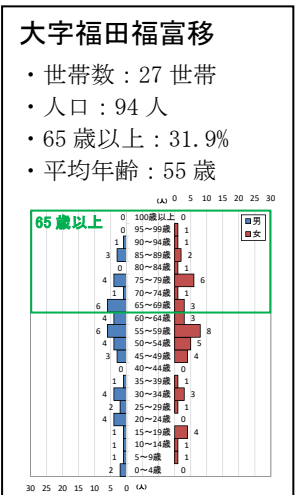
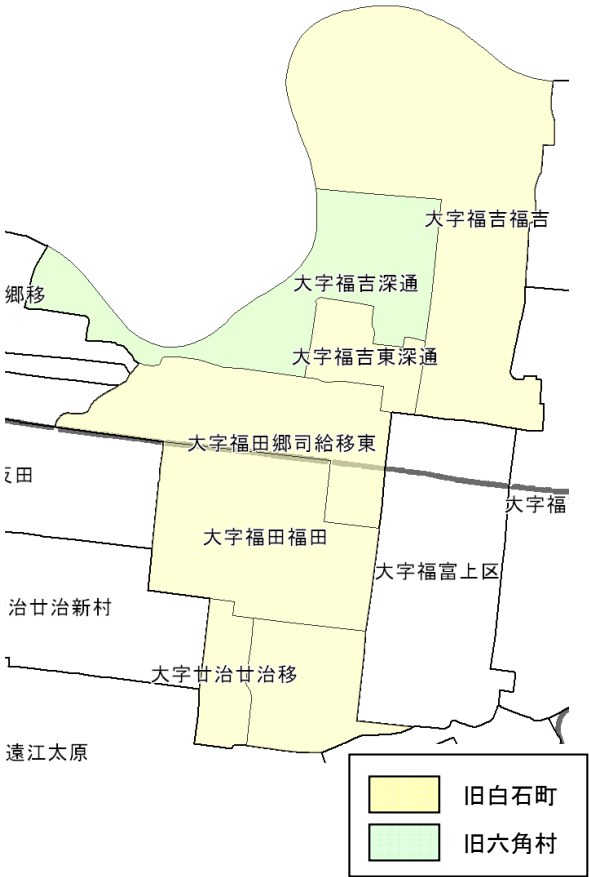
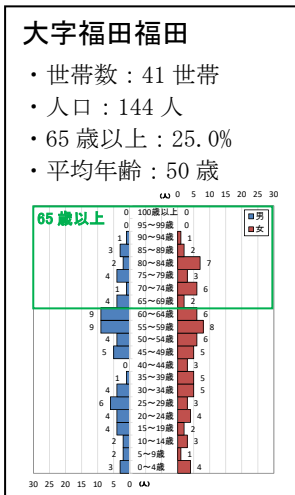
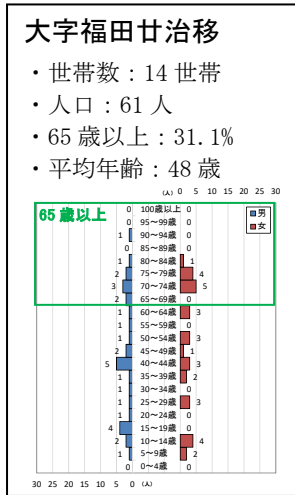
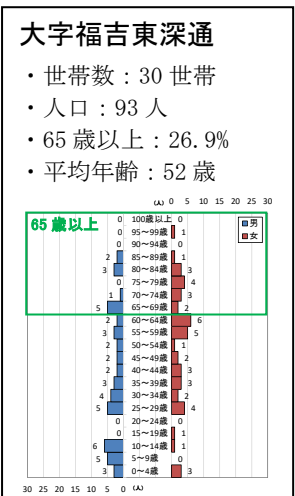
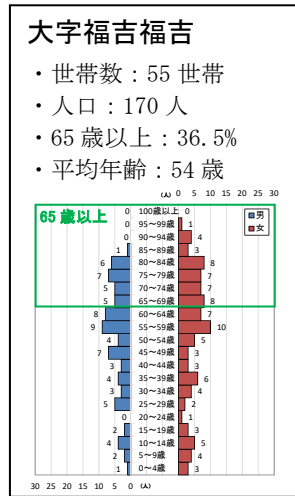
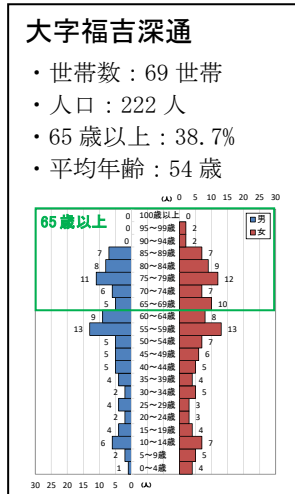
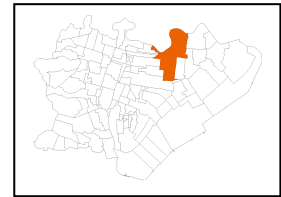
■ 図 25 農林漁業の就業者のいる世帯の割合（小地域） ■



・町内の集落の人口・世帯に関する現況(字単位、H22)

①-1 旧白石町、旧六角村<東部>

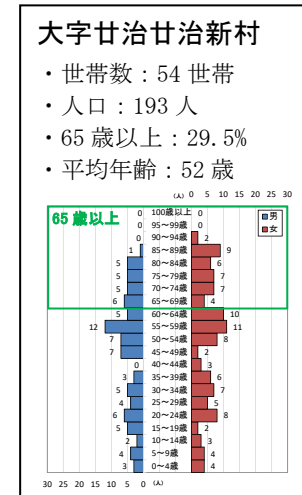
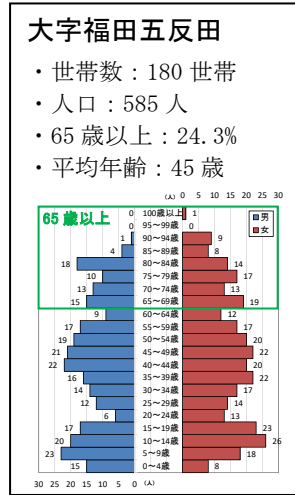
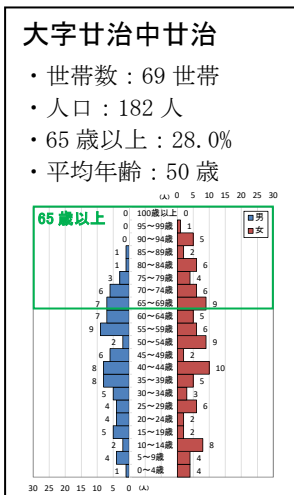
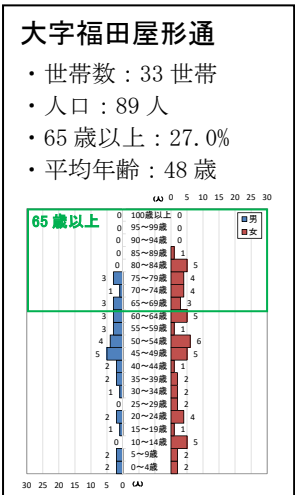
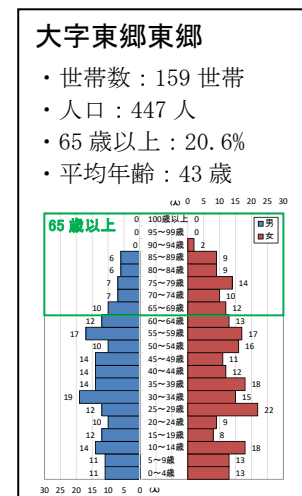
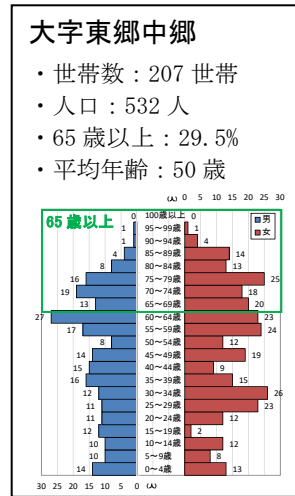
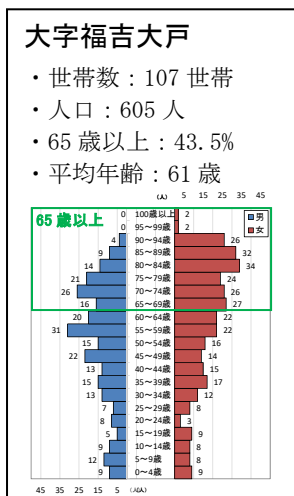
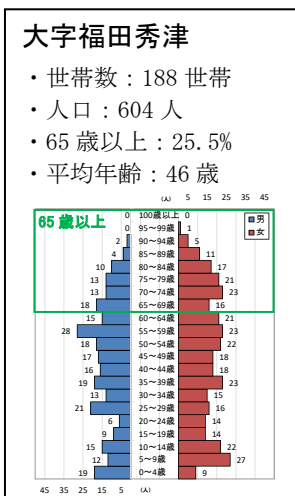
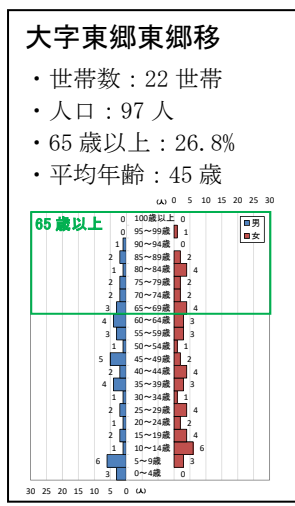
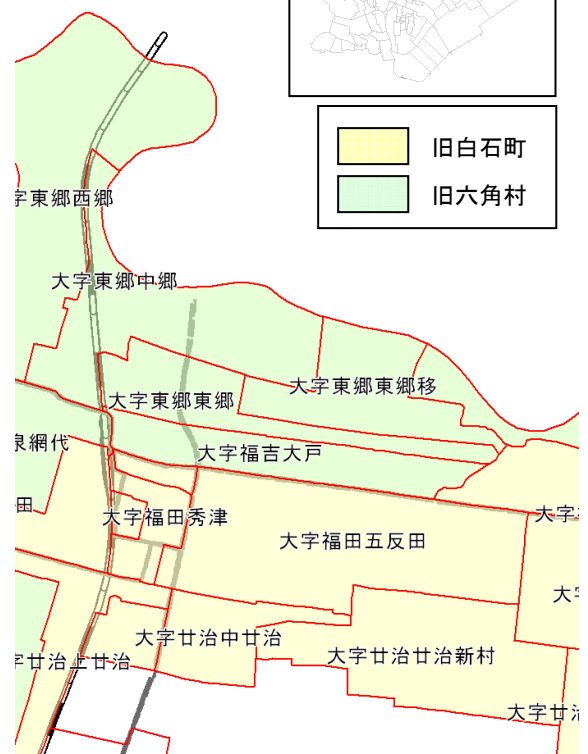
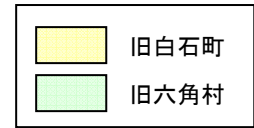
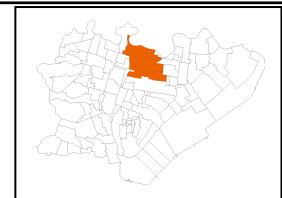
大字福吉の各集落は、深通と福吉で高齢化率が30%を超え、また平均年齢は50歳を超えており、全体的に高齢化が進行しています。同様に大字福田でも高齢化が進行しています。



①-2 旧白石町、旧六角村<中部>

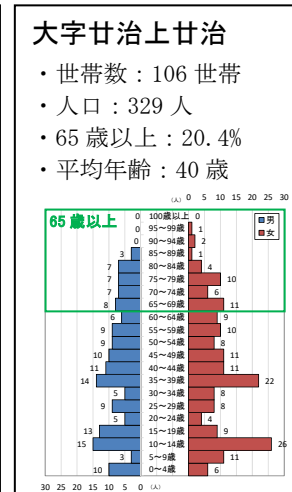
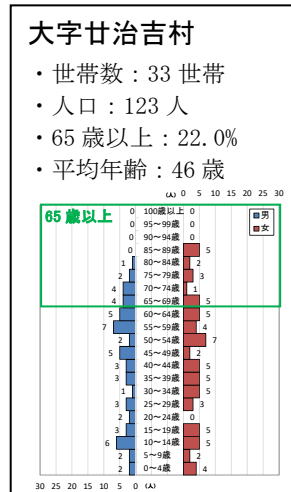
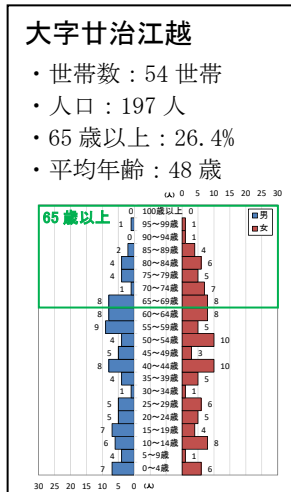
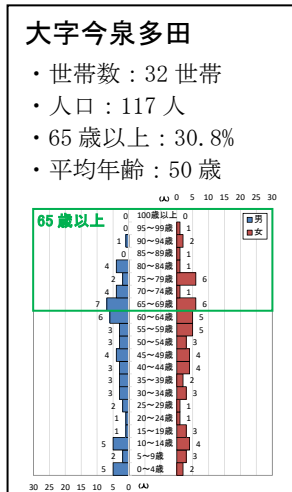
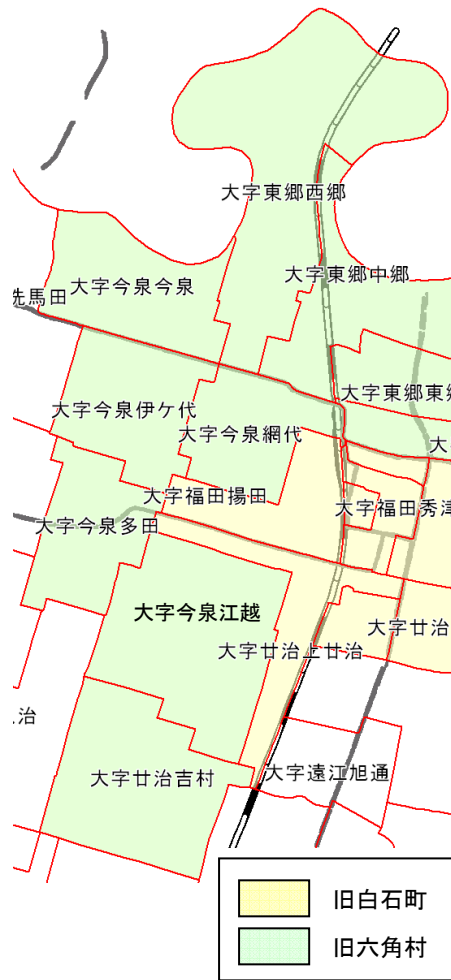
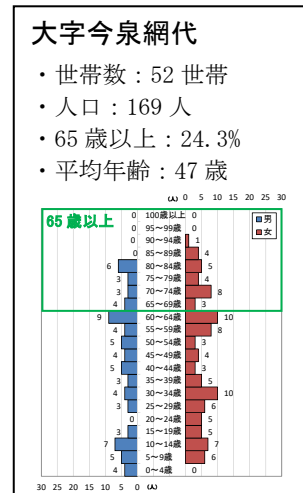
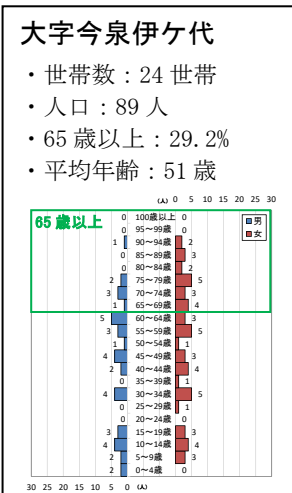
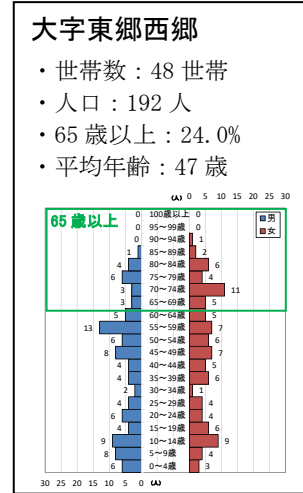
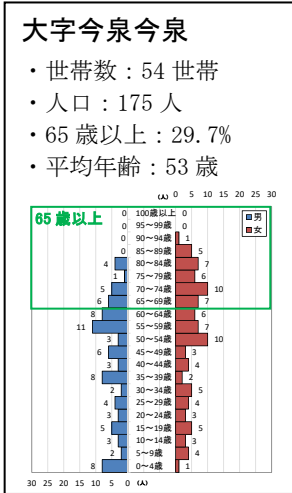
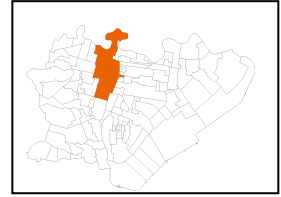
福吉大戸は高齢化率が40%を超えて高くなっていますが、字内の老人福祉施設の立地によるものと考えられます。

全体的に高齢化率の低い字が多く、特に東郷は、平均年齢が43歳と若く、人口ピラミッドも若年層の多さが目立ちます。



①-3 旧白石町、旧六角村<西部>

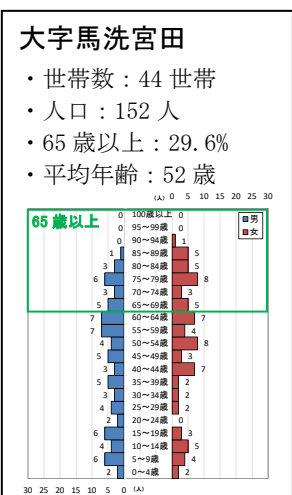
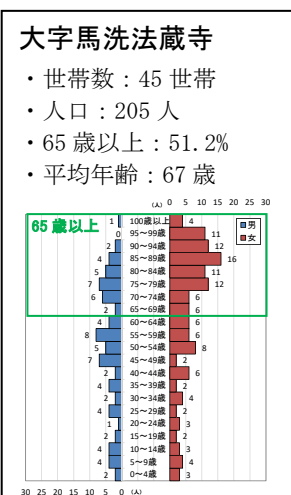
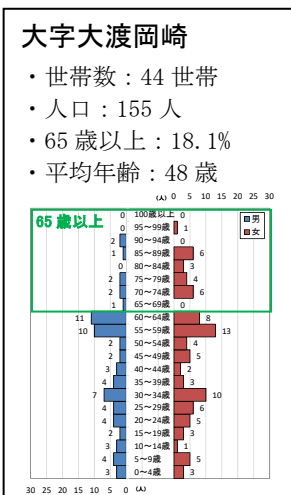
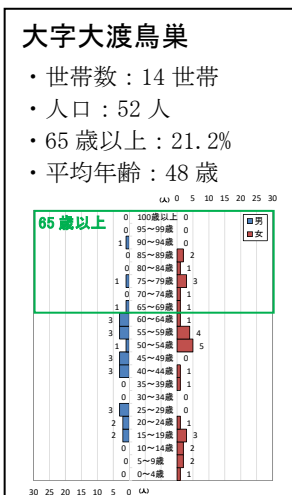
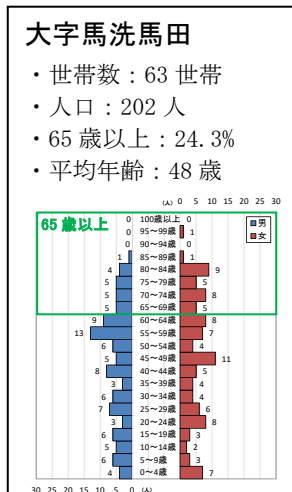
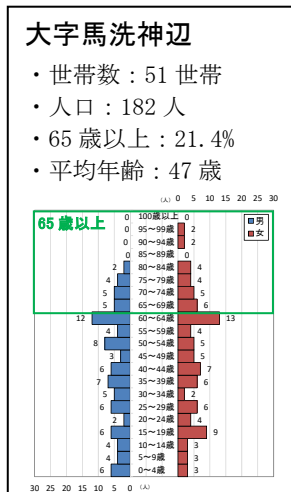
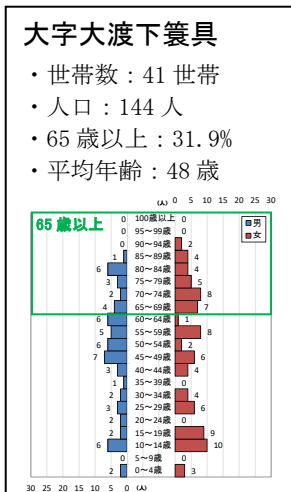
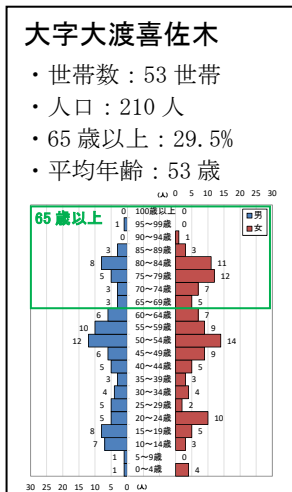
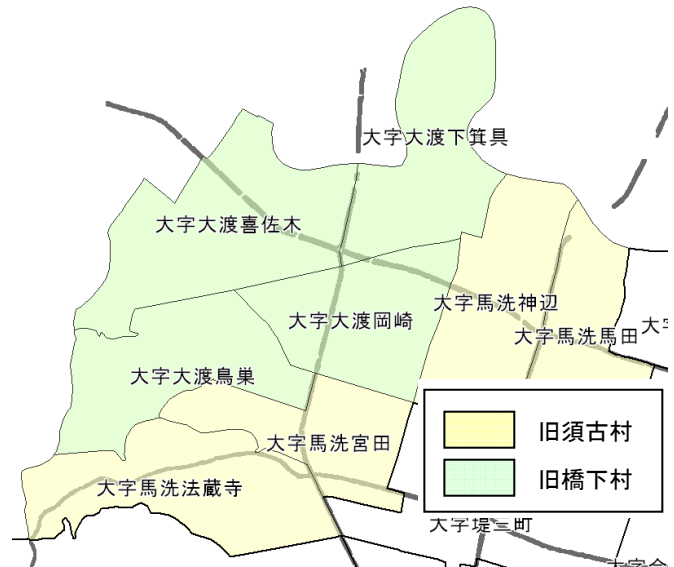
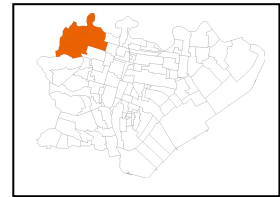
全体的に高齢化率の低い字が多く、中でも廿治上廿治および廿治吉村は、65歳以上人口が20%台前半と、町内の中でも若年層の多い集落となっています。特に廿治上廿治は、10~14歳と35~39歳という核家族のファミリー層が多く見られる特徴があります。



②-1 旧須古村<北部>、旧橋下村(大渡)

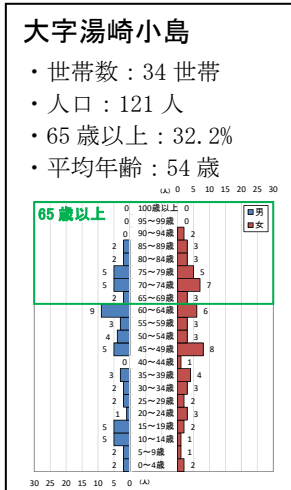
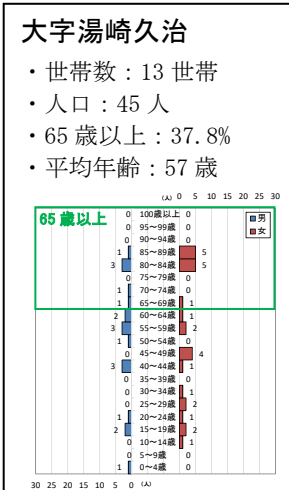
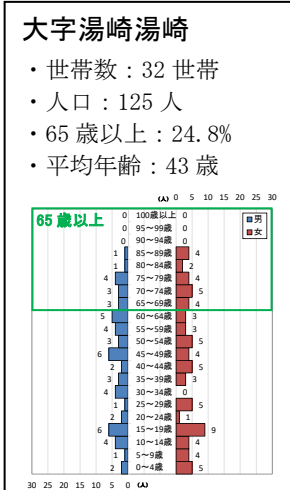
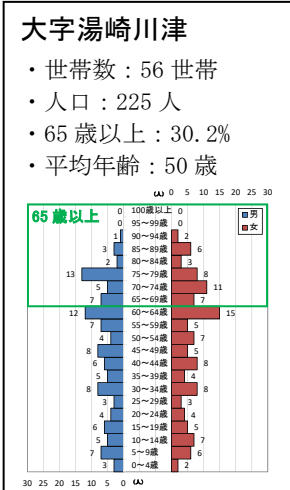
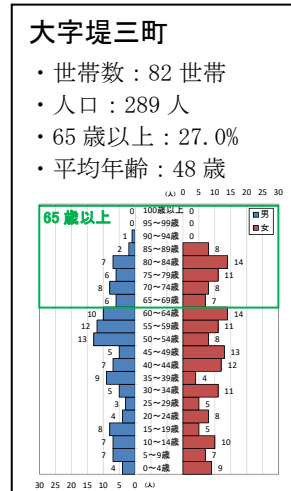
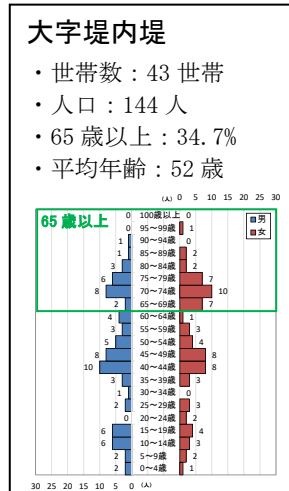
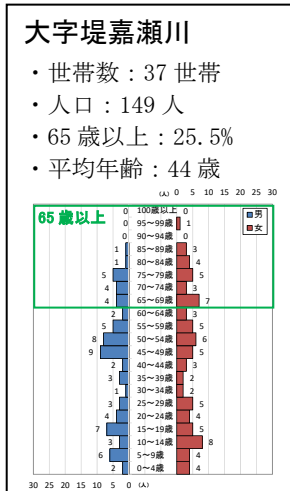
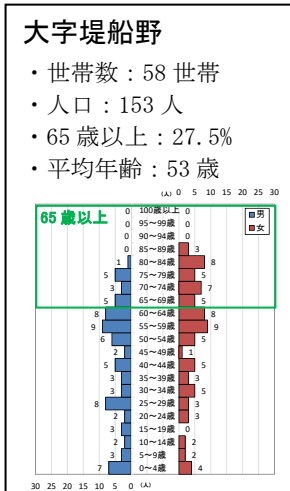
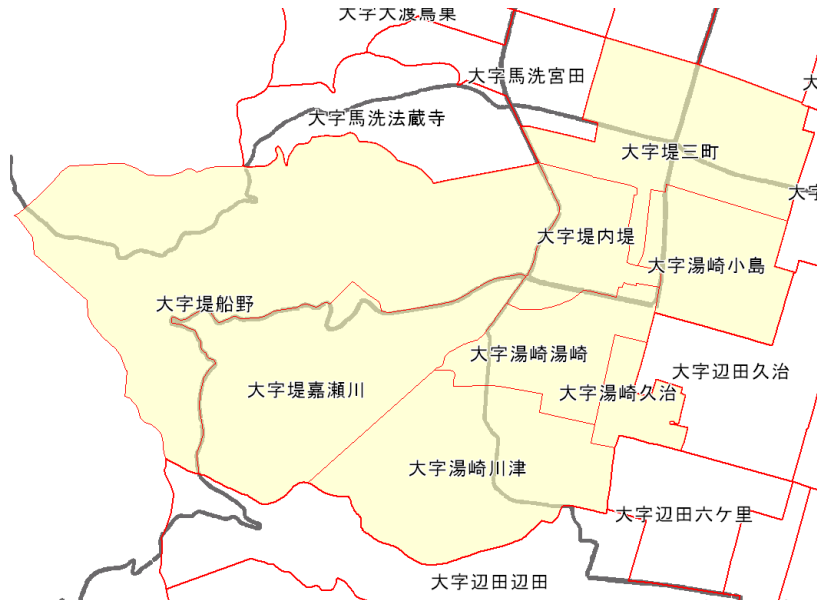
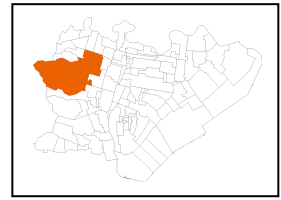
馬洗法蔵寺で高齢化率が50%を超え、平均年齢が67歳となっていますが、これは老人福祉施設の立地によるものと考えられます。

大渡の一部(喜佐木、下簀具)と馬洗の宮田で高齢化率が高くなっています。



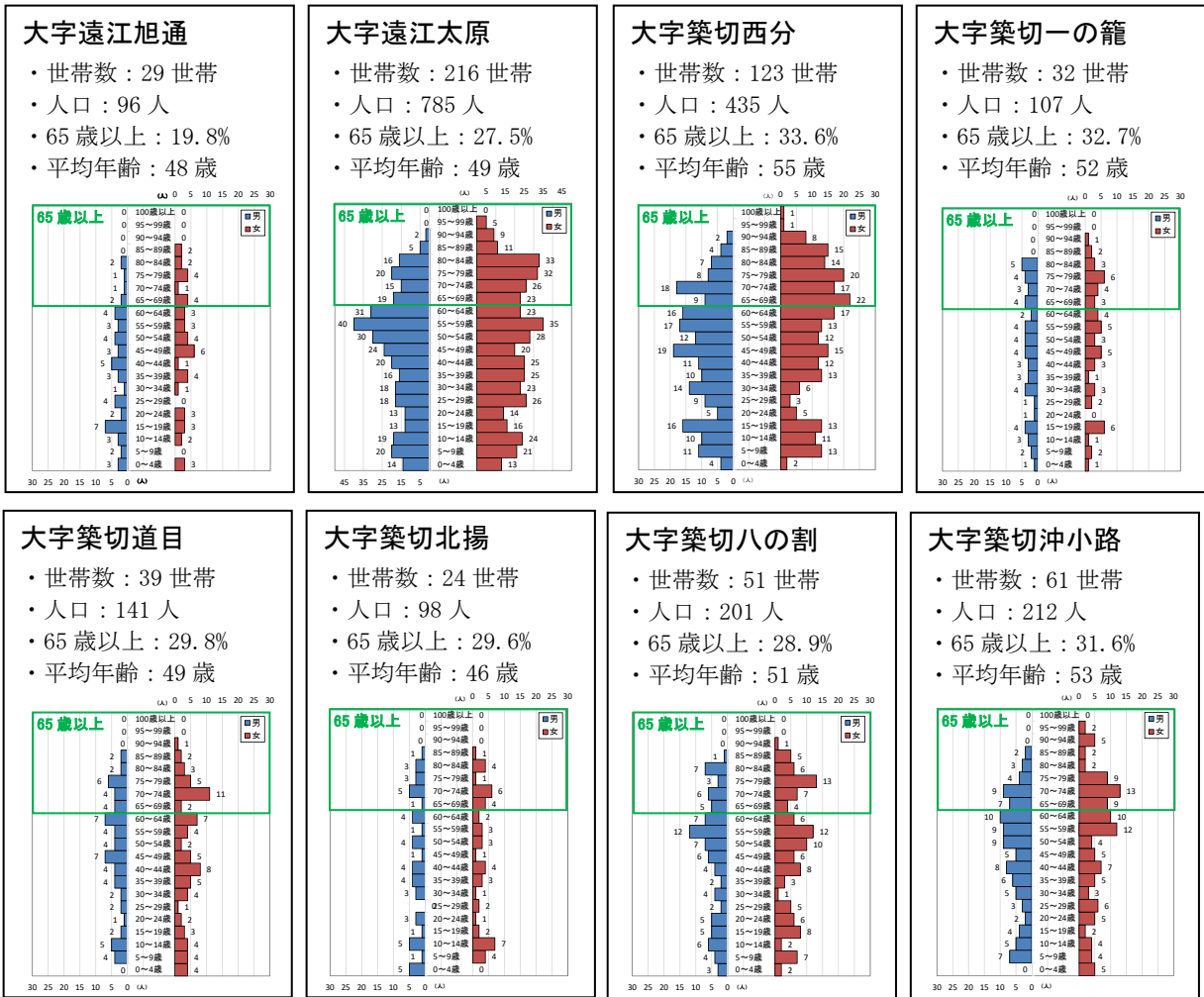
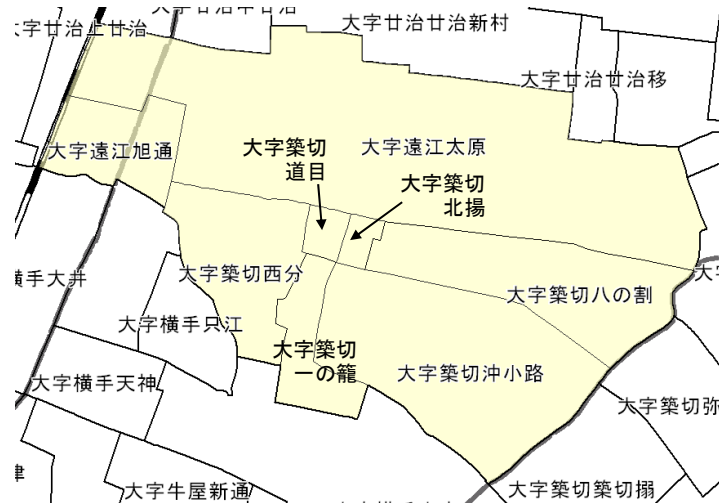
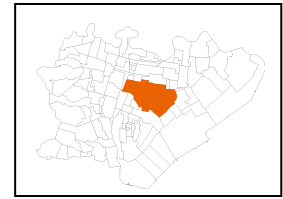
②-2 旧須古村<南部>

湯崎久治、堤内堤、湯崎小島、湯崎川津の4つの字で高齢化率が30%を超えており、全体的に山あいの集落よりも平地部の集落の方が高齢化率が高くなっています。



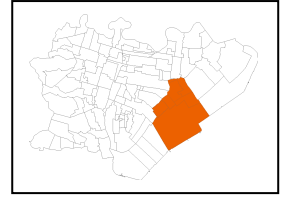
③-1 旧北有明村<西部>

大字築切のうち塊村集落を構成する西分、一の籠、沖小路の3字は高齢化率が30%程度と高く、周辺の散村的形態な集落よりも高齢化が進んでいます。

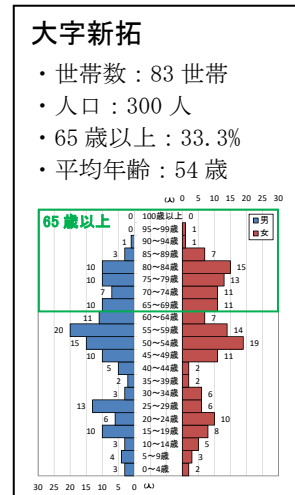
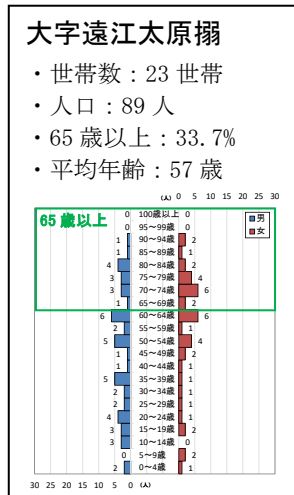
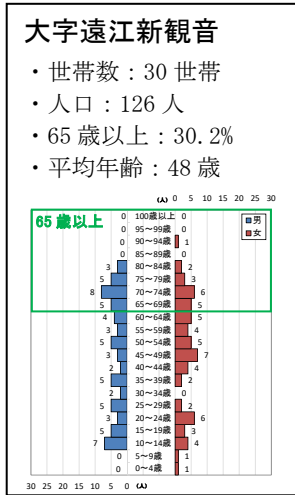
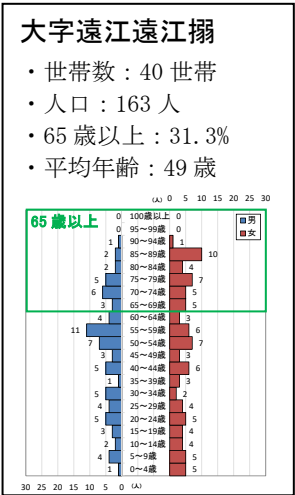
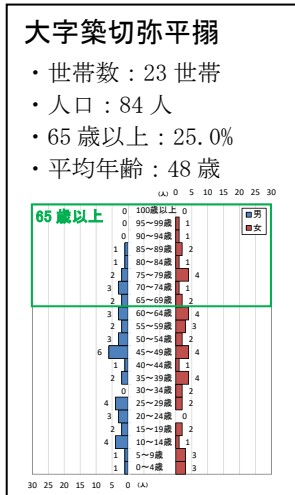
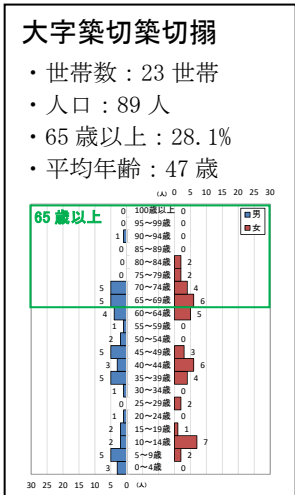


③-2 旧北有明村<東部>、有明干拓（新拓）

築切堀、弥平堀のように高齢化率約25~28%の字と、遠江堀、太原堀、新観音、新拓のように高齢化率が30%を超える字とに二極化しています。

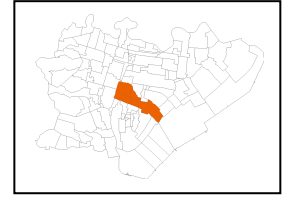


大字新拓は、歴史の新しい干拓地であるものの、高齢化率は33.3%と高くなっています。10~20歳代、40~50歳代、70~80歳代にそれぞれ人口のピークがあり、三世帯同居が多いものと推定されます。



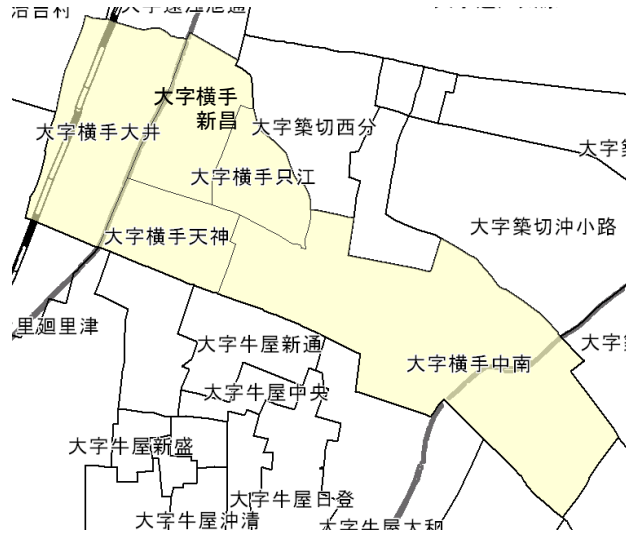
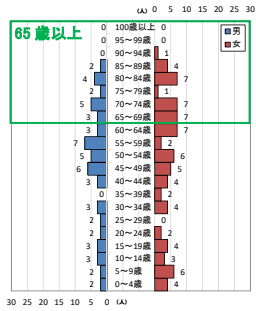
④ 旧南有明村（横手）

新昌と天神以外では、高齢化率は30%を超えて高くなっており、大字横手全体では高齢化が進んでいると考えられます。



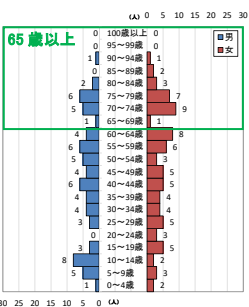
大字横手大井

- ・世帯数：40 世帯
- ・人口：133 人
- ・65 歳以上：32.3%
- ・平均年齢：50 歳



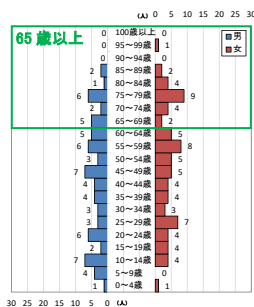
大字横手新昌

- ・世帯数：41 世帯
- ・人口：146 人
- ・65 歳以上：26.0%
- ・平均年齢：49 歳



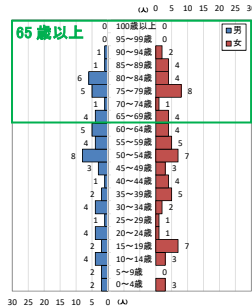
大字横手天神

- ・世帯数：43 世帯
- ・人口：147 人
- ・65 歳以上：25.9%
- ・平均年齢：50 歳



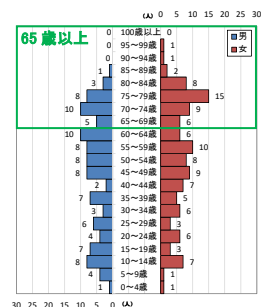
大字横手只江

- ・世帯数：31 世帯
- ・人口：128 人
- ・65 歳以上：32.0%
- ・平均年齢：52 歳



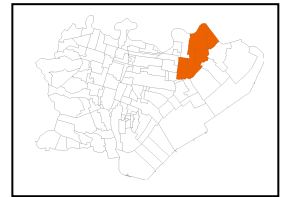
大字横手中南

- ・世帯数：67 世帯
- ・人口：217 人
- ・65 歳以上：31.8%
- ・平均年齢：54 歳



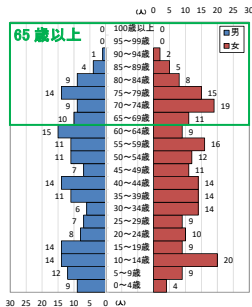
⑤-1 旧福富村<西部>

下区以外の4字で高齢化率25%前後と、町内では比較的若年層の多い地域であるといえます。特に、上区や住ノ江区では10~14歳・35~44歳、中区では15~29歳・50~54歳と、核家族のファミリー層が多くなっています。



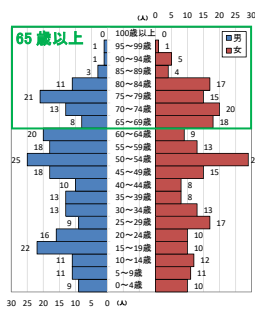
大字福富上区

- ・世帯数：104世帯
- ・人口：397人
- ・65歳以上：27.0%
- ・平均年齢：46歳



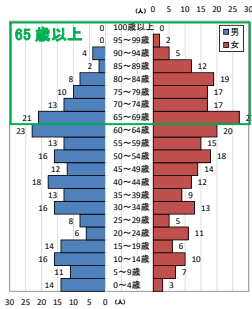
大字福富中区

- ・世帯数：145世帯
- ・人口：498人
- ・65歳以上：27.7%
- ・平均年齢：48歳



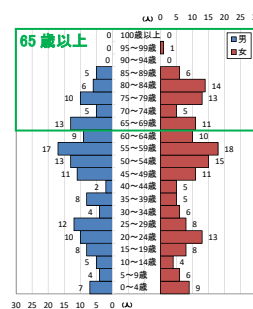
大字福富下区

- ・世帯数：161世帯
- ・人口：480人
- ・65歳以上：32.7%
- ・平均年齢：55歳



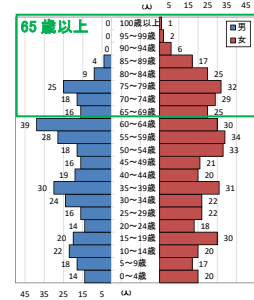
大字福富北区

- ・世帯数：83世帯
- ・人口：317人
- ・65歳以上：28.1%
- ・平均年齢：49歳



大字福富下分住ノ江区

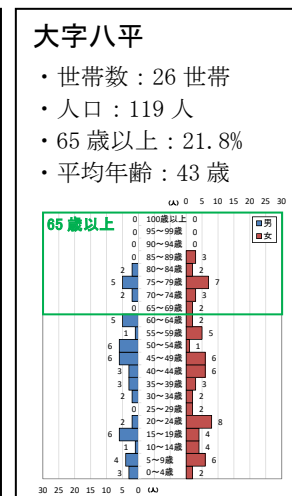
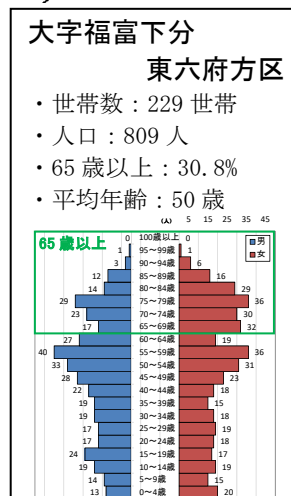
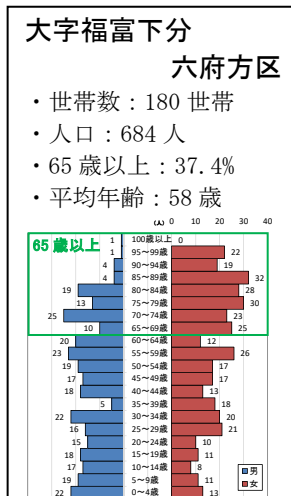
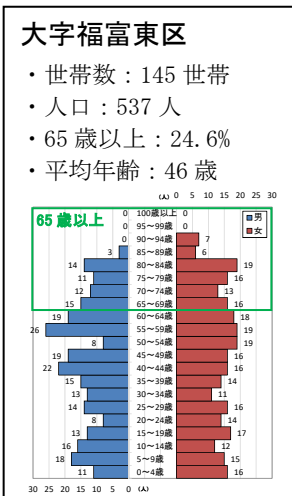
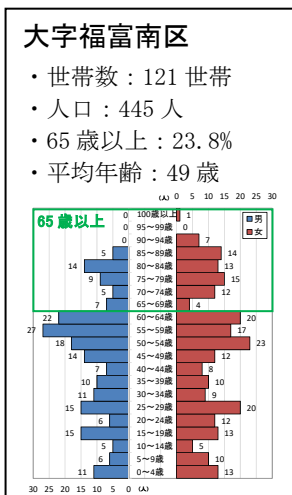
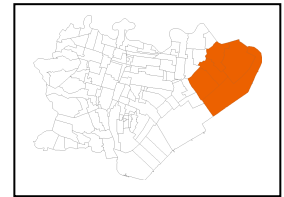
- ・世帯数：272世帯
- ・人口：805人
- ・65歳以上：26.0%
- ・平均年齢：48歳



⑤-2 旧福富村<東部>

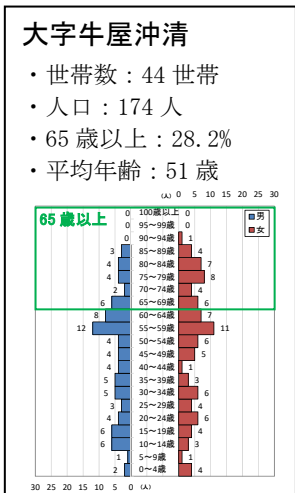
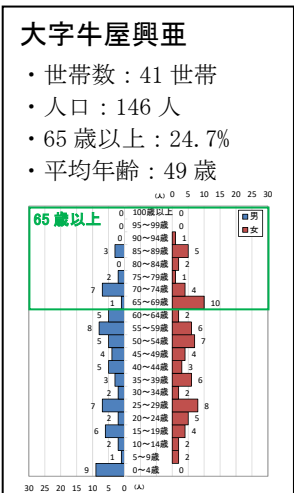
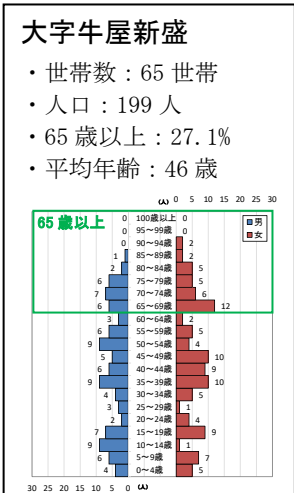
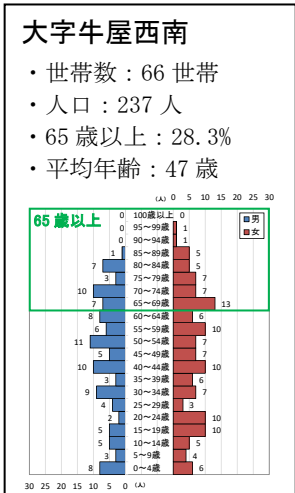
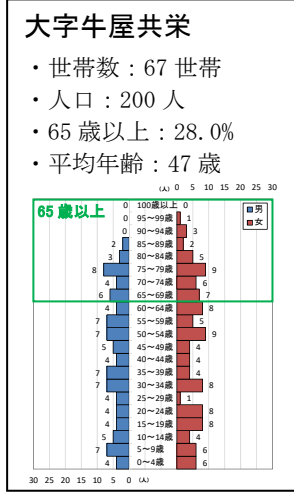
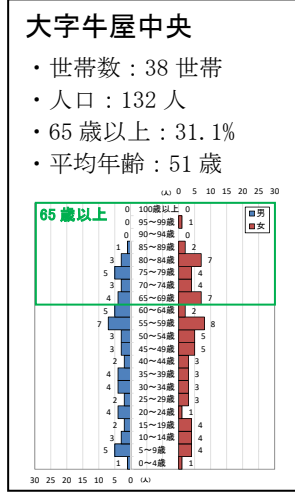
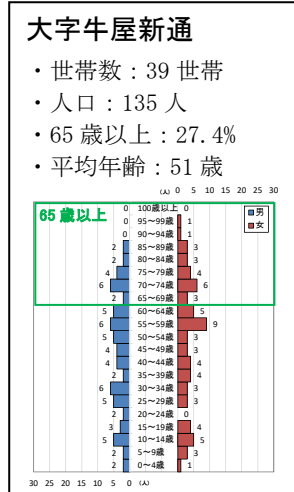
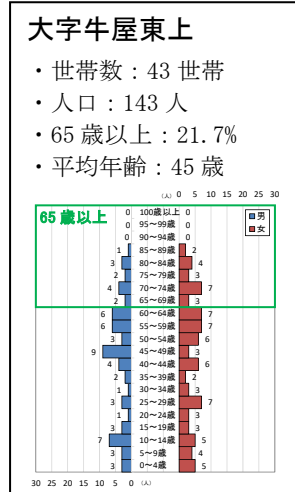
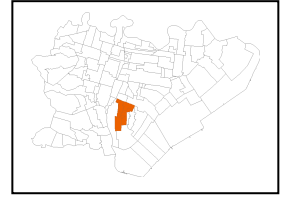
六府方区の高齢化率が37.4%と飛び抜けて高いのは、字内にある老人福祉施設による影響が大きいと考えられます。

南区、東区、六府方区、東六府方区の4字で55~59歳に人口のピークが見られ、東区や東六府方区では0~19歳の層も多く、核家族のファミリー層が多くなっています。



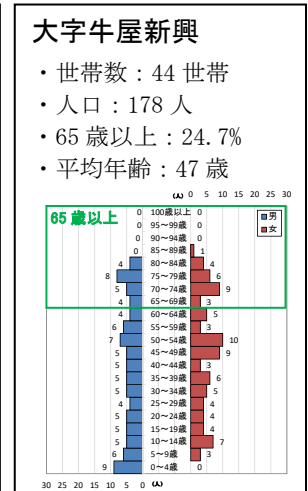
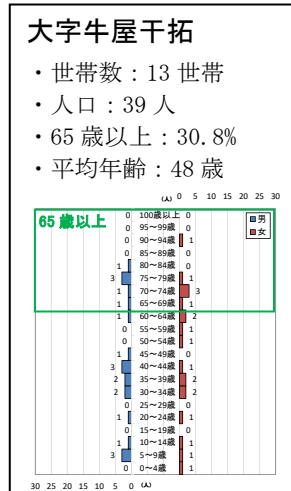
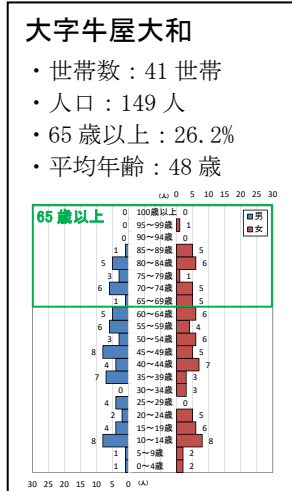
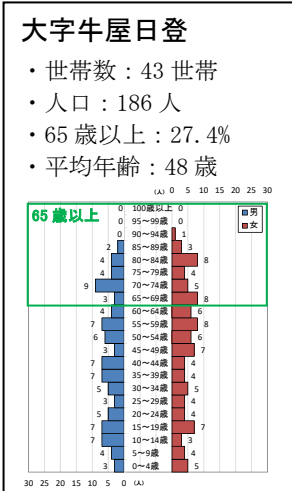
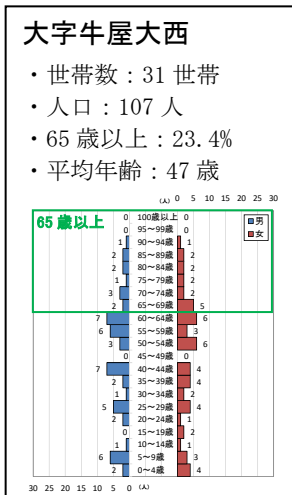
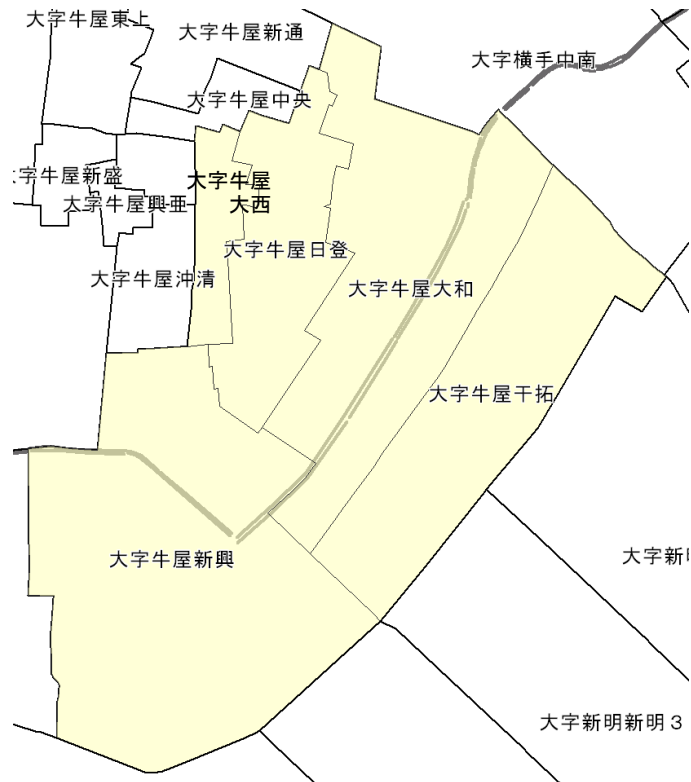
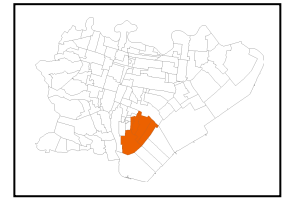
⑥-1 旧南有明村（牛屋）＜西部＞

東上、興亜の高齢化率が20～25%と低く、その他は中央を除いて概ね27～28%、平均年齢46～50歳前後で構成され、同じ塊村集落の築切地区よりは若干若い年齢構成となっています。



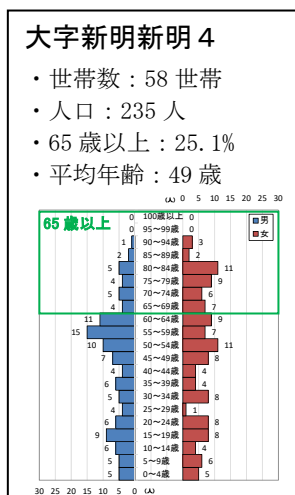
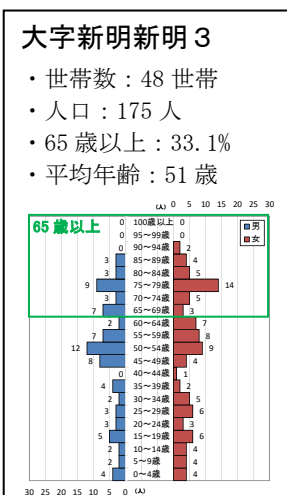
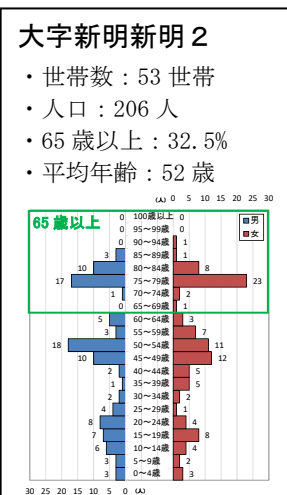
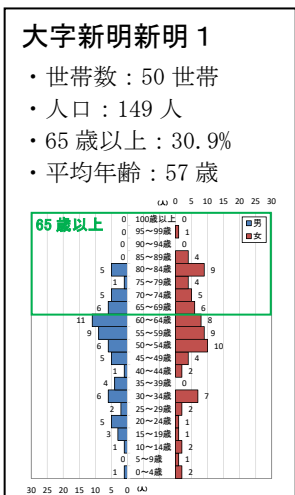
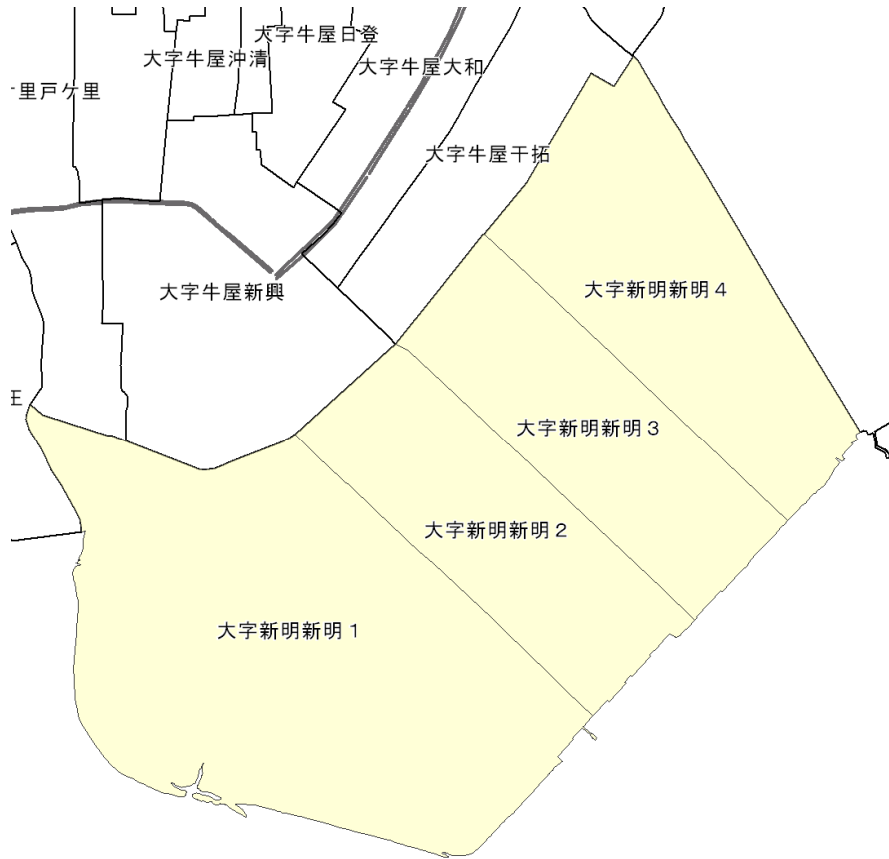
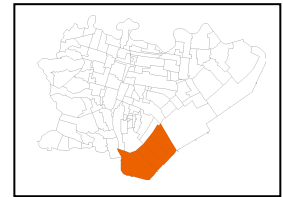
⑥-2 旧南有明村（牛屋）＜東部＞

全ての字が平均年齢 47～48 歳で構成され、大西、新興では高齢化率が 25%を下回っており、比較的若い年齢層が多くなっています。



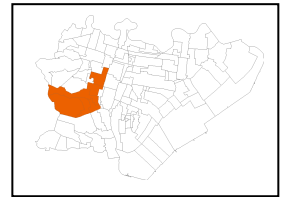
⑦ 有明干拓（新明）

新明4を除いて高齢化率が30%を超えており、新明1では平均年齢が57歳と、全体的に高齢化が進んでいます。しかし、新明1を除くと10歳代や40～50歳代の人口も多く、必ずしも将来の担い手が不足しているわけではない状況です。



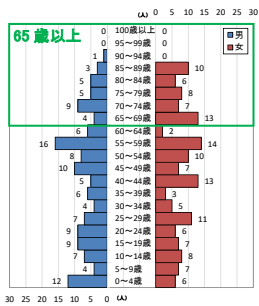
⑧-1 旧錦江村<西部>

大字辺田久治と大字田野上上田野上では高齢化率が約 33%と高く、一方で大字辺田六ヶ里では 22.3%と低く、またそれ以外の字では 25~27%と三極化しています。



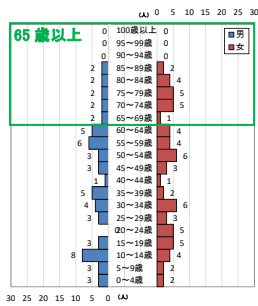
大字辺田辺田

- ・世帯数：72 世帯
- ・人口：273 人
- ・65 歳以上：26.0%
- ・平均年齢：47 歳



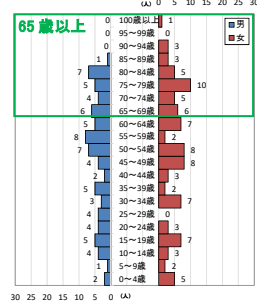
大字辺田六ヶ里

- ・世帯数：30 世帯
- ・人口：121 人
- ・65 歳以上：22.3%
- ・平均年齢：45 歳



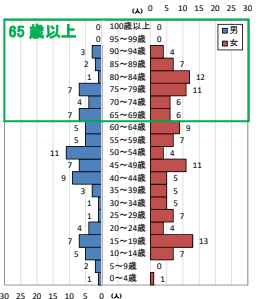
大字辺田久治

- ・世帯数：46 世帯
- ・人口：167 人
- ・65 歳以上：33.5%
- ・平均年齢：51 歳



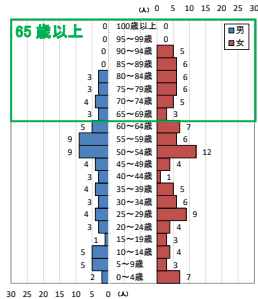
大字田野上上田野上

- ・世帯数：54 世帯
- ・人口：209 人
- ・65 歳以上：33.5%
- ・平均年齢：53 歳



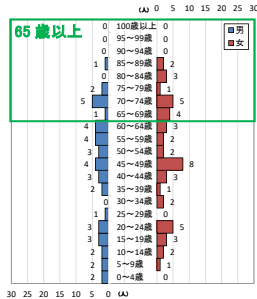
大字田野上下田野上

- ・世帯数：39 世帯
- ・人口：172 人
- ・65 歳以上：25.6%
- ・平均年齢：49 歳



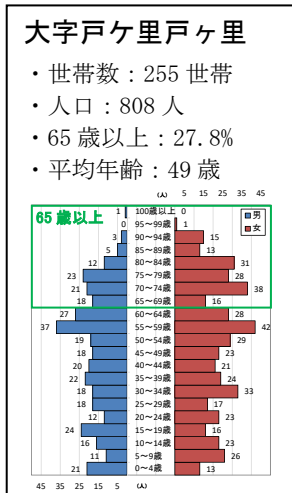
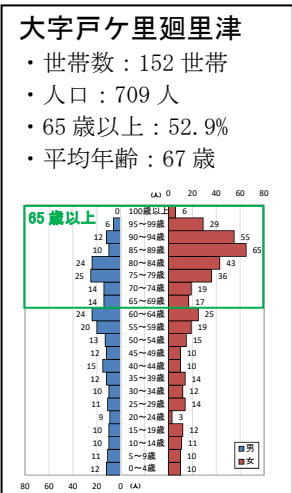
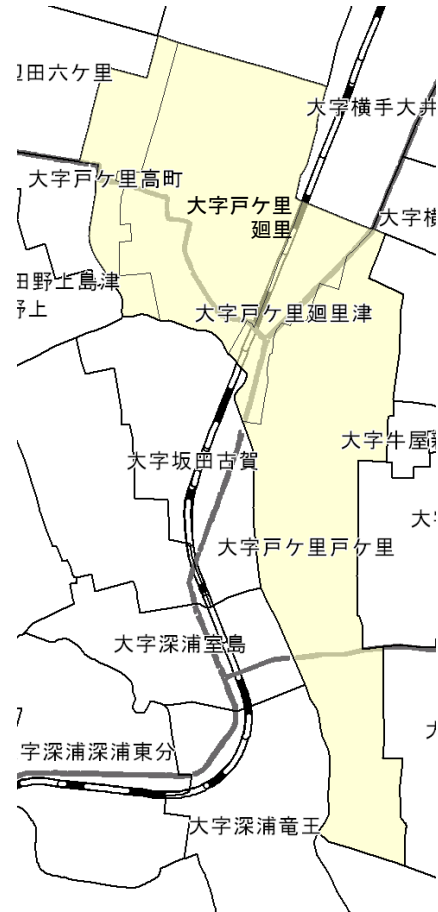
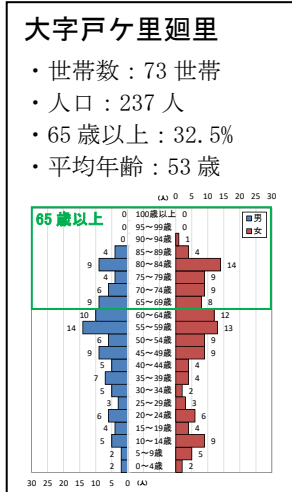
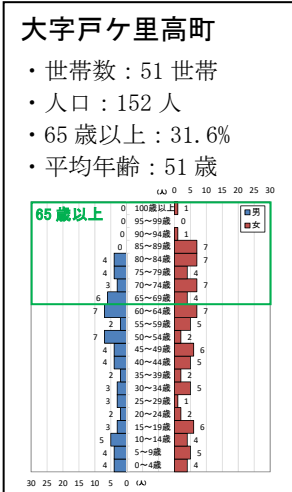
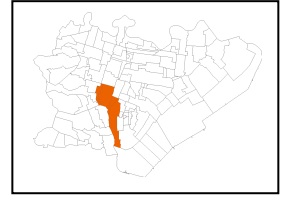
大字田野上島津

- ・世帯数：23 世帯
- ・人口：89 人
- ・65 歳以上：27.0%
- ・平均年齢：50 歳



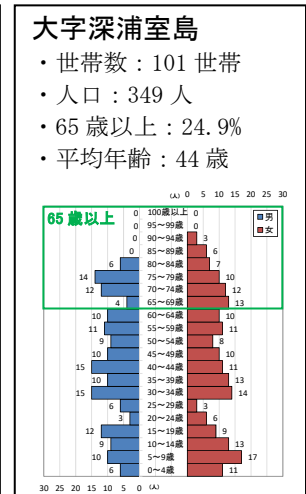
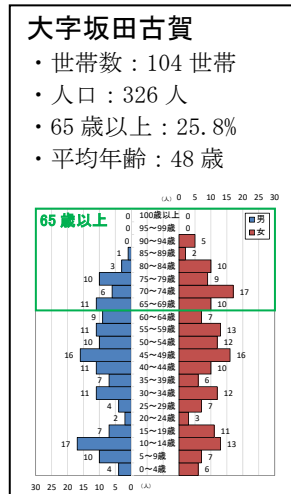
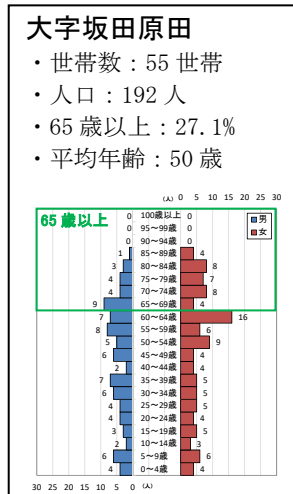
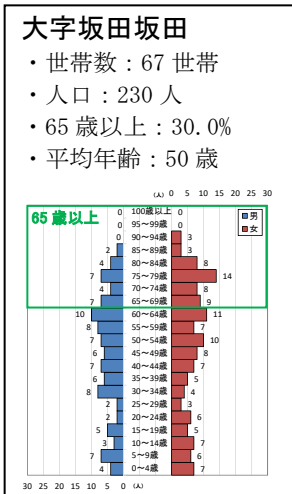
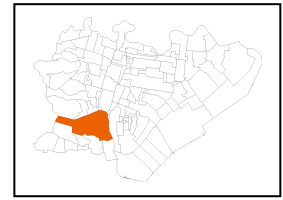
⑧-2 旧錦江村<東部>

大字戸ヶ里廻里津の高齢化率 52.9%、平均年齢 67 歳が際立っていますが、字内にある病院併設の老人福祉施設による影響と考えられます。全体的に、同じ旧錦江村の大字辺田、大字田野上に比べて高齢化率の高い字が多くなっています。



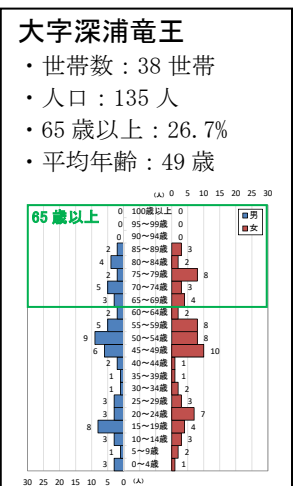
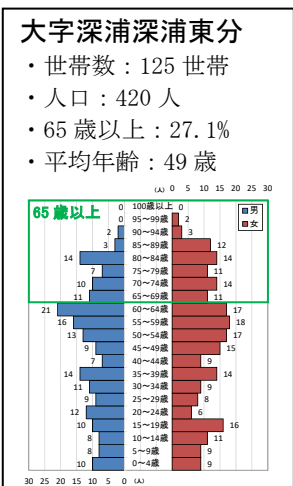
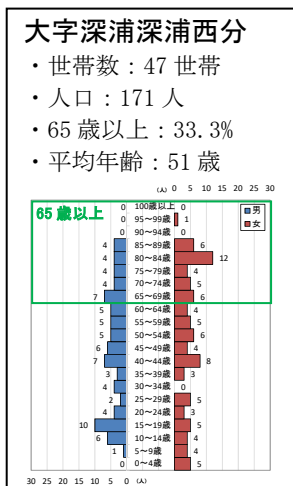
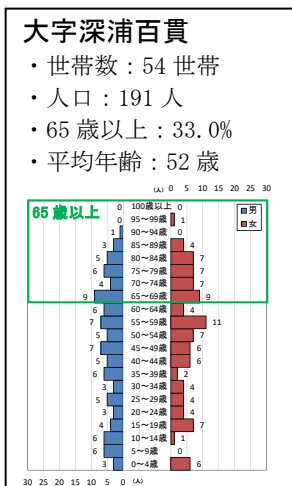
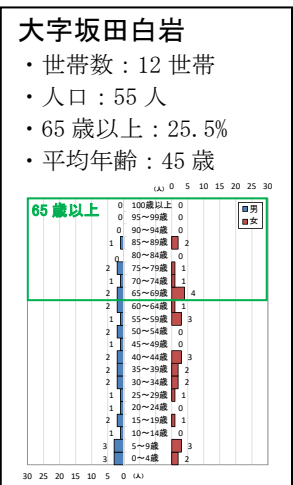
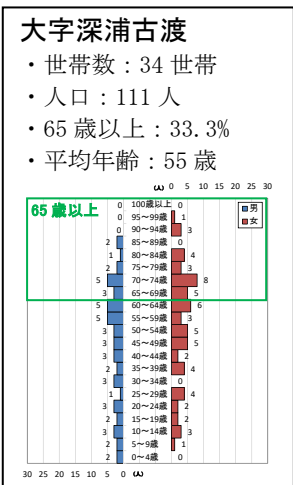
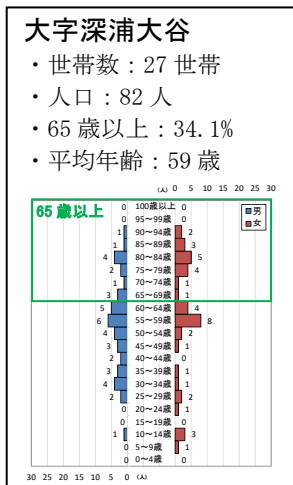
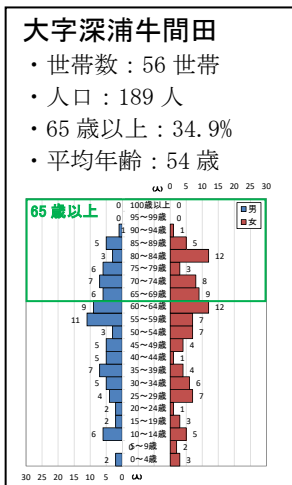
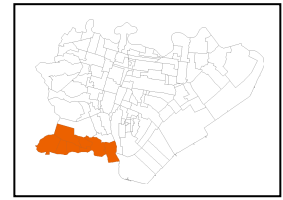
⑨-1 旧竜王村<北部>

国道 207 号の通る古賀、室島で高齢化率が低くなっています。特に、近年宅地開発が行われた室島では、0~14 歳や 30・40 歳のファミリー層にあたる人口が多くなっています。



⑨-1 旧竜王村<南部>

8字中5字で高齢化率が33%を超えており、また平均年齢も50歳以上と高齢化が顕著になっています。一方、東部に位置する深浦東分は、国道207号が通り、大字深浦の中で可住地が広いこともあって、高齢化率が竜王に次いで低く、10歳代の人口の占める割合が大きくなっています。



●地区、集落（字）単位の現況まとめ

本町においては、高齢化率 50%を超える字は大字馬洗法蔵寺と大字戸ケ里廻里津の 2ヶ所がありますが、これらはいずれも当該字内に立地する入居型老人福祉施設によるもので、集落の維持が危機的状況にある集落（字）は、現状では存在していません。また、三世代居住がなされている世帯も多く、コミュニティが維持されていく潜在力も高いといえます。

本町において農業と集落は一体であり、営農環境の維持および農家の存続が、集落の維持には不可欠であるといえます。逆に、集落に立脚する産業がなくなると、人が流出して高齢化が進み、担い手が不足してさらに人が流出する、という悪循環に陥ります。

本町においても、昭和 50 年～平成 22 年の 35 年間で農家は 5 割以上減少し、特に西部から南部にかけては 6～7 割減という状況にあり、集落の活力低下が危惧される箇所もあります。ただし、限界集落化している集落はないため、今あるコミュニティの維持や、新規就農者の受入れなどの施策を進める必要があります。

1-6. 都市計画区域の沿革

昭和 30～31 年にかけて、町村合併により(旧)白石町が発足し、農業を主体とした田園都市づくりを進めていく上で、中心市街地の道路や住宅地等は旧態のまま雑然としている状況にありました。そこで、来たる車社会にも対応できる都市構造を構築していくために、都市計画制度を活用した整備を進めていくこととしました。

そして昭和 31 年、白石都市計画区域が指定され、翌年の昭和 32 年に都市計画道路の決定として、現在の国道 207 号を含む 9 路線を設定しています。

都市計画事業としては、都市計画道路は 2 路線が整備済み、3 路線が整備中、4 路線が未着手となっています。また、都市計画公園は 2 ヶ所指定され、いずれも整備済みとなっています。

一方、町内の大部分の道路や公園については、農業基盤整備に関する事業に関連して整備が行われています。これは、白石都市計画区域のほぼ全域が昭和 47 年に農業振興地域に指定されたのに加え、主に昭和 40～60 年代において、旧 3 町のほぼ全域にわたって農業基盤整備を行ったことによるもので、結果として都市計画事業を活用することなく当該区域内の基盤整備が推進されることとなりました。

また、下水道についても農業集落排水事業が先行して行われることとなり、公共下水道については、平成 20 年度より特定環境保全公共下水道として着手しています。

時 期	都市計画に関する事項	その他の事項
昭和 31(1956)年	白石都市計画区域の指定 ※当時の白石町(昭和 30 年合併前の白石町、六角村、須古村の範囲)	
昭和 32(1957)年	都市計画道路の決定 (9 路線)	
昭和 43(1968)年	都市計画法(新法)の施行 (旧都市計画法(大正 8 年制定)の廃止)	
昭和 44(1969)年		「農業振興地域の整備に関する法律」 施行
昭和 45(1970)年		福富町農業振興地域の指定
昭和 47(1972)年		(旧)白石町農業振興地域の指定 有明町農業振興地域の指定
昭和 57(1982)年	都市計画公園の決定 (2 ヶ所)	
平成 16(2004)年	白石都市計画区域マスタープラン の策定(佐賀県)	
平成 17(2005)年		白石町、福富町、有明町が合併 新・白石町が発足
平成 22(2010)年	都市計画マスタープランの策定	

1-7. 土地利用

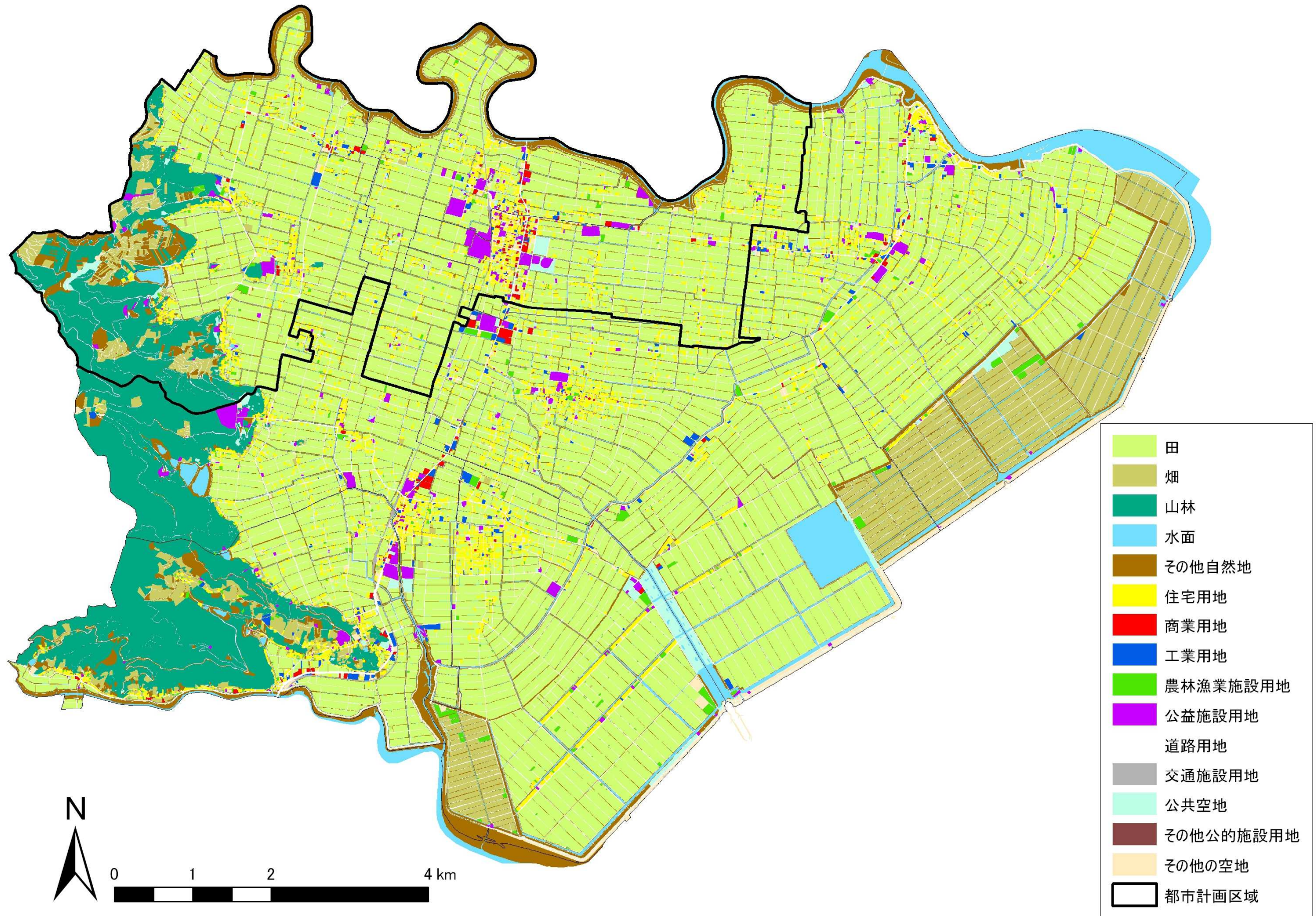
都市計画区域を含め、町域の約 60%が農地により占められています。その中に秀津・廻里津の住商混在地区、福富・深浦などの住居密集地区が点在しています。

■ 図 26 地目別面積の割合 ■

市街地区分		都市計画 区域	都市計画 区域外	合 計	割 合	
自然的 土地 利用	農地	田 (ha)	1,306.8	3,868.6	5,175.4	52.0%
		畑 (ha)	90.7	658.3	749.0	7.5%
		小 計 (ha)	1,397.5	4,526.9	5,924.4	59.6%
	山林 (ha)	273.4	657.9	931.3	9.4%	
	水面 (ha)	95.2	518.0	613.2	6.2%	
	その他の自然地 (ha)	248.1	562.4	810.5	8.1%	
	小 計 (ha)	2,014.2	6,265.2	8,279.4	83.2%	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地 (ha)	152.7	370.2	522.9	5.3%
		商業用地 (ha)	11.2	19.3	30.5	0.3%
		工業用地 (ha)	8.9	38.6	47.5	0.5%
		小 計 (ha)	172.8	428.1	600.9	6.0%
	農林漁業施設用地 (ha)	14.9	58.1	73.0	0.7%	
	公益施設用地 (ha)	46.0	74.5	120.5	1.2%	
	道路用地 (ha)	158.5	467.7	626.2	6.3%	
	交通施設用地 (ha)	3.9	9.3	13.2	0.1%	
	公共空地 (ha)	20.5	67.7	88.2	0.9%	
	その他の公的施設用地 (ha)	0.0	0.0	0.0	0.0%	
	その他の空地 (ha)	17.2	127.4	144.6	1.5%	
	小 計 (ha)	433.8	1,232.8	1,666.6	16.8%	
合 計 (ha)		2,448.0	7,498.0	9,946.0	100.0%	
可住地 (ha)		1,855.7	5,740.5	7,596.2	76.4%	
非可住地 (ha)		592.3	1,757.5	2,349.8	23.6%	

資料：平成 26 年度都市計画基礎調査

■ 図 27 土地利用現況図 ■

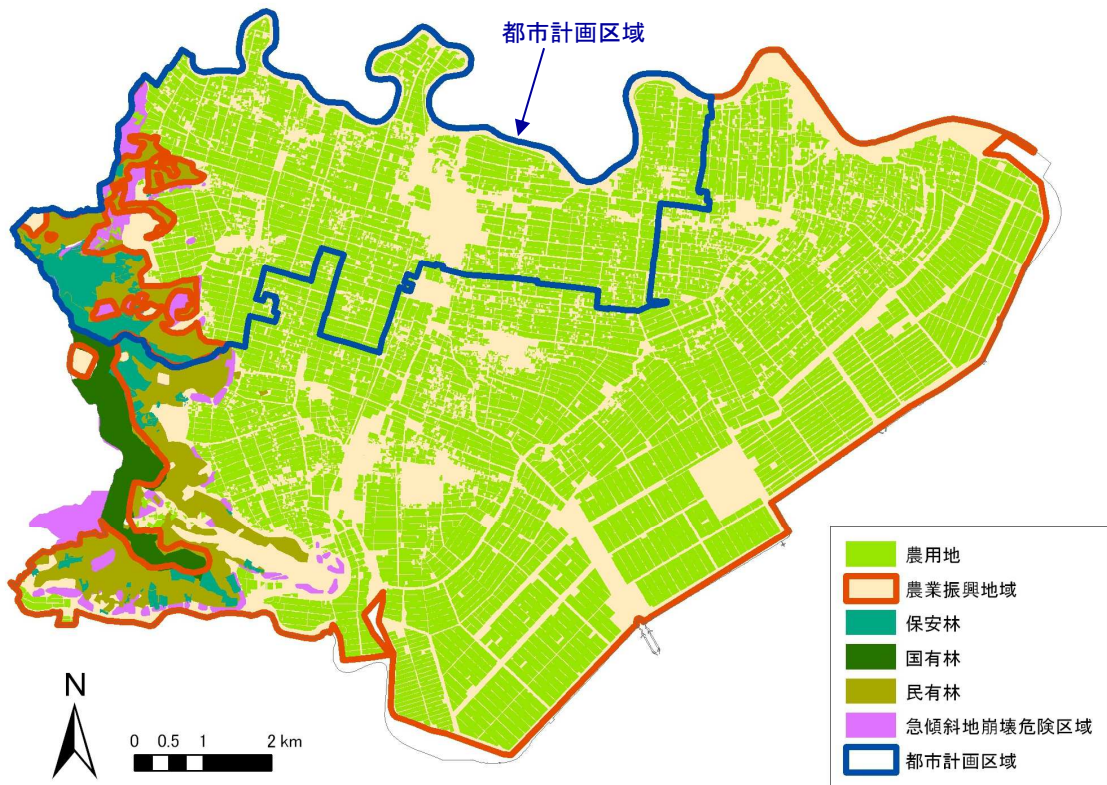


資料：平成 26 年度都市計画基礎調査

●法適用の状況

西部の保安林、国有林、民有林の一部を除き、町域のほぼすべてが農業振興地域に指定されています。加えて平野部のほぼすべてが農用地に指定され、農地転用が規制されています。

■図 28 法適用現況図 ■



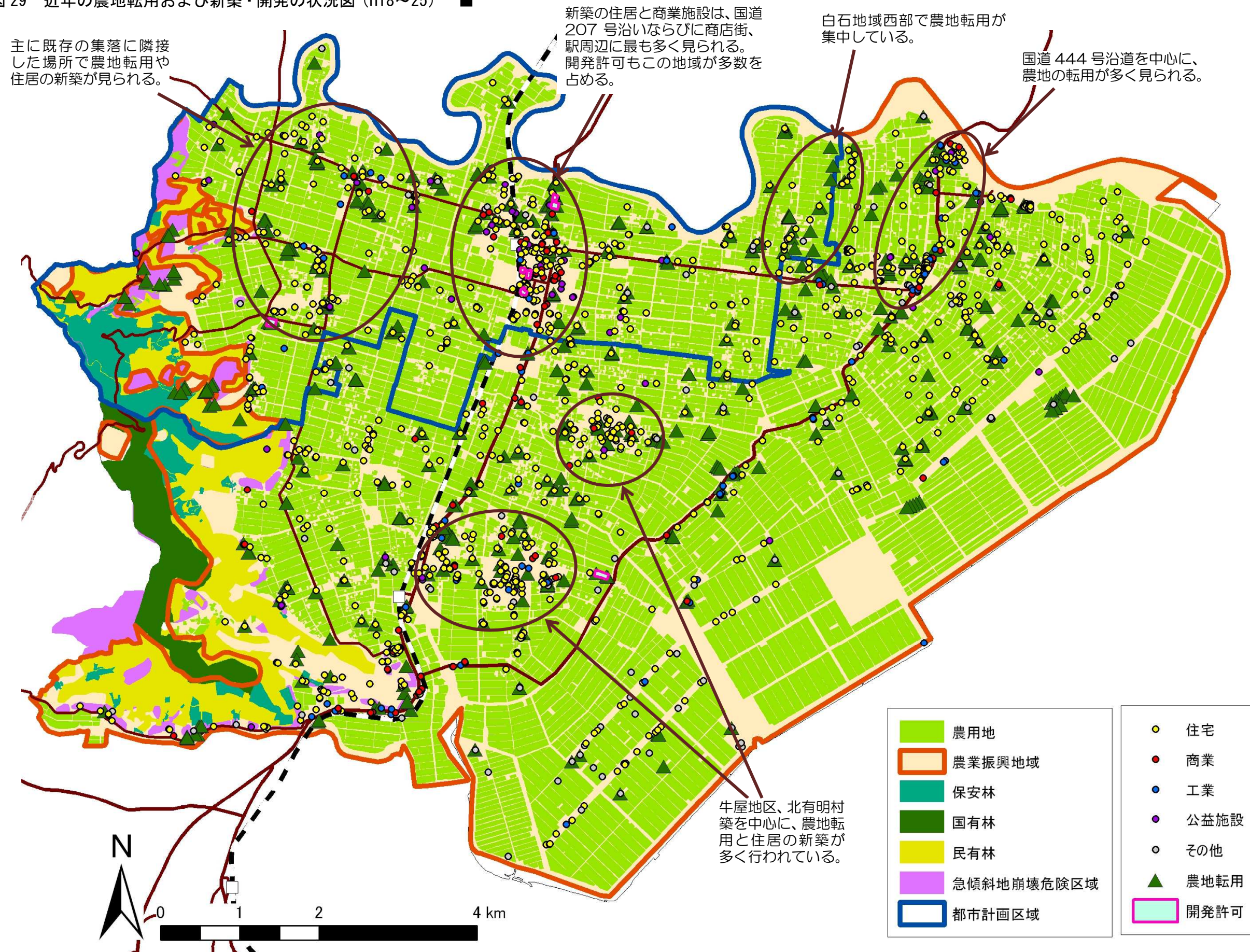
資料：平成 26 年度都市計画基礎調査

●農地転用・新築・開発の状況

近年の農地転用状況をみると、都市計画区域内に限らず全町域で発生しています。特に、白石地域および福富地域の中心部周辺と、有明地域の牛屋地区、道目地区、北陽地区において農地転用が集中する傾向が見られ、幹線道路付近や既存集落の隣接地において多く発生しています。

一方、この間の新築住居の分布は、白石地域の中心部がほとんどを占めており、その他は、西部や有明地域（牛屋、道目、北陽）等にも集中しています。また、開発許可も白石地域中心部付近の立地が多数を占めており、コメリハード&グリーン白石店、スーパーモリナガ白石店の商業開発や、分譲宅地の開発が見られます。

■ 図 29 近年の農地転用および新築・開発の状況図 (H18~25) ■



資料：平成26年度都市計画基礎調査

1-8. 基盤整備

(1) 道路・交通

●道路網

本町を通る幹線道路として、国道が2路線、県道が8路線あります。
そのうち、下記の3路線が本町の道路網の骨格を成しています。

国道 207 号	江北町から白石地域、有明地域の中心部を通り、鹿島市に至るルート。本町の南北軸。
国道 444 号	小城市から福富地域を通り、町南部の大字深浦に至るルート。福富地域と有明地域を結ぶ軸。
主要地方道武雄福富線	武雄市から白石中心部を通り福富地域に至るルート。本町の東西軸。

上記のほか、一般県道として武雄白石線、白石大町線、久間白石線、久間深浦線、肥前白石停車場線、肥前竜王停車場線があります。

また、地域高規格道路として有明海沿岸道路（佐賀福富道路、福富鹿島道路）が整備中で、国道 444 号の東部を經由し大字深浦で国道 207 号に接続する計画となっています。

■図 30 白石町の道路網 ■



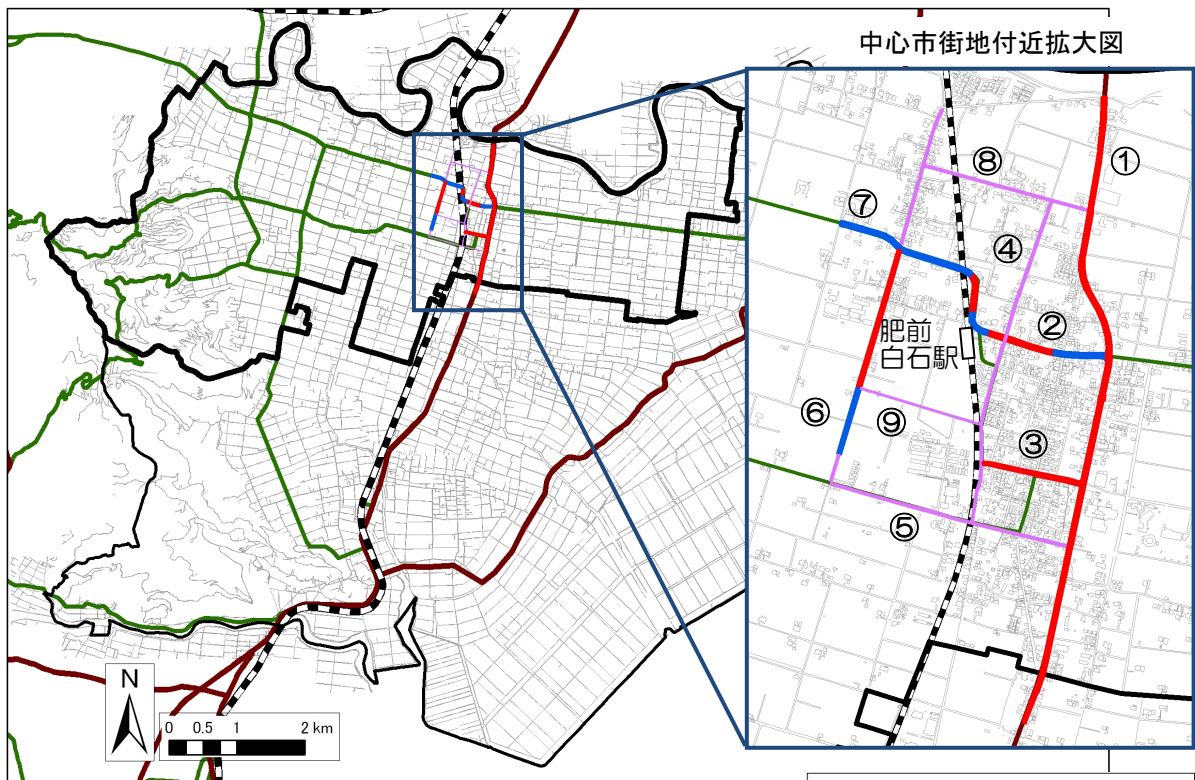
資料：平成 26 年度都市計画基礎調査

●都市計画道路

昭和 32(1957)年、都市施設として道路 9 路線が都市計画決定され、そのうち 2 路線が整備完了、 3 路線が事業中、 4 路線が未整備の状況です。

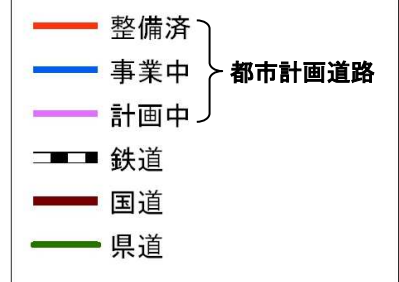
都市計画決定から 50 年以上が経過し、その間都市計画道路六角廿治線(国道 207 号)の整備等の要因によりまちの重心が東へ移動し、さらに平成 22(2010)年 1 月に役場本庁舎が移転するなど、さまざまな状況の変化が起きています。そのため、現在の都市構造をふまえた上で、今後のまちの将来像にふさわしい道路網を再構築するため、都市計画道路の見直しを進める必要があります。

■図 31 都市計画事業による道路の整備状況図 ■



■ 都市計画道路の整備状況 ■

番号	都市施設名称	都市計画決定事項		整備状況
		延長	幅員	
①	六角廿治線	2,090m	16m	整備済
②	駅前福田線	465m	16m	整備済・事業中
③	福田屋形線	310m	12m	整備済
④	廿治東郷線	1,180m	12m	計画中
⑤	秀津揚田線	850m	12m	計画中
⑥	揚田六角線	1,360m	9.5m	整備済・事業中
⑦	駅前今泉線	660m	16m	整備済・事業中
⑧	六角東郷線	740m	12m	計画中
⑨	二本榎網代線	420m	8m	計画中

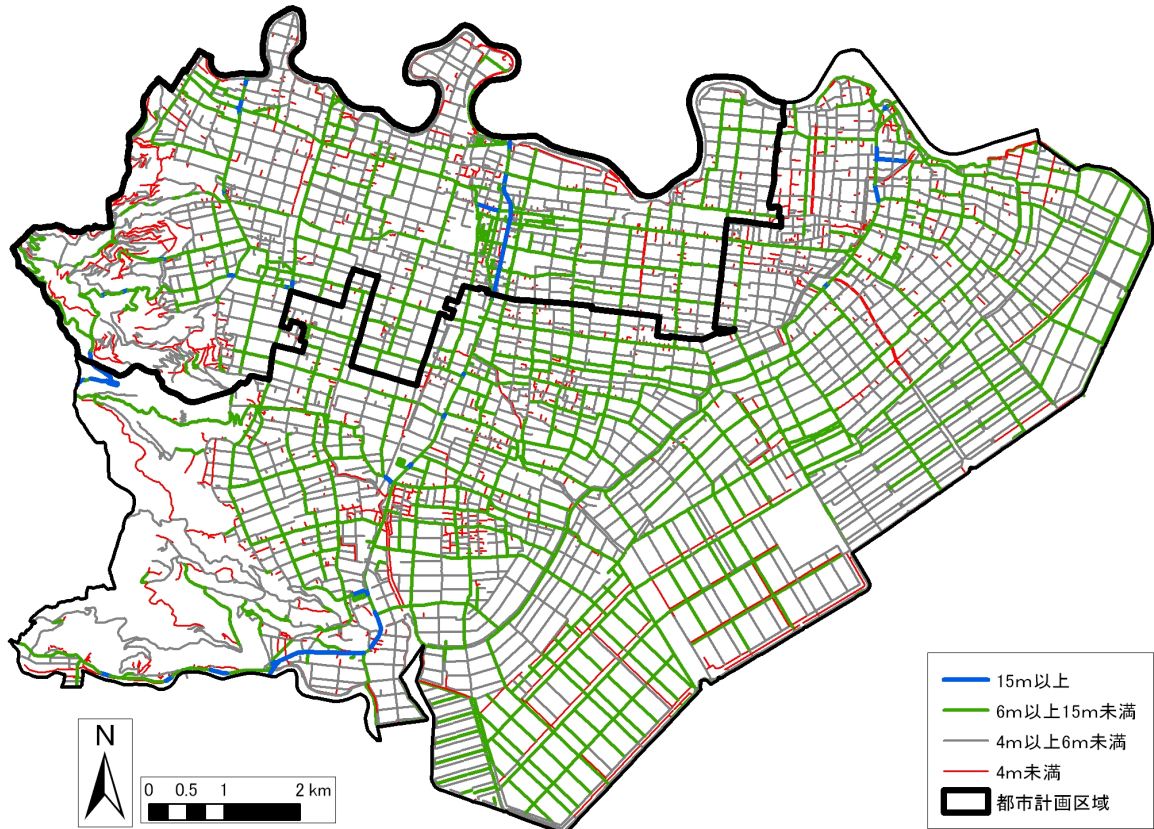


資料：平成 26 年度都市計画基礎調査

●道路幅員

町内の道路の大部分は、幅員4m以上の道路幅員を確保しており、概ね問題のない整備水準を達成しています。

■図 32 道路幅員の状況 ■



資料：平成26年度都市計画基礎調査

●公共交通

①鉄道

白石町内の中央部を JR 長崎本線が縦断しており、肥前白石、肥前竜王の 2 駅が存在します。いずれの駅も特急列車は停車せず、普通列車のみ停車する駅となっています。

なお、1 日当たり乗降人数は、肥前白石駅が 1,298 人、肥前竜王駅が 370 人となっています(佐賀県統計年鑑平成 25 年版)。肥前白石駅の利用者数は、近接する肥前山口駅(江北町)や肥前鹿島駅(鹿島市)と比べて 1/2 程度です。



JR 長崎本線(普通列車)

②路線バス

白石町内の路線バスは、祐徳バスが国道 207 号を通り、佐賀市～鹿島市間を結ぶ 1 路線のみを、1 時間に 1 本程度の頻度で運行しています(1 日 13 往復)。

なお、当該路線の 1 日平均利用者数は 238 人で、1 便あたりの平均乗降人数は 18.3 人です。(平成 26 年度都市計画基礎調査)



路線バス(祐徳バス)

③コミュニティタクシー

国道 207 号沿線以外の地域では、平成 17 年度より町がコミュニティタクシー「いこカー」の運行を開始し、半年に 1 回の頻度で、病院や高校へのアクセス改善や JR への接続など、住民ニーズに応じた路線再編やダイヤ編成を行っています。

さらに、今年 7 月からは区域デマンド運行の予約制コミュニティタクシーの運行を開始する予定です。

また、小城市と共同で運行するコミュニティタクシー「あいのりタクシー」は、福富地域の「福富ゆうあい館」と小城市牛津地域を、国道 444 号を介して結んでおり、土日祝日も運行しています。



あいのりタクシー

④その他交通機関

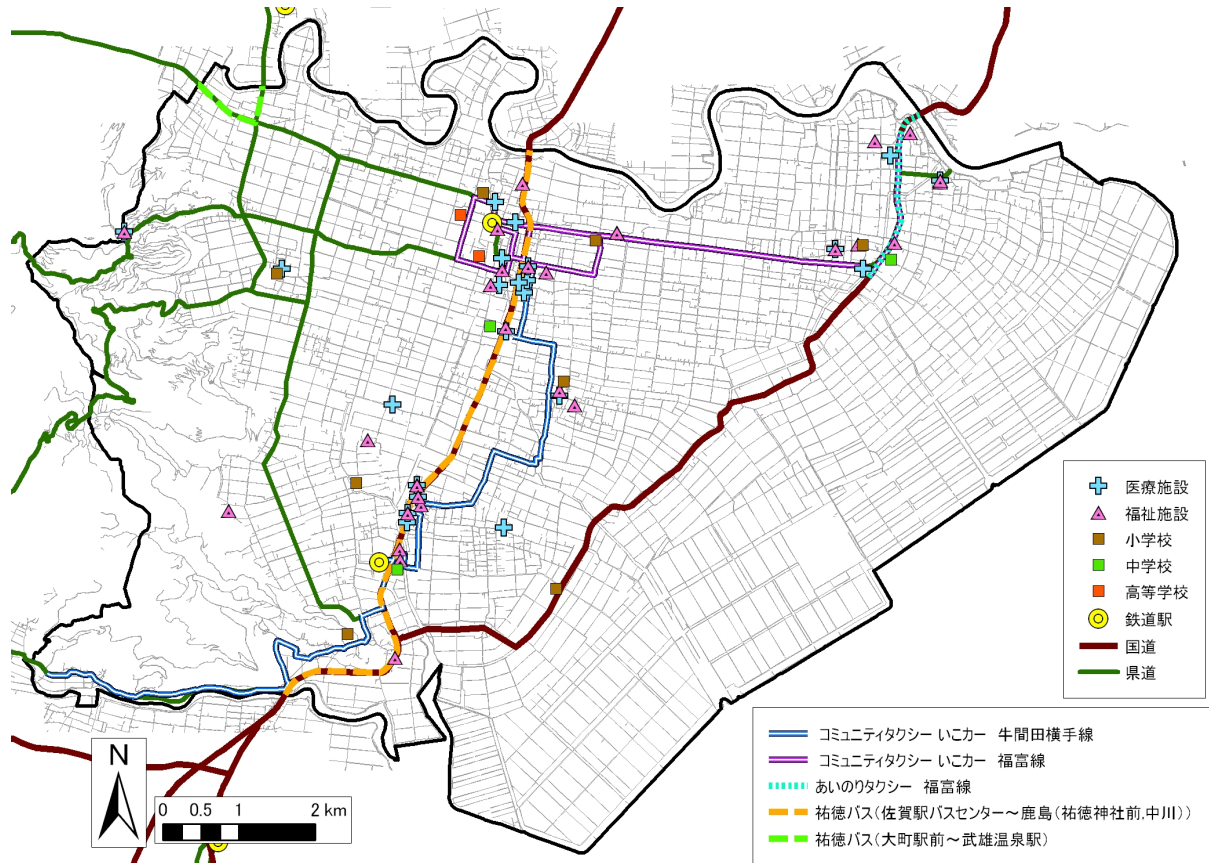
白石町内には 3 社のタクシー事業者があり、タクシーの運行のほか、上記の「いこカー」や「あいのりタクシー」の運行受託も行っています。

また、病院や福祉施設の中には、自ら保有するマイクロバスにて送迎サービスを行っている事業者もあります。



介護施設の送迎バス

■ 図 33 白石町の公共交通現況図 ■



(2) 公園

公園は都市計画事業により2ヶ所(白石中央公園、水堂公園)が整備されています。

都市計画区域外の大規模公園として、福富地域に福富マイランド公園、有明地域に有明スカイパークふれあい郷があり、各地域のレクリエーションの拠点となっています。また、干拓地域に遊水池公園、むつごろうカントリークラブがあります。

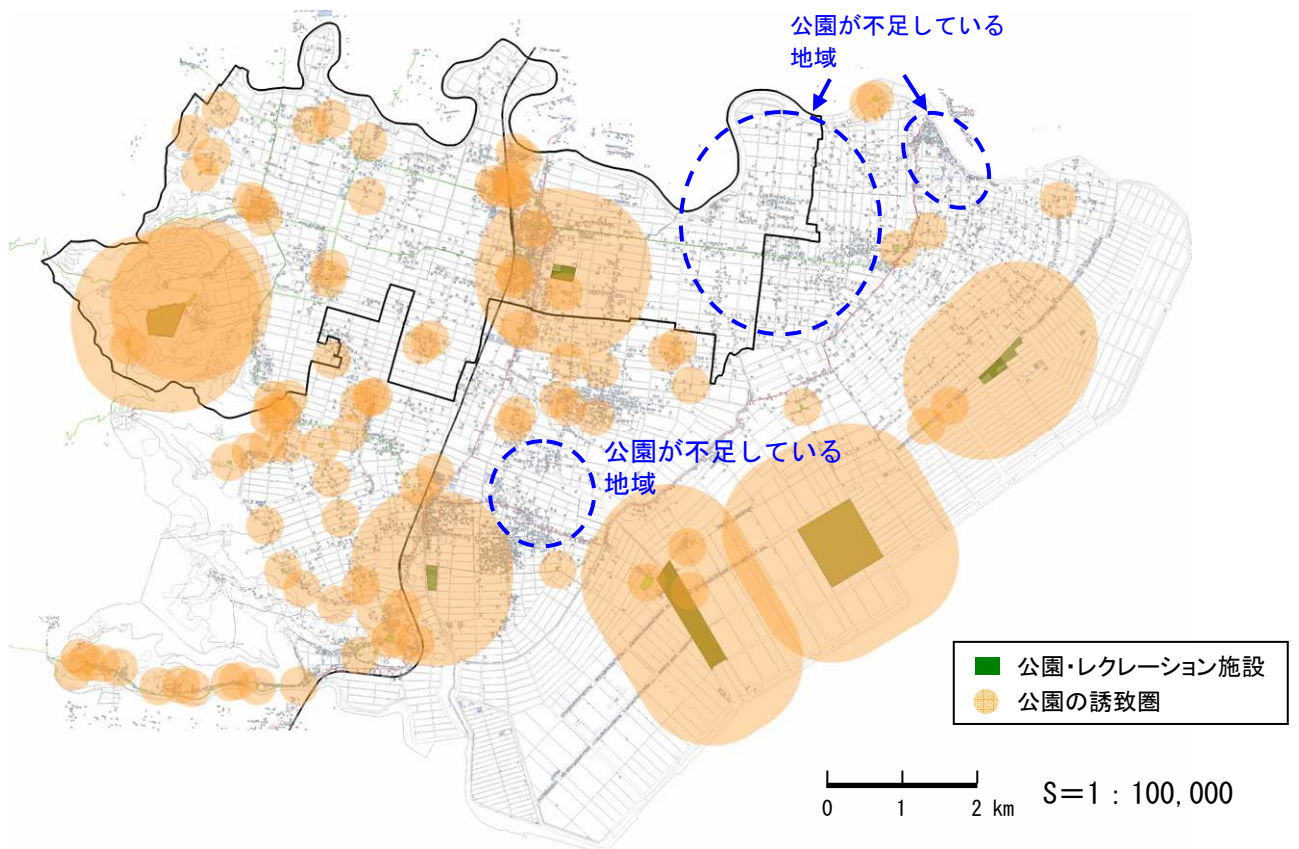
■ 図 34 白石町の主な公園 ■



町内には小規模な公園・広場が広く点在していますが、これらは都市計画事業ではなく、主に農村の生活基盤整備に係る事業により整備されており、町内の大部分の集落から公園・広場へのアクセスは概ね確保されています。これらは概ねゲートボールコート1面分程度の面積で、トイレが整備されているため、農村部における屋外トイレの需要にも対応しています。

しかし、白石地域と福富地域の境界部など、公園が不足している地域が若干存在しており、地域住民が気軽に利用できる屋外の小空間の創出を検討していく必要があります。

■ 図 35 公園の誘致圏の現況 ■



・ 上図では、4 ha 程度以上の大規模な公園の誘致圏を1 km、小規模な公園の誘致圏を250mとして、公園を中心とする円をオレンジ色で描いている。

(3) 下水道

これまで、都市計画事業としての下水道整備は行われず、平成8年度以降、福富地域および牛屋地区において農業集落排水事業³⁵による整備が行われてきました。

そのような中、平成20年度に白石町特定環境保全公共下水道³⁶が事業採択され、平成42年にかけて人口密集地域を中心に整備が進められています。

また、上記の下水道整備事業対象外の地区や集落では、平成19年度より浄化槽整備事業が行われています。

■表5 白石町汚水処理施設整備計画 ■

事業種	地区名	事業期間	供用開始	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)	接続率(%) H27.3.31現在
特定環境保全公共下水道	白石 (白石・有明)	H20～42	H25.12 (第1期)	184	6,620	34.7 (第1期)
農業集落排水事業	下区 (福富)	H 8～12	H12.11	44.1	1,850	83.7%
〃	住ノ江 (福富)	H12～16	H16.2	30.7	1,490	62.9%
〃	牛屋西分 (有明)	H 9～13	H13.4	43.4	2,140	81.1%
〃	牛屋東分 (有明)	H16～20	H20.4	40.8	960	46.3%
〃	須古 (白石)	H19～24	H24.6	95.2	1,650	52.5%
浄化槽設置整備事業	白石町全域 (集合処理区域除)	H19～33	—	1,500基	5,250人	—

※浄化槽設置整備事業による平成26年度までの設置基数：1,786基

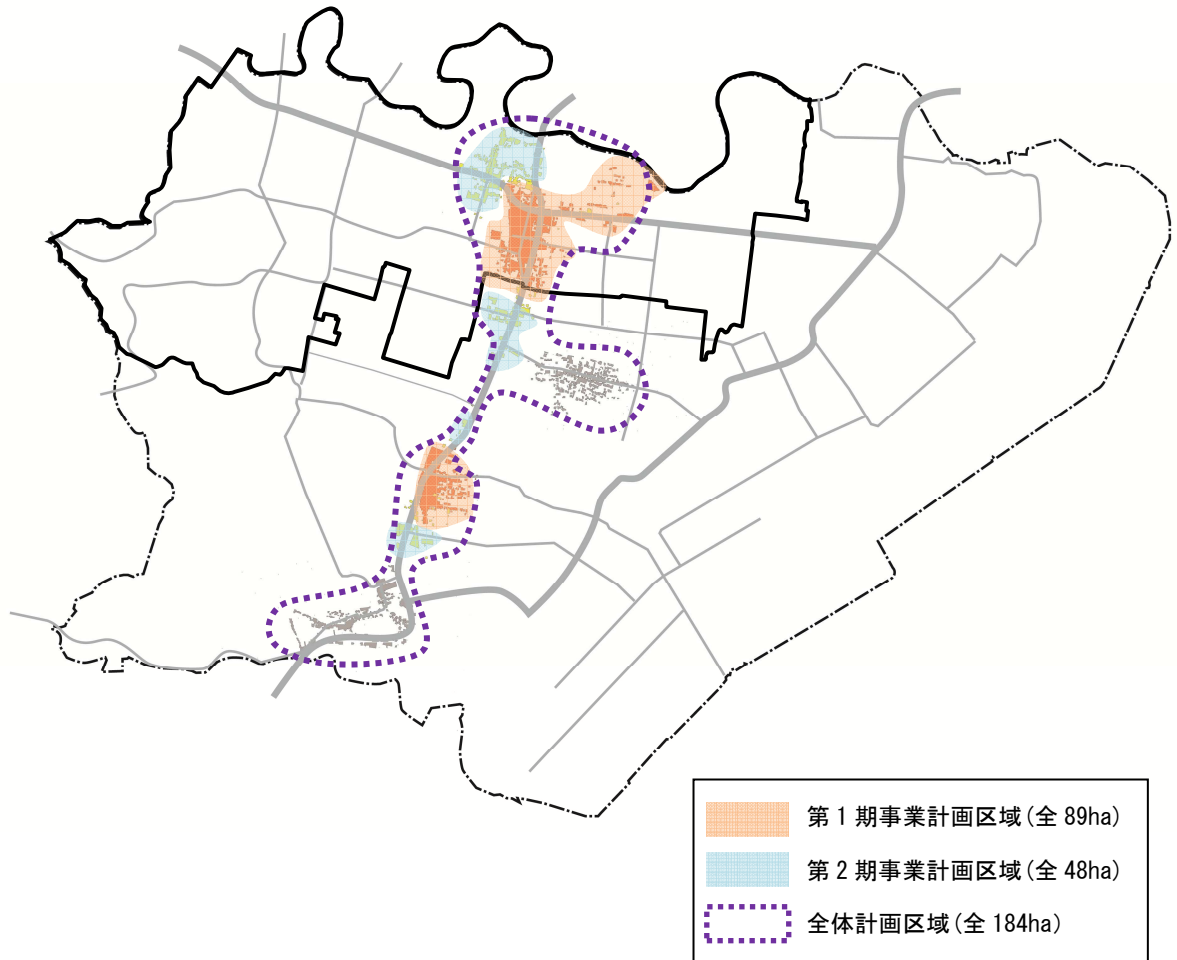
■表6 白石町特定環境保全公共下水道の整備計画 ■

	第1期事業計画	第2期事業計画	全体計画
事業採択年度	平成20年度		
整備完了年度	平成26年度	平成32年度	平成42年度
対象区域	白石市街地周辺 廻里津周辺	六角地区 国道207号沿線	左記区域に北明地区、深浦地区を追加
計画区域面積	89ha	48ha	184ha
計画処理人口	3,900人	1,720人	6,620人

³⁵ 農業集落排水事業……農業振興地域のうち、集落等を単位とした集合処理が効率的な地域を対象とした汚水処理施設の整備事業。

³⁶ 特定環境保全公共下水道……農山漁村の生活環境の改善、自然環境を有する湖や水道資源の水質保全を図る必要性から制定された制度による公共下水道。市街化区域以外の区域に設置される。

■ 図 36 下水道の整備状況図 ■

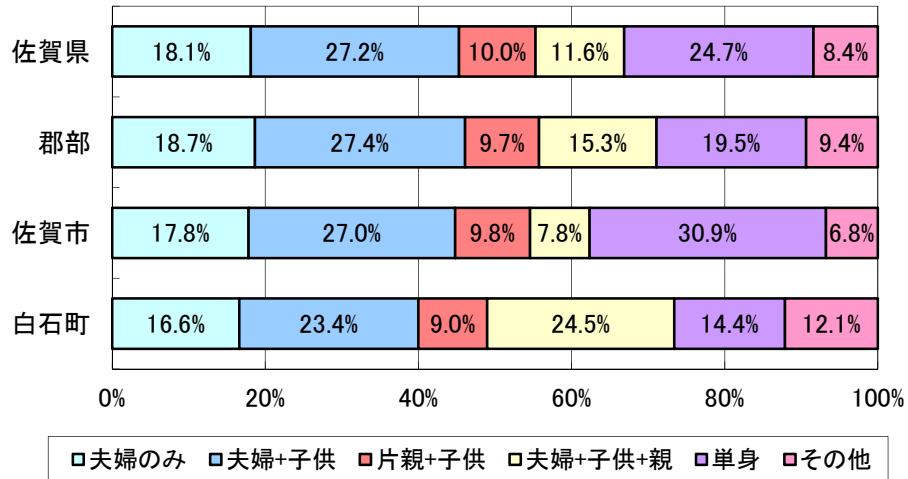


(4) 住宅

● 家族構成

本町では、県平均などに比べて「夫婦+子供+親」の三世代居住の割合が約 25%と非常に高く、単身世帯 (14.4%) を上回っています。

■ 図 37 地域別家族類型別一般世帯割合 ■

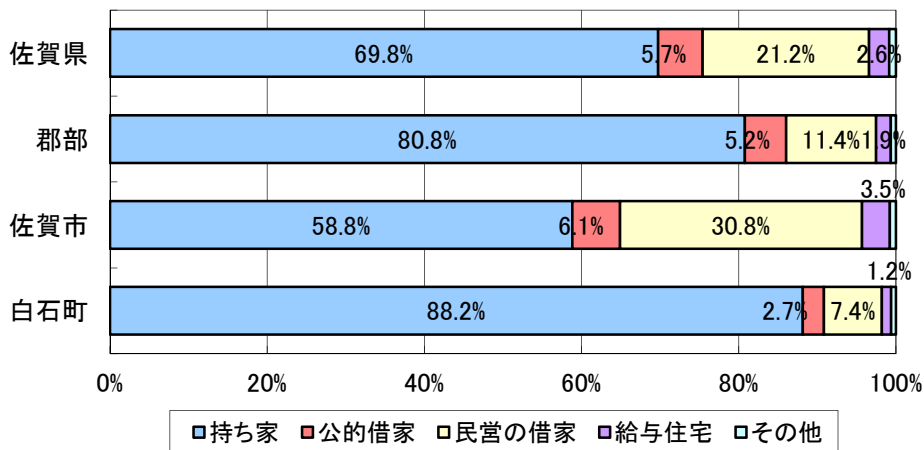


出典:平成22年国勢調査

● 所有関係

本町では、持ち家の割合が 90%近くを占め、民間の借家が非常に少ないという特徴があります。

■ 図 38 地域別所有関係別一般世帯割合 ■

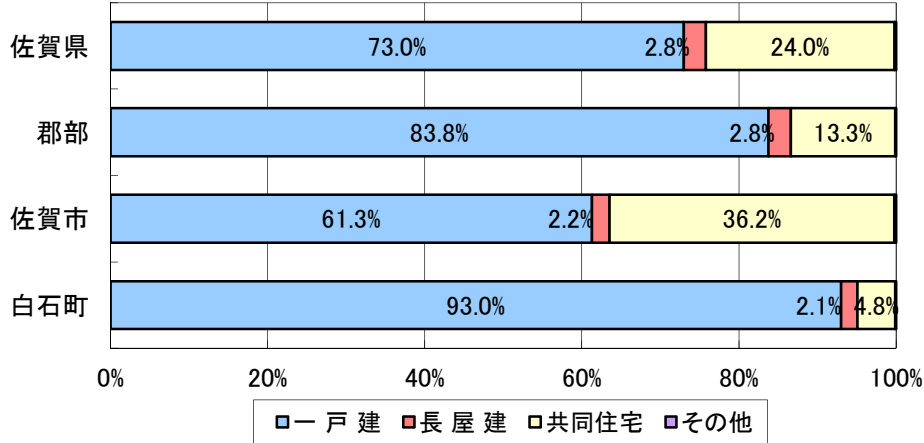


出典:平成22年国勢調査

●建て方

一戸建て世帯の割合が93.0%と非常に高く、長屋建てや共同住宅の割合は県平均などと比べてもごくわずかとなっています。

■図 39 地域別建て方別住宅に住む一般世帯割合 ■

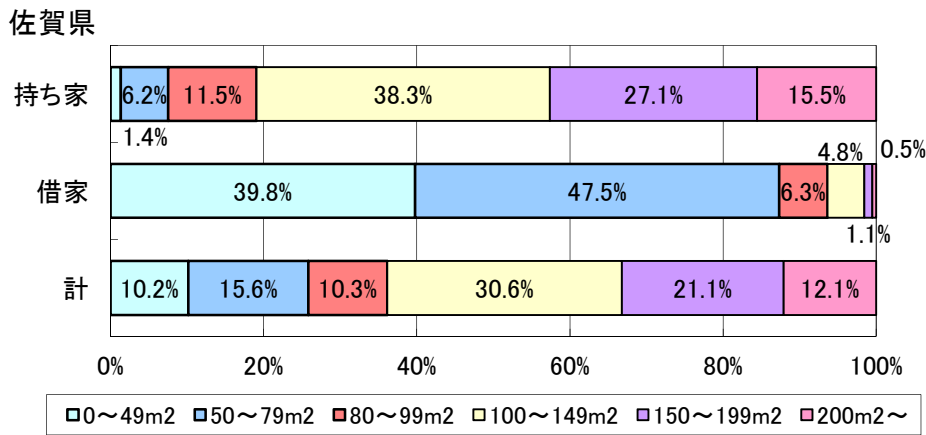


出典:平成22年国勢調査

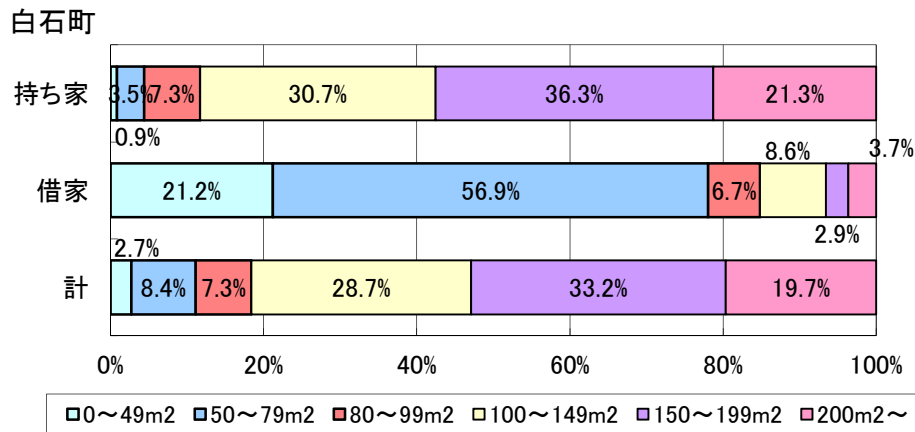
●広さ

1世帯あたり住宅の延べ床面積は、県平均に比べて広く、県内でも広々とした住宅のストックが多く存在しています。持ち家は150㎡を越えるものが57.6%で、県全体の42.6%を大きく上回っています。

■図 40 1世帯あたり住宅の延べ床面積 ■



出典:平成22年国勢調査



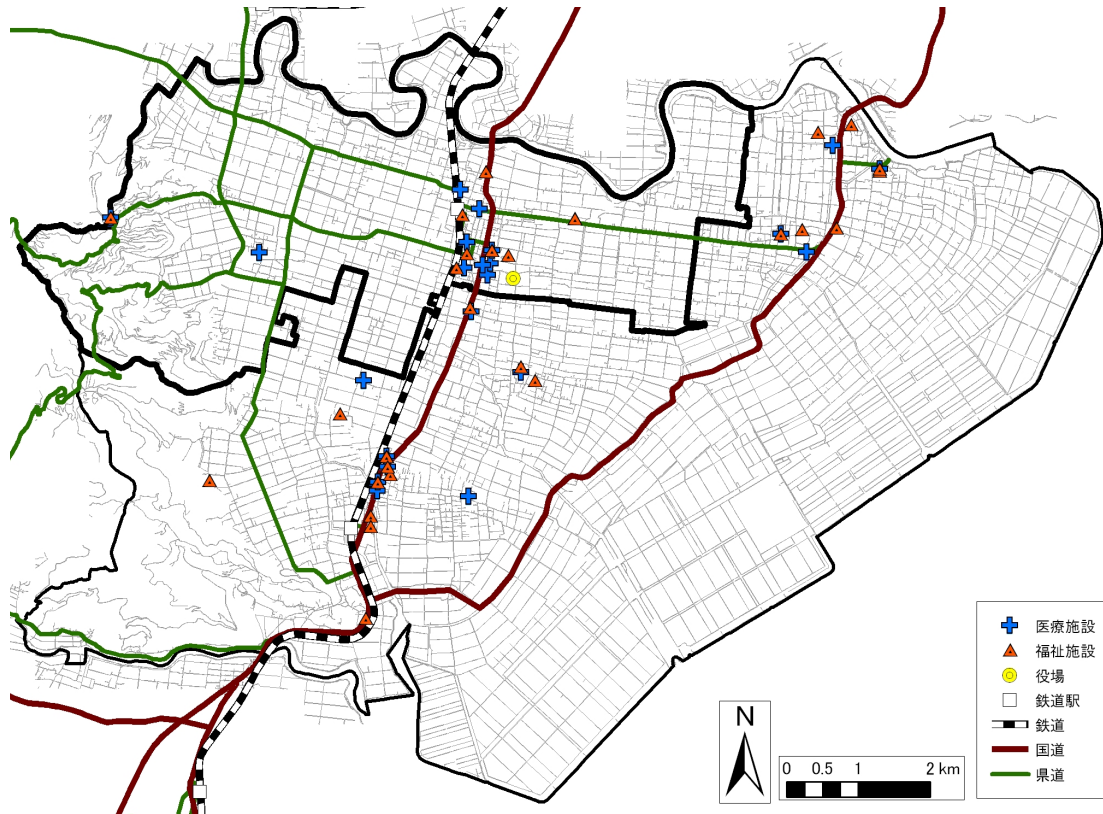
出典:平成22年国勢調査

(5) 医療・福祉施設

本町には総合病院が2ヶ所あり、また、白石地域の市街地を中心に、歯科、耳鼻咽喉科、整骨院などさまざまな診療科目の個人病院が立地しているため、通院の利便性が非常に高い状況にあります。

一方、福祉施設に関しては、市街地近傍から山間部に至るまで、立地状況はまちまちであり、特に入所型の介護福祉施設が市街地から離れた位置に立地する傾向があります。

■ 図 40 白石町の医療・福祉施設の分布 (図 33 をもとに修正予定) ■

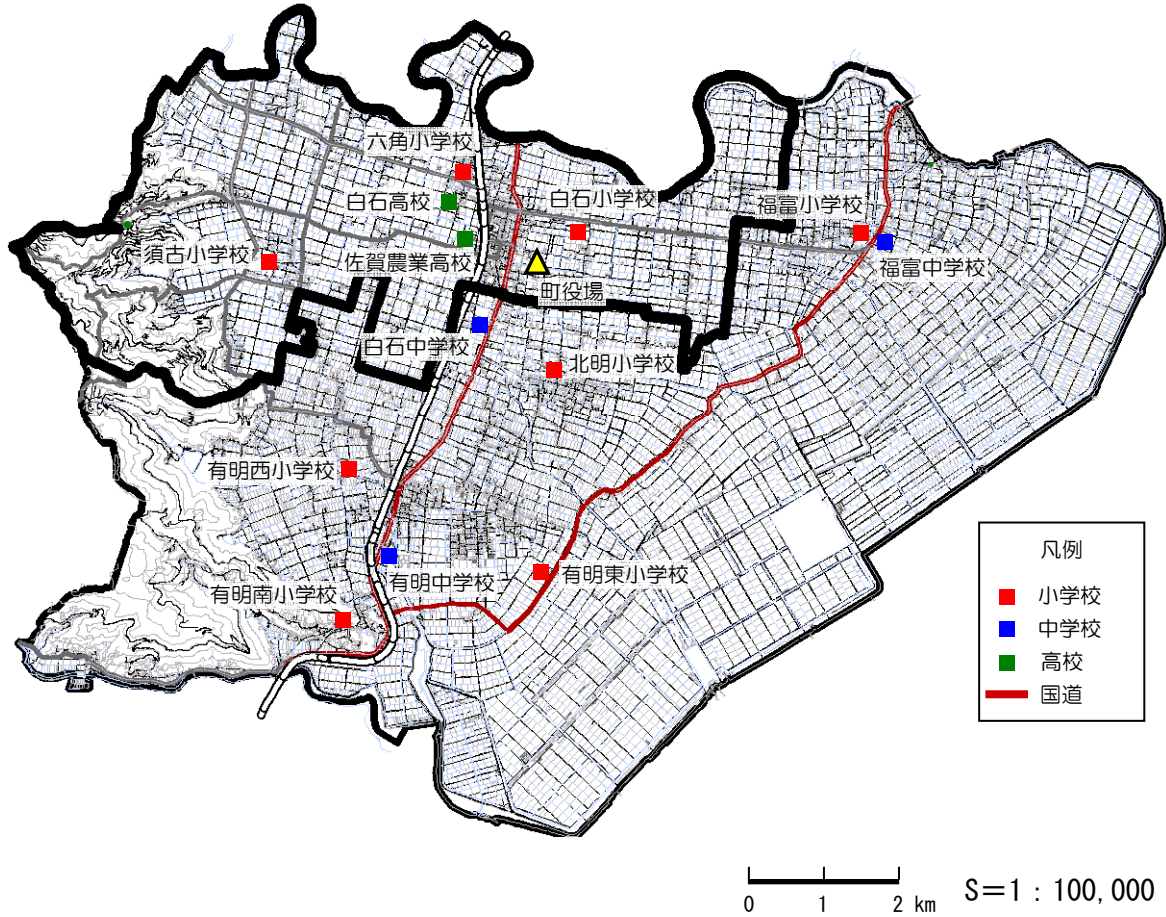


(6) 学校

本町には、小学校が8校、中学校が3校あります。小学校はおおむね昭和30年頃の大合併以前の旧町村単位、中学校は旧3町に1校ずつ分布しています。

また、本町には県立高校が2校（白石高校、佐賀農業高校）立地し、町内への若年層の流入、地域との交流に大きく寄与しています。

■ 図 41 白石町の学校の分布 ■



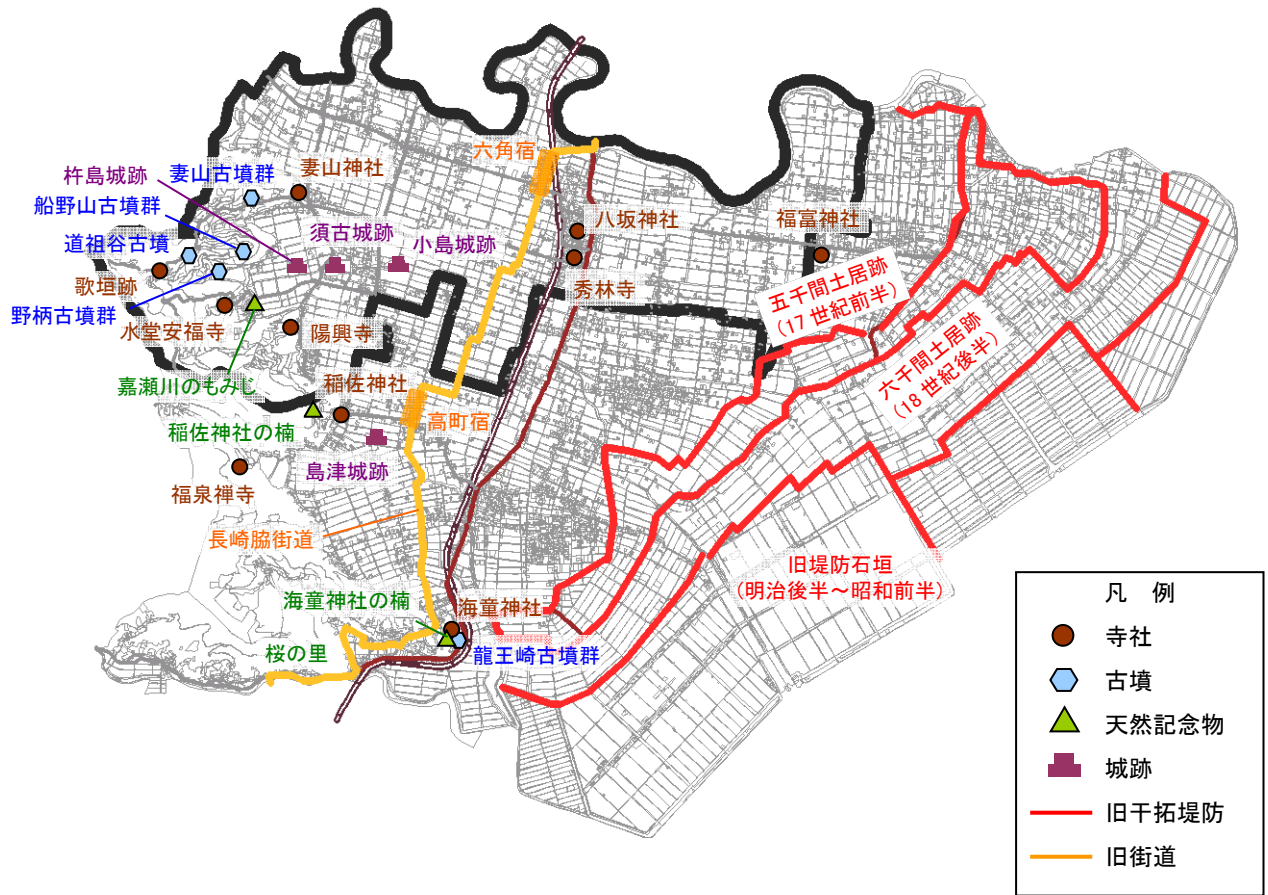
1-9. 文化財

多くの文化財や寺社は、町域西部の杵島山麓を中心に南北方向に分布しています。中には、稲佐神社や海童神社など千年以上の歴史を有するものもあります。一方、平野部には、干拓堤防の遺構が残り、白石平野の干拓の歴史を垣間見ることができます。

■表7 白石町の文化財 ■

文化財名称	文化財解説	年代
杵島山古墳群	杵島山麓丘陵地帯には、妻山古墳群、船野塚古墳群、野柄古墳群など、主に5～6世紀頃に築造された多くの古墳群が存在している。なかでも道祖谷古墳は、白石・武雄地区では最大規模の古墳である。	古墳時代
龍王崎古墳群	5世紀後半～6世紀代にかけて築造された群集古墳で、いずれも内部に横穴式石室。装飾古墳としては佐賀平野の西限にあたる。出土品として、金銅製品を多種多様に含む、大陸色の強い優れた装飾品に特色がある。	古墳時代
天然記念物	海童神社の楠、稲佐神社の楠（以上県指定）、嘉瀬川のもみじ（町指定）がある。	
稲佐神社	社伝によると天地開闢の頃五十猛命を祀ったという。飛鳥時代に百濟より来朝しこの地に留まった阿佐王子が祀られている。平安時代、空海により稲佐泰平寺が開かれ、その鎮守神として稲佐大明神が位置づけられ、真言寺十六坊と呼ばれる一大霊所となった。	不明
妻山神社	1607年、須古初代呂主の龍造寺信周により再建され、一の鳥居（1658年）、二の鳥居（1608年）が建立された。	不明
水堂安福寺	通称水堂さん。日輪山と号し、天台宗。開山の年代は不明だが、18世紀初めに再興される。毎年旧暦4月15日～7月15日にかけて、寺内で霊水が湧くといわれ、参詣者が多い。	不明
杵島山の歌垣跡	奈良時代の「肥前国風土記」に、『春と秋に若い男女が酒を携え琴を持って杵島山に登り、歌い舞った』と記されている。その時に歌われた「杵島曲」を刻んだ歌碑が建てられている。歌垣についての記録が現存しているため、筑波山（茨城）、歌垣山（大阪）とともに日本三大歌垣の1つに数えられる。	奈良～平安
海童神社	平安時代頃、龍王崎に創建され、豊玉姫神（海にまつわる龍神）などを祭神として古来海上交通の安全を祈願する神社として広く信仰された。	平安
福泉禪寺	はじめ真言密教の寺院として開山されたが、のち聖一国師の高弟鍊牛禪師が再興し、臨済宗となる。和泉式部生誕の地との説がある。	平安
須古(高)城	鎌倉時代(13世紀)の御家人白石道益が築いたとされる平山城である。天正2(1574)年、龍造寺隆信が入城して以来、明治維新まで須古呂須古鍋島家（佐賀藩の親類同格級）の拠点となった。	鎌倉～明治
杵島城跡(現・杵島神社)、小島城跡	須古城の支城として築城されたという。	鎌倉～明治
島津城跡	周囲300mの中世平山城。鎌倉時代の御家人、白石通益が築城したとされ、南北朝時代には「精岳」と呼ばれ、藤津藤太郎の居城であった。	鎌倉
八坂神社	もとは須古村にあったが、寛永18(1641)年、佐賀藩主鍋島勝茂が秀津に別邸として屋形を構えた際、鬼門鎮護のため遷宮、祭祀した。	江戸
秀林寺	佐賀藩主鍋島勝茂が先祖の霊を慰めるために建立した。「佐賀猫化騒動」の猫を祀ったという石祠が境内にあり、「猫大明神」と彫られた下に、7つの尾をもつ猫が刻まれている。	江戸
福富神社	1697年、新地開拓により埋築間近にあった田地の成就と五穀豊穡を祈願し、開拓の神として、伊佐奈伎、伊佐奈美乃命の二神を祭神として勧請し、稲佐三社大明神より、三尊仏のご神体を奉り立てられた。	江戸
陽興寺	明治維新に至るまで須古鍋島氏の菩提寺であった。	江戸
長崎脇街道	享保年間(18世紀前半)に整備された、江北町山口から鹿島を経て諫早・長崎に至る街道。街道沿いに六角の宿、高町の宿があった。	江戸
干拓堤防	町域東部に、干拓による町土の形成の歴史をしのぶ遺跡が残る。17世紀に成富兵庫茂安が築造した五千間土居、18世紀に佐賀藩が築造した六千間土居などは、現在では一部が国道444号として利用されている。	江戸～現代
桜の里	佐賀県によって整備された生活環境保安林(全30箇所)の1つ。杵島山系の最南端に位置し、直下に塩田川の河口と有明海が一望できる。春には地区内や林道沿いに桜が咲き乱れ、花見客でにぎわう。	現代

■ 図 42 白石町における文化財の分布 ■



八坂神社



旧干拓堤防



海童神社の鳥居

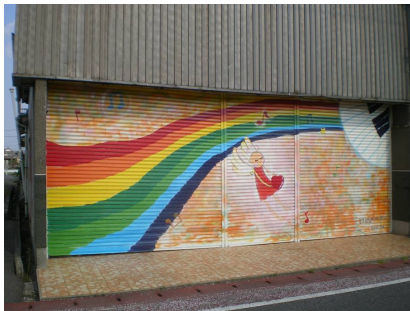
1-10. 地域活動・コミュニティ

●各種団体による活動

町内には、3つのNPO(特定非営利法人)と10のCSO(市民社会組織)登録団体が活動しています。活動内容としては、2つのNPO法人が主に障害者福祉、CSO10団体のうち6団体が主に子どもの健全育成に関する活動を行っています。

また、白石町商工会は、町内の商店街において学生たちを巻き込んだシャッターアートの展開や、空き店舗を活用した交流施設など、商店街を元気にする新たな取り組みを展開しています。

また、農業協同組合(JA)は、町内9地区に支所を有し、農業だけでなく金融、共済、物販など町民生活に密着したサービスの提供主体として大きな役割を果たしています。これらのネットワークの活用を、まちづくりの視点から今後も考えていくことが重要です。



秀津商店街のシャッターアート



JA白石地区統括支所

●主なイベント

本町では、四季折々にさまざまな特色あるイベントが行われています。これらの運営は、町民と行政の協働により行われており、毎年多くの町内ボランティアがイベントを支えています。

・歌垣の郷ロードレース(3月)

日本陸連公認のロードレースで、毎年各地から多くのランナーが参加します。

**・しろいし歌垣春まつり(4月)**

歌垣公園一帯で開催され、歌垣のツツジを観光PRしています。

**・しろいし夏まつり(8月)**

お盆の時期にふくどみマイランド公園で開催され、盆踊りや花火大会などを通して町民の融和を図るものです。

**・しろいしぺったんこまつり(11月)**

有明スカイパークふれあい郷で開催され、白石町の五穀豊穡を祈願し、その年にとれたもち米を使った餅つきイベントのほか、産業振興のPRなどを行っています。



2. 町民意向調査


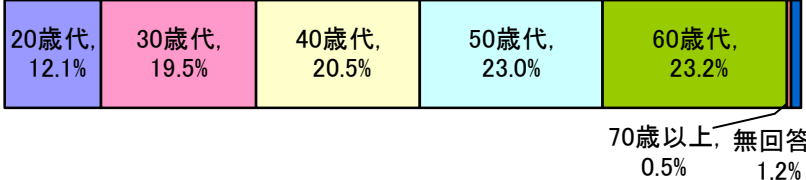
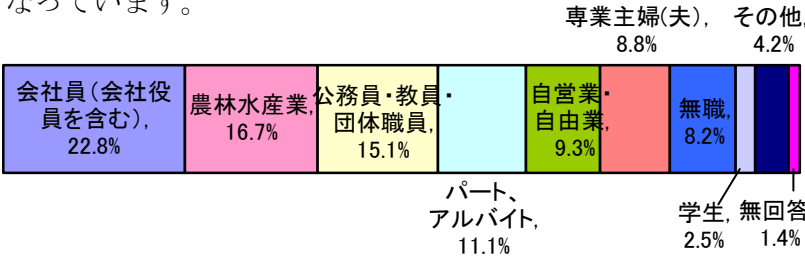
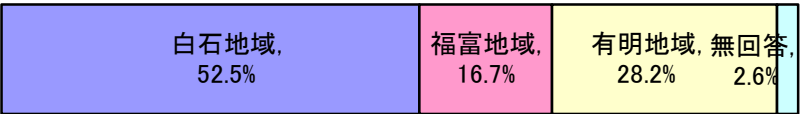

2-1. 調査概要

白石町のまちづくり及び将来の土地利用に関して、町民の意向を把握するためにアンケート調査を下記のとおり実施しました。

調査時期	平成21年6月～7月
調査対象	20歳以上70歳未満、1,500人（無作為抽出）
調査方式	アンケート票の郵送配布・郵送回収
回収率	38.0%（回収数570／配布数1,500）

2-2. 結果の概要

●回答者の属性

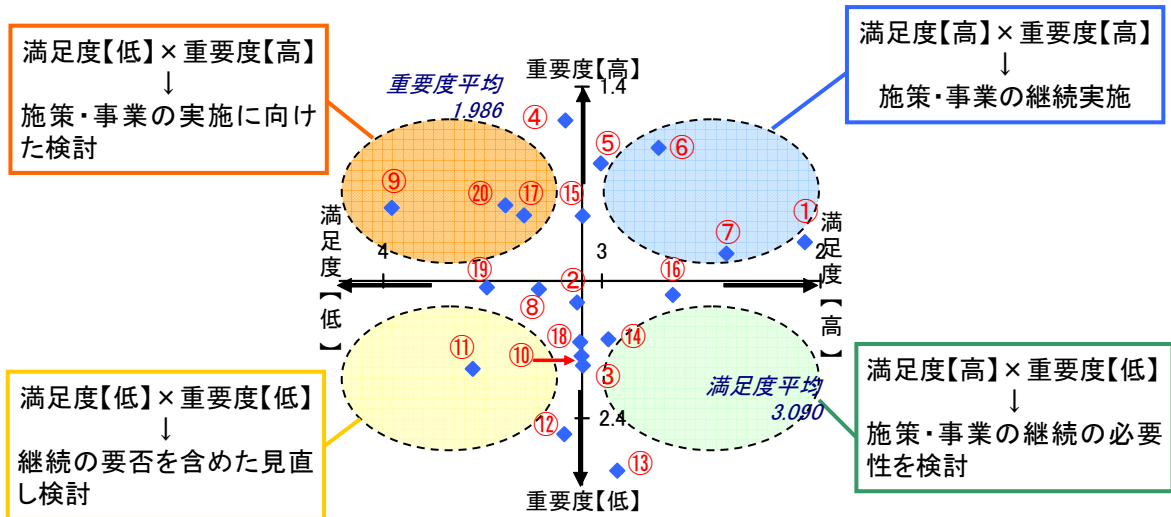
性別	男女がほぼ半々の割合で回答しています。 
年齢構成	50歳代～60歳代の割合が若干多いものの、30歳代以上の回答率はほぼ均等になっています。 
居住地域	会社員や公務員など給与所得者の割合が大きく、農林水産業従事者は16.7%と、第1次産業が30%以上を占める町の従業者数構成の割に少なくなっています。 
居住地域	都市計画区域を現在抱える白石地域の回答者が過半数を占めていますが、概ね町の人口構成の割合に近い状況となっています。 
居住年数	回答者の約60%が町内に30年以上居住しており、10年以上居住している人が90%近くを占めています。 

●居住環境に関する満足度と重要度

居住環境の指標として、下表に示す20項目について、現在の満足度と今後の重要度について、町民が5段階評価（1：満足～5：不満）で回答を行いました。

満足度、重要度についての5段階回答の平均値を、下記のグラフ(満足度－重要度マトリックス)上にプロットすることで、今後のまちづくりにおいて優先すべき事項の把握を行いました。

■居住環境に関する満足度－重要度マトリックス■



※ 上図中の番号と下表の各施策の番号が対応しています。

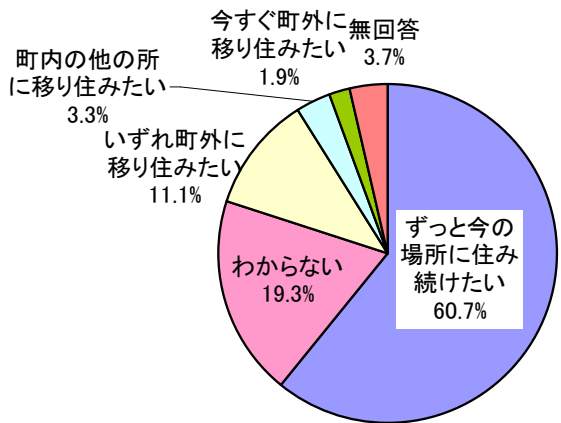
満足度【高】×重要度【高】	①自宅周辺での緑の豊かさや日照、静寂さ
	⑤大気汚染や水質汚濁などの公害に対する安全性
	⑥病院などの福祉・保健医療施設の利用しやすさ
	⑦自宅周辺の身近な生活道路の利用しやすさ
	⑮山や川、海などの自然の豊かさ、きれいさ
満足度【低】×重要度【高】 ※町民が最も必要としている施策	④地震や火災・洪水などの災害に対する安全性
	⑨企業、事業所など働き場所の多さ
	⑰歩道の歩きやすさ、自転車や車いすなどの通行しやすさ
	⑳下水道などの生活排水施設の整備
満足度【低】×重要度【低】	②身近に遊べる小さな公園や広場の利用しやすさ
	⑧商店の充実など買物の便利さ
	⑩スポーツなどができる公園の利用しやすさ
	⑪娯楽や余暇を楽しむ場所・施設の多さ
	⑫イベントなどの人や情報が交流する機会の多さ
	⑱商店街や駅などの駐車場や駐輪場の利用しやすさ
満足度【高】×重要度【低】	③街路樹や生け垣、建物などの街並みの美しさ
	⑬社寺や史跡などの歴史的資源の親しみやすさ
	⑭図書館や公民館などの文化・交流施設の利用しやすさ
	⑯国道などの幹線道路での車の走りやすさ

満足度・重要度の分析より、以下のことが考えられます。

- 自然の豊かさや静けさ、福祉・医療の充実、生活道路の整備については満足度、重要度ともに高く感じられています。
- 歩道などのバリアフリーや生活排水施設整備、職場の確保、災害に対する安全性などは、満足度は低いですが重要度が高い項目であり、今後の重点的な施策課題として考える必要があります。

●今後の居住意向

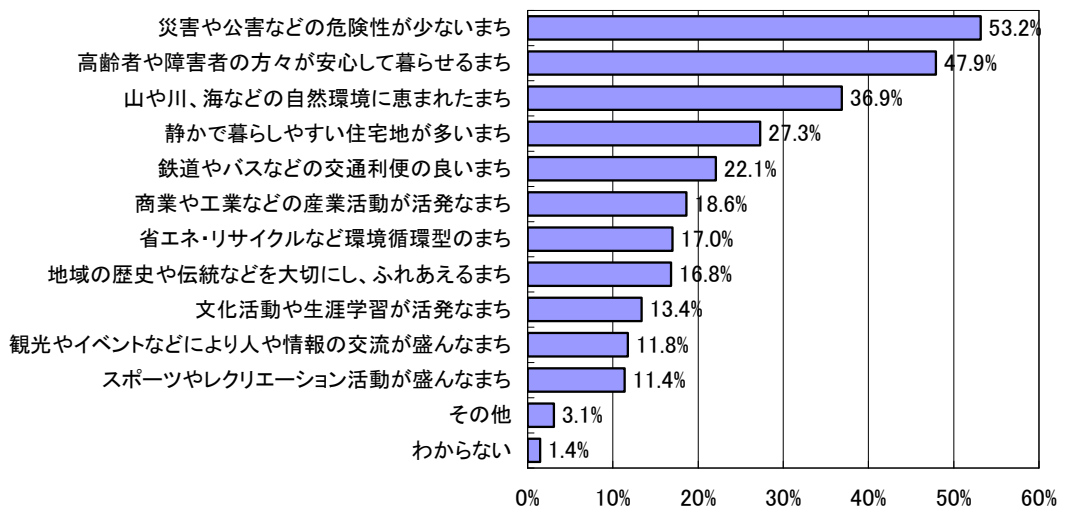
今の場所に住み続けたいとの回答が約 60% を占め、都市部に比べ生活の場に対する愛着が強いものと考えられます。



●将来の白石町に望むこと

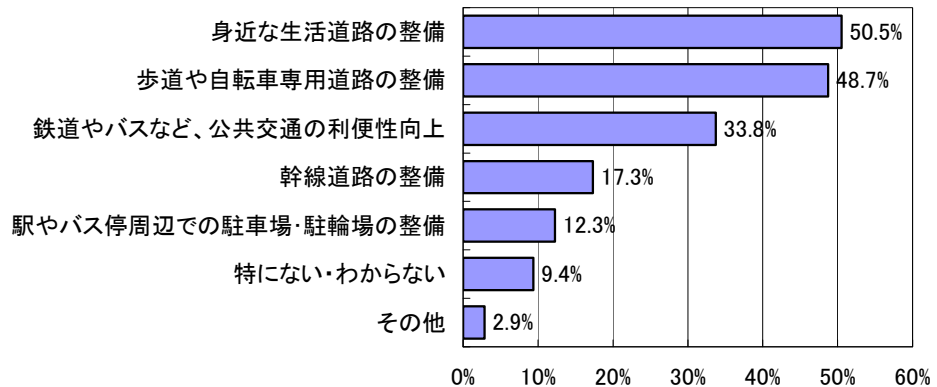
「災害や公害などの危険性が少ないまち」「高齢者や障がい者の方々が安心して暮らせるまち」など、安全・安心が確保されることを望む意見が多くありました。

次いで、豊かな自然環境や静かで暮らしやすい住宅地を望む意見が多く、全体的に利便性向上や活性化よりは、安全・安心で静穏な暮らしを志向する傾向が見て取れます。



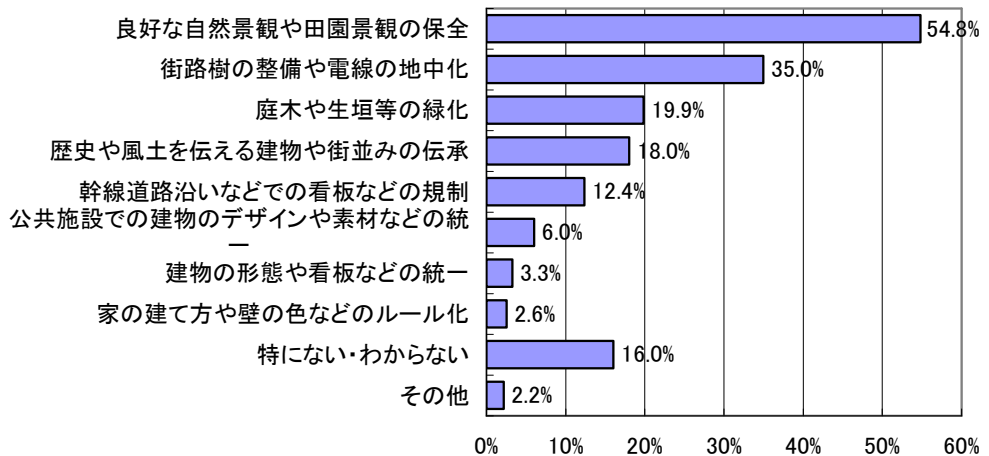
●交通について

生活道路や歩道、自転車専用道路などの身近な道路の整備を望む意見が多くありました。また、公共交通の利便性向上を望む声も大きいです。



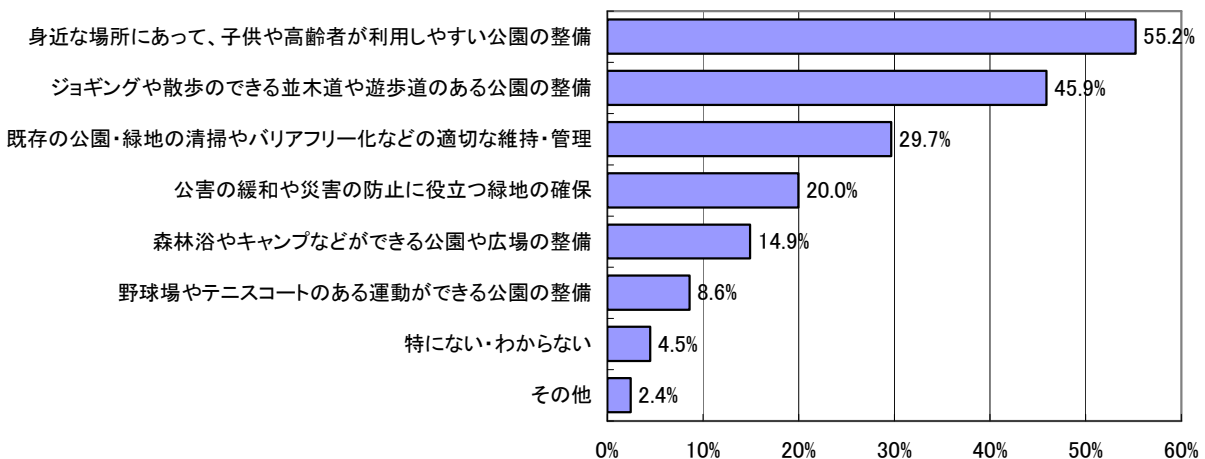
●景観について

田園景観や干潟、西部の山々など、町域の大部分を占める自然景観の保全を望む声が最も多くありました。



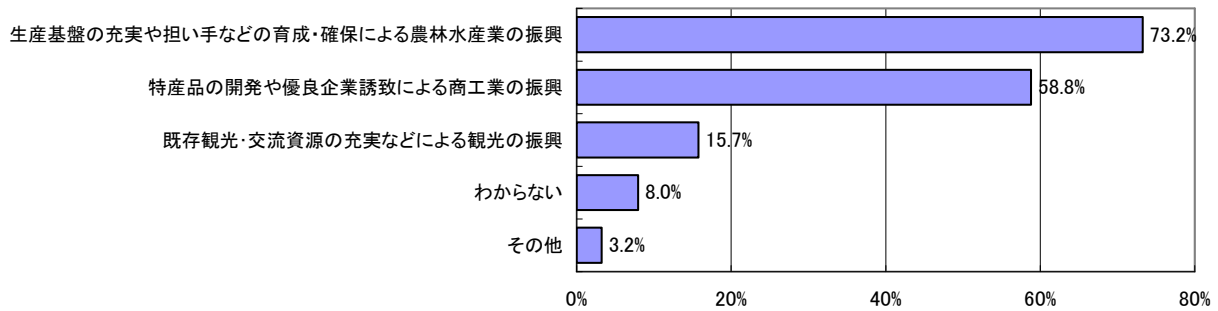
●公園・緑地について

子供や高齢者が利用しやすい身近な公園、ジョギングや散歩のできる公園など、身近にあって誰でも気軽に利用できる公園を望む意見が多くありました。



●地域産業について

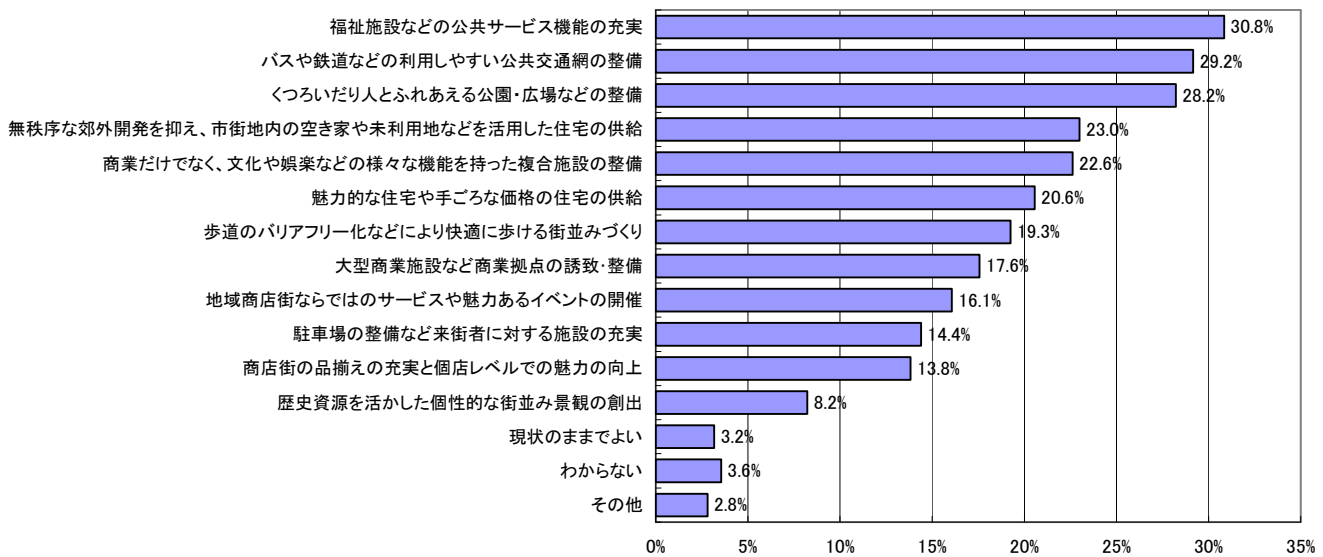
町の主産業である農林水産業の振興を望む意見が最も多く、一方で商工業の振興を望む意見も多く見られました。



●市街地の活性化について

全体的に意見がばらばらだったが、特に「福祉施設などの公共サービス機能の充実」、「利用しやすい公共交通網の整備」、「公園・広場などの整備」の3つが多く、身近な公共サービスの向上を望む声が多くありました。

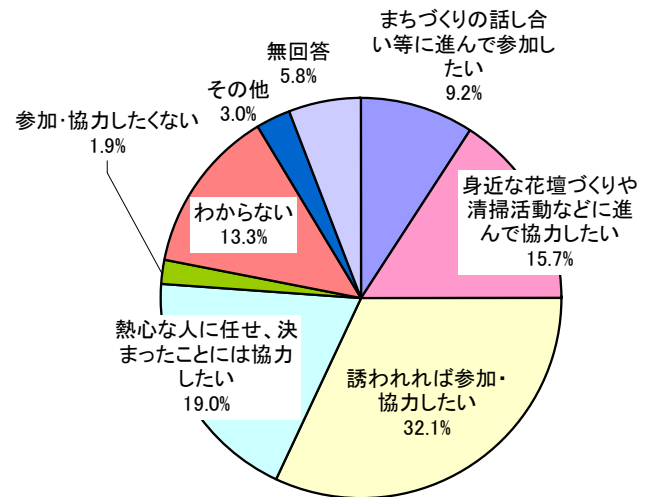
一方で、商業機能の活性化や街並み景観については、重要とする意見が少なく、中心市街地の拠点性低下が推測されます。



●まちづくりの参加について

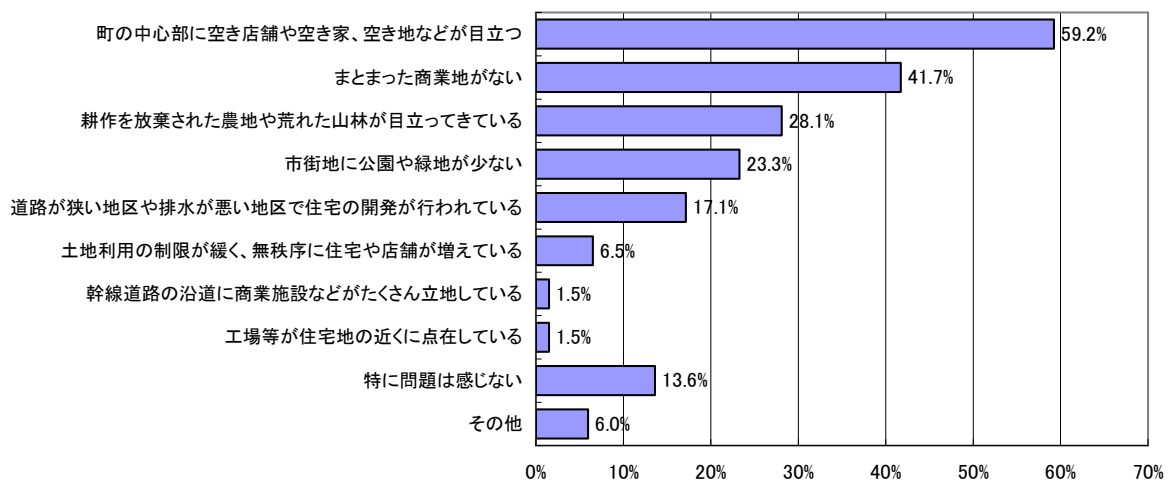
約 25%の回答者が進んで参加・協力したいという意向を持っています。(「まちづくりの話し合いに進んで参加したい」 + 「身近な花壇づくりや清掃運動などに進んで協力したい」)

一方で、50%以上の回答者は「誘われれば参加」「決まったことには協力」など、消極的な参加にとどまっています。



●土地利用について

「町の中心部に空き店舗や空き家、空き地が目立つ」、「まとまった商業地がない」という意見が特に多く、中心市街地の衰退と拠点性の低下が深刻であることが推測されます。



●白石町の都市計画について

- ・都市計画区域の指定状況については、「知らなかった」との回答が 80%以上と大多数を占めていました。
- ・市街地拡大の考え方については、市街地の拡大よりも既存市街地の充実を望む意見が 50%近くある一方、市街地拡大を容認する意見も約 30%あり、賛否が分かれています。
- ・今後計画的かつ一体的な都市整備を進めていくには、都市計画区域の再編や拡大など、何らかのアクションが必要との回答が過半数を占めていました。

白石町都市計画マスタープラン

平成 22 年 3 月発行
編集・発行 白石町役場土木管理課

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247-1
TEL 0952-84-2111(代) FAX 0952-84-6611
URL <http://www.town.shiroishi.lg.jp/>